

# 日本歴史

下

文部省

2	歴
4	史
5	史

50221

教科書文庫

5
210
50-1947
01304 49647

5  
210  
50-1947  
0130449647

日本歴史  
上

[33]

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

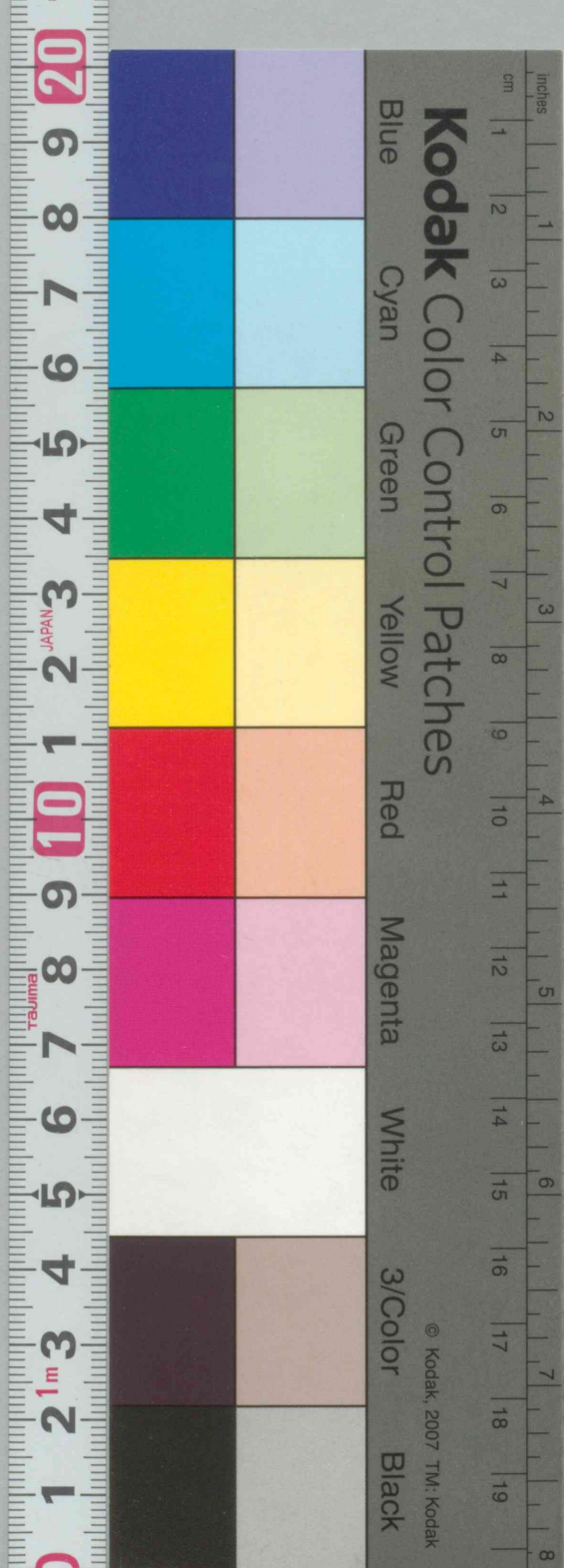


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak





中央図書館

日本歴史 下

文部省

広島大学図書

0130449647





目次

第九章 封建制度の確立	一
第一節 江戸幕府の成立	一
第二節 幕府の外交	三
第三節 鎖國	六
第十章 幕政の推移と藩治	二
第一節 幕政の推移	二
第二節 諸藩の治	七
第十一章 社會・經濟の發達	四
第一節 封建社會の構成	四
第二節 經濟の發達	八
第三節 都市の興隆と町人	九

目次







## 第九章 封建制度の確立

### 第一節 江戸幕府の成立

幕府の創立 織田信長・豊臣秀吉の後を承けて諸侯を統御し、幕府を江戸に開いて封建制の再編成をしたのは徳川家康である。徳川氏のもと松平氏を稱し、今川・織田兩氏の間介在してゐたが、家康の時、しだいに勢力を得た。家康は幼くして今川・織田兩氏の人質となり、その間つぶさに艱難を嘗め、堅忍不拔の精神を養つた。やがて桶狭間の戦ひに今川氏がやぶれてから、信長と結んで四圍の諸豪族を制壓し、濱松城に移つた。信長の死後、一時秀吉と争つたが、まもなくその幕下に入り、北條氏征討の軍に加はり、北條氏の没落後は、その所領である關東の地を領した。家康は江戸城を修築し、銳意城下の經營にあたり、移り行く世相を靜視しつつ、その實力を養つてゐた。

やがて秀吉は世子秀頼の將來を憂へ、家康をはじめ前田利家・毛利輝元・上杉景勝・宇喜多秀家らの諸侯に後事を託し、慶長三年八月十八日なほなすへき事業をのこして薨去した。利家は秀吉の遺託により、大阪城にあつて秀頼を輔けたが、慶長四年利家が病歿するに及んで、家康の聲望はひとり盛んとなり、その勢威はよく諸侯を壓し、天下の政權は彼に歸せんとするにいたつた。また諸侯の間にも、秀吉の歿後いくばくもなく黨争が生じ、石田三成・小西行長らを主とするいはゆる文治派と功城野戦に功



を誇る加藤清正・福島正則らのいはゆる武斷派との間に、多年にわたる反目が昂ずるにいたつた。すでにして三成は、まさに會津に轉封された上杉景勝の老臣直江兼續かねつぐと結び、まづ景勝をして家康の命に抗させたので、家康は會津征討の軍を起し、みづから總軍を指揮するため慶長五年(西曆一六〇〇)六月大阪を發した。三成はその虚に乗じ、毛利輝元・宇喜多秀家とはかつて、家康の罪狀を挙げ、秀吉恩顧の諸侯に訴へ、輝元を盟主として兵を擧げた。まづ伏見城を陥れ、さらに美濃路にすすんで大垣城に本據を構へ、家康の西上を邀へ撃たうとした。

家康は七月下野小山において、三成の擧兵のを知り、長子秀忠をして中山道を経て美濃路に向かはせ、みづから本軍を率ゐて東海道から西上した。このとき家康に屬した諸將には、淺野幸長・福島正則のほか黒田長政・蜂須賀至鎮・池田輝政・細川忠興・加藤嘉明らがあつたが、これらの諸侯はいづれも三成一派に對する反感から家康に組みした人人である。このとき家康の率ゐる軍勢は七萬餘、三成の率ゐる兵力は八萬餘と稱された。兩軍は關ヶ原に會し、いはゆる天下分目の戦ひを開始したが、戦ひ半ばにして三成に屬する小早川秀秋が家康に内應したため、西軍はつひに大敗し、これから政權は豊臣氏の手を離れて徳川氏に歸した。

戦後家康は西軍の諸將の處分を行ひ、主謀者である三成・行長らを斬り、秀家を八丈島に流したが、その多くは寛大な方針をとつた。一方東軍の諸將には過分の恩賞を與へた。かやうにして豊臣氏に仕へた諸將も家康の威令に服した。豊臣氏から新たに徳川氏に仕へた諸侯を外様大名と呼び、最初から徳川氏に仕へて諸侯の列に加はつた者を譜代大名と稱した。かうして家康は慶長八年(西曆一六〇三)征夷大

將軍に補任され、幕府を江戸に開き、天下の政治を統べるにいたつた。翌二年、家康は駿府に引退し、秀忠が將軍に任ぜられたが、なほ大事はみづから裁斷し、大御所として幕政に參與した。しかるに秀頼は關ヶ原の役後、攝津・河内・和泉において六十五萬石餘を領した一大名にすぎなかつたが、秀頼の生母淀君よどぎみは大野治長らとはかつて、豊臣氏の頽勢を挽回しようとの志があり、諸侯のうちにも秀吉の舊恩を思ひ、ひそかに心を秀頼に寄せる者があつた。秀頼は朝廷の恩遇を蒙り、慶長十年右大臣に任ぜられた。家康は常にこれをはばかり、豊臣氏の勢力を抑へてこれをほろぼさうとした。そこで諸侯に對して恩威並に行ひ、その統御をはかると共に、秀頼の上洛をうながして秀忠の將軍宣下を賀せしめ、ついで諸侯を二條城に召して幕府の法令に服従することを誓はせた。さらに徳川氏は豊臣氏の勢力をそぐため、秀頼に勸めてしきりに寺社の造營を行はせ、その財力の消耗をはかつた。この頃豊臣氏恩顧の諸侯である加藤清正・淺野長政・同幸長・池田輝政・前田利長らが相前後して歿したので、家康の大阪に對する態度はにはかに露骨となつた。たまたま方廣寺鐘銘問題を機として大阪の役の勃發を見るにいたつた。

慶長七年秀頼は、家康の勸めによつて、父秀吉の創建にかかる京都東山の方廣寺大佛殿を再建したが、不幸にして焼失したので、同十五年新たに造營に着手し、同十九年にいたつて落成した。そしてこの開眼供養を行はうとしたとき、家康は新鑄の巨鐘の銘の「國家安康」「君臣豊樂、子孫殷昌」などの文字に不審を抱き、にはかに供養を中止し、五山の僧侶や林羅山らをしてこれを批判させ、牽強附會の論を設けて豊臣氏を譴責した。秀頼の輔佐である片桐且元は駿府に赴き、百方辯疏につとめたが家康はこれを聽かず、豊臣氏が徳川氏に對して異志なきことを明らかにするため、秀頼または淀君を江戸に移らせる



か、もしくは大阪城を明け渡しして他に移居することを要求した。且元は大阪に歸り、豊臣氏の將來を考へて家康の要求を容れようとしたが、治長らの強硬論者は、且元のひそかに家康に通ずるのを疑ひ、秀頼の命をもつて城中に且元を殺さうとした。且元はその陰謀を知つて登城せず、つひに大阪を去つて自己の居城茨木に退いた。家康は且元に對する秀頼の處置を眺め、豊臣氏の誠意なきを知り、みづから軍兵を率ゐて大阪城を攻略することを決した。

且元が大阪城を退去すると、秀頼は大阪籠城の準備に着手し、秀吉恩顧の大名に來り援けることを請うたが、これに應ずる者はなく、大勢はすでに決した。わづかに眞田幸村・後藤基次らが來集し、その兵力は浪人が主なものであつた。慶長十九年十一月家康は秀忠と共に大阪城を攻圍したが、城砦が堅固で容易に抜くことができないとみて、策をめぐらして和をはかつた。秀頼もまた到底防ぐことができなるとし、再舉を他日に期して講和の申出に應ずることに決した。かうして翌元和元年正月兩軍の和は成り、東軍は圍を解き、家康は駿府に秀忠は江戸に歸つた。これを冬の陣といふ。しかるに徳川方は講和の條件を無視して、大阪城本丸の濠だけをのこし、二の丸・三の丸その他すべての城濠を埋め、そのうへに秀頼が大阪城を出て大和あるひは伊勢に移るか、城内にある浪人をことごとく放逐することを要求した。ここにおいて同年四月戦端はふたたび開かれた。大阪方は眞田幸村・木村重成らを部將とし、奮戦して防禦につとめたが、城はすでに濠を埋め、櫓を毀つた後であるから、戦況はしだいに不利となり、五月八日つひに城は陥り、秀頼母子も自殺するにいたつた。これを夏の陣といふ。

かうして家康の覇業は成り、幕府の基礎は安定するにいたつた。元和二年家康は太政大臣に任ぜられたが、四月、七十五歳の高齡で病を得て駿府で薨じた。遺骸は久能山に葬られたが、後日、日光東照宮に改葬された。大阪の陣後國內に兵革全くやみ、爾後二百有餘年の間國民は内亂を見なかつたので、世にこれを元和偃武といふ。

**幕府の組織** 家康在世中は、幕政の樞機はことごとく家康が決したが、その薨去後、將軍秀忠はみづから政權を握り、その遺業を繼承し、守成の功ををさめた。元和九年秀忠は長子家光にその職を譲つたが、寛永九年薨するまで、家光の後見としてその幕政を見た。家光は豪毅果斷、よく諸大名をおさへ、幕府の基礎を確立した。幕府創立當初はその組織もとのはず、家康が駿府・濱松・岡崎に居城を構へてゐた當時の制度を踏襲してゐたが、その勢力が擴張し、その政治がやうやく複雑となるに及んで、その組織もまたしだいに擴大整備されるやうになつた。それでその政治組織の名稱も後世から名づけられたものが多く、しかも幕府の諸制度は三代將軍家光の頃にいたつてやうやく完備したのである。

幕府の職制中、最も重要なものは大老・老中・若年寄である。大老は常置の職ではないが、老中の上位にあり、老中はもと年寄と稱し、政務を統轄するもので、二萬五千石以上の譜代大名から選任された。若年寄はもと御旗本總支配ともいひ、あるひはその人數からして六人衆とも呼ばれた。その職務は老中を輔け、旗本・家人の支配、江戸城中の事務をつかさどるもので、比較的小藩の譜代大名から選ばれた。老中・若年寄が政治を見る部屋を御用部屋と稱した。大老・老中・若年寄について、おもなものは、留守居・高家・奏者番・側衆・側用人・大目付・目付・寺社奉行・町奉行などである。留守居は大奥を支配し、將軍出行の際は城中の留守をつとめる役である。高家は勅使・院使の接待、朝廷への使者、宮廷・公



卿に關する儀禮をつかさどるのもであつた。吉良・六角・武田・今川・京極・畠山らの名門からこれに任じた。奏者番は儀禮をつかさどり、側衆は將軍に近侍して庶務を整理し、側用人は常置の職ではないが、同じく將軍に近侍して政治の樞機に參畫した。大目付・目付は監察機關であつて、大目付は老中に屬して大名諸有司を、目付は若年寄に屬して所管の旗本以下諸士の非違を檢索することを任務とした。寺社奉行・勘定奉行・町奉行は三奉行と總稱され、民政と最も密接な關係を持ち、寺社奉行は全國の寺社・神官・僧尼を管すると共に、それらの訴訟及び關東以外の幕府直轄領民の訴訟をもつかさどつた。勘定奉行は幕府の直轄領を治める郡代・代官を取り締り、租税・會計の收納などを管轄し、また關東庶民の訴訟を裁いた。町奉行は南・北兩奉行に分れ、江戸の市政を取り扱つた。この三奉行にはいづれも旗本が任ぜられた。

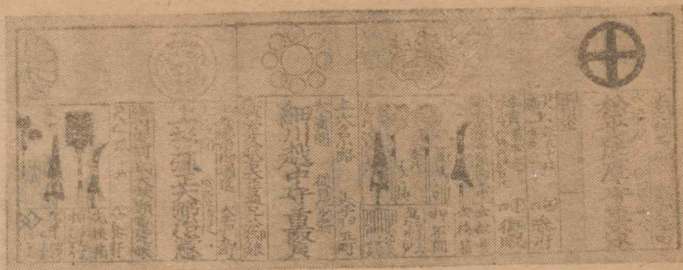
幕府は全國各地に諸大名を配置したが、とくに重要な地方はこれを直轄領とし、これらの地方にはゆる遠國役人を置いた。そのうちおもなものは京都の所司代と大阪城代で、共に譜代大名をもつてこれにあてた。所司代は慶長五年關ヶ原役後をはじめこれを置き、禁裏を守護し、公家・門跡及び近畿八國の訴訟及び關西諸大名を監視することをつかさどつた。大阪城代は元和五年をはじめこれを置き、大阪城を警衛し、かつ大阪の諸職を監督させた。その他京都・大阪・駿府・奈良・伏見などには町奉行を置いて市政及び訴訟をつかさどらせ、長崎・佐渡・新潟・堺・山田・日光・浦賀などの樞要の直轄地にも奉行を置き、その他の直轄地には郡代・代官を置いて勤農徵税のことをつかさどらせた。

司法は行政と區分されず、有司はいづれもその管轄區域内の司法權を行使した。そして最高の裁判所

は評定所であつて三奉行の合議制をとり、とくに重大な事件については老中・若年寄・大目付・目付などがその議に参加し、將軍の名において裁決した。幕府の刑法は、八代將軍吉宗のときまで成文がなく、各種の先例と多年の慣習とによつて行はれてゐた。幕府の訴訟法は寛永十年に定まり、その要領は内濟を主とし、主従の義理、親子の倫を重んじて理非曲直を明らかにし、嚴罰主義をもつて臨んだが、その裁量は全く當事者の自由とした。

軍事の最高權は勿論將軍の握るところである。將士を大別して旗本・諸侯の二つとし、諸侯の兵を統率するのは老中で、大目付が監事に當る。旗本の諸兵を統率するのは若年寄で、目付が監事に當る。旗本にあつて、諸將の配下に部署してもつばら戰鬪にあづかるものを太番・書院番・新番・小姓組などといふ。大番は徳川氏重代の士で、平時には江戸・京都二條・大阪などの諸城の警衛に任じ、戦時には先鋒となつた。これを十二組に分ち、各組に大番頭を置き、大番頭は大名からも補せられ、老中に屬した。書院番と小姓番とは平時・戦時共に將軍の護衛に當り、書院番は毎年交代して駿府に在勤した。書院番は十組、小姓組は八組あり、各組に番頭を置いて、所屬の武士を支配した。この書院番と小姓組は兩番と稱し、共に若年寄の所管であつた。新番はまた近習番ともいひ、兩番と同じく警衛をつかさどり、戦時には將軍の親衛となる。このほか常備兵として小十人組・徒士組・鐵砲百人組などがある。小十人組・徒士組は將軍の守衛に任じ、その出行の供奉をつとめるものである。鐵砲百人組はいはゆる砲隊で、甲賀組・根來組・伊賀組・廿五騎組に分れてゐた。そのほか軍陣の傳令には使番、弓・鐵砲を預るものには持弓頭・持筒頭・鐵砲玉藥奉行・鐵砲箆筒奉行、旗・槍をつかさどる旗奉行・槍奉行、舟軍には船





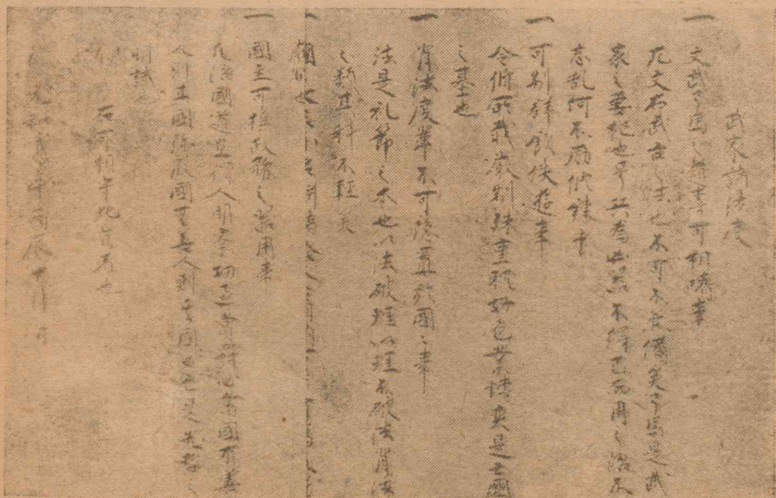
手組などがあつた。

以上の如き幕府の職制は、時代の進展と共に整備されたが、これを上代の令制と比較すると形式よりも實質を旨としたことが窺はれる。例へば、老中・若年寄の如きもおのの敷人置かれて合議制・月番制を採用し、事務の分擔をしなかつた。その長所は一人の專權を防ぐと共に甚しい秕政に陥ることを避けるにあつたが、かやうな制度は責任の所在を曖昧にし、積極的に仕事をせず、いはゆる事勿れ主義に墮し易い憾みがあつた。そこで幕末の如く内外の諸問題が輻輳すると、國內事務總裁・會計總裁・外國事務總裁・陸軍總裁・海軍總裁の如き職を新たに設けて責任の所在を明らかにする必要があつた。また幕府の諸職には一定の格式があり、法の運用には先例古格を重視したので、人材の登用の途が梗塞され、諸事形式に流れ、その政策は因循姑息となり、士氣の萎靡沈滞を招いた。かやうな弊害は、幕末においていよいよ顯著となり、ひいては幕府の倒壊を促進させた一原因となつた。

**幕府の諸政策** 家康は覇權の維持をはかるために大名領地の配置に意を用ひ、關ヶ原の役後、論功行賞を機として、諸侯の轉封を行ひ、親藩・譜代の諸侯を要衝の地に封じ、外様大名を僻遠の地に置き、かつその封地を互に錯綜させて、親疎相制するやうにした。そのうち幕府

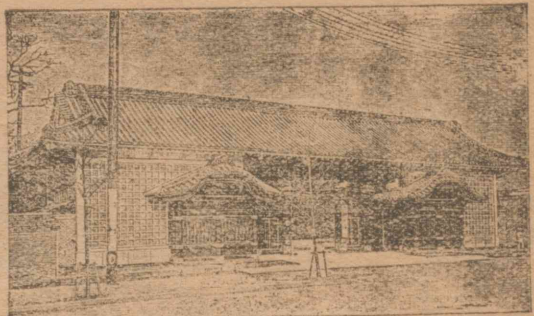
は轉封・新封の機會あることにその方針をもつて諸侯の領地を整理し、京畿・關東及びこの兩地方を結ぶ東海道・中山道はほとんど親藩・譜代大名をもつて固めた。幕府が外様大名を僻遠の地に置いたのは、これによつてその脅威から免れようとしたのであるが、幕府の威力が衰へるに及んで、倒幕の急先鋒となつたのは西國遠地の外様大名であつた。

家康はまた元和元年大阪落城ののち、武家諸法度を定め大名統御の大綱を示した。この法度は十三箇條から成り、その要旨は、文武兩道を奨勵し、風紀の肅正を命じて士風の振作をはかり、治安の維持、ことに浪人の取り締りを嚴にし、城郭の修補は必ず幕府に届け出て許可を受けさせ、その新營を禁止し、また諸侯間の縁組並びに參勤交代などについても、これを制限してその陰謀の防止につとめるにあつた。この法度は將軍の代替りごとに更められるのが例であつて、しだいに箇條を加へ、つひに大名領内の政治にまで干渉するにいたつた。



武家諸法度 (傳崇傳筆)





幕府は家康以來、大名の間に威信を示すため、いやしくも法に觸れる者があれば、その外様であると親藩・譜代であるとを問はず、嚴罰主義をもつてこれに臨んだ。關ヶ原の役、大阪の役における反對派の處分は別として、家康・秀忠・家光の三代五十年間に大名で減封除封された者は六十三家、その領高六百七十八萬石餘に達したといふ。大久保忠隣・本多正純・加藤忠廣・福島正則らの改易處大分はその著しい例である。

幕府はまた盛んに土木を興して諸侯にその賦役を課し、彼らの財政を疲弊させようとはかつた。これは禁裏・仙洞御所をはじめ江戸・

駿府・二條・伏見・名古屋・彦根・高田など諸城の新築や、江戸市内の土木工事や河川の修築に使役したもので、諸侯の大いに苦痛としたところであつたが、その實力を減殺するためには有効な手段であつた。

參勤交代制は大名をして妻子を江戸に住まはせ、隔年に江戸と領國に轉住させるものである。關ヶ原の役後、家康は大名で江戸にくる者には家を與へ、その妻子を江戸に置く者があれば、これを優遇したので、諸侯もし



大名行列

だいにこれに倣ふやうになつた。そのうち幕府の威權が盛んとなるにつれて、かやうな慣習を法文化し、寛永十二年の武家諸法度においてはじめて制度化した。よつて諸大名はその領地の遠近にかかはらず、毎年四月交代して江戸と領國との間を往復し、妻子を江戸に置くことを原則としたので、諸侯は莫大な經費を費し、諸藩の財政窮乏の一原因となつたが、これに反して幕府の勢威はいよいよ伸張するにいたつた。

**朝廷に對する態度** 武家が勃興するにいたつて政治の大權はほとんど武家の手に歸し、朝廷においても政治を武家に委任された如く解されるやうになつたが、なほ朝廷内部のことには武家の干渉を許さぬものとした。家康をはじめ秀忠・家光ら代代の將軍はあるひは皇居の擴大修築を行ひ、あるひは御料を奉つて朝廷尊崇の態度を示したが、その反面に自家の權勢を維持するため、京都の情勢に注意を拂ひ、諸侯が公家に組みして幕府に反抗する憂ひを未然に防止しようとした。

關ヶ原の役後、慶長五年家康は京都に所司代を置き、かつ將軍宣下と共に公卿二人を武家傳奏に補し、朝幕間の連絡に當らせた。これより先、慶長三年冬、後陽成天皇は讓位の御内意を家康に洩らされたが、家康はこれによつて朝廷の内政に係る端を開き、爾來幕府が皇位繼承・立太子などの大事に參畫するにいたつた。

慶長十八年家康は公家諸法度五箇條を制定し、朝臣の學問・勤務・品行に關する規定を設け、幕府からその處分を行ふべきことを明らかにし、また僧侶の紫衣勅許の制を定め、勅許に先立つて幕府の承認を要することにした。ついで元和二年更めて禁中並公家諸法度十七箇條を定め、前關白二條昭實及び前



將軍家康・將軍秀忠の三人がこれに署名し、勅裁を経てこれを親王・公家・門跡などに頒つた。

## 第二節 幕府の外交

東亞並びにヨーロッパの情勢 家康が國內庶政の改革を行つてゐる頃、支那においては、明朝はやうやく衰退し、北方滿洲に興つた女真族が勢ひをもたげてきた。元和二年（西曆一六一六）努爾哈赤は滿洲の地に後金國を建てて太祖と稱した。

その子太宗は四邊を征服し、寛永十三年（西曆一六三六）國號を清と改めた。これより先、朝鮮は使節を我に送り、慶長九年（西曆一六二三）伏見城において家康に謁見し、秀吉の征討以來中絶してゐた日鮮の通交を復興した。爾來朝鮮は將軍の代替りごとに通信使を我に送り、國書方物を幕府に贈つた。

歐洲においてはイスパニヤ王フィリップ二世がネーデルランドを併合し、さらにポルトガル王を兼ね、國力の充實につとめたが、かねてイスパニヤに服屬するのを喜ばず、しかも新教を奉じたネーデルランド北部七州の住民は、獨立を宣言してオランダを建てた。このときイギリス女王エリザベスはオランダの獨立を支援し、つひにイスパニヤと戦ひ、天正十六年（西曆一五八八）イスパニヤの必勝艦隊を撃滅した。爾來、イギリス・オランダ兩國の勢力はとみに伸張し、イスパニヤ・ポルトガル兩國の植民地を占領すると共に、海外貿易の振興をはかつた。

かうしてイギリス・オランダ兩國の船隊は東アジアの水域にその姿を現はし、慶長五年イギリスはロンドン東インド會社を、同七年オランダはオランダ聯合東インド會社を設立して、自國政府の保護のもとに、あるひは植民地の經營に、あるひは貿易圏の擴大に縱横の活躍を開始した。イギリスがインドの經營に、オランダが西南アジア諸島に勢力を扶植したのも、この頃のことであつた。そして勢ひの赴くところ、イギリス・オランダ兩國は競争し、ときに優劣そのところを代へたが、イギリスはつひにその覇權を握り、東西兩洋を結ぶ海上權力を獲得するにいたつた。この間フランスも東インド會社を設立したが、イギリスの勢力に對抗することができず、わづかにインド東海岸にその餘喘を保ち得たにすぎなかつた。

幕府の對外政策 幕府の外交政策を見るに、家康は秀吉と異なり、平和のうちには國交を恢復しようとした。彼はまづ對馬島主義智の議を容れ、朝鮮との修好をはかり、さらに安南・呂宋・柬埔寨・太泥などと信書を交換して國交を温め、貿易を開いた。慶長十二年朝鮮との修好が成り、ついで琉球を介して日明貿易の復興を計畫したが、琉球はこれに應じなかつた。よつて幕府は慶長十八年島津家久に命じ琉球を攻略させ、國王尙寧父子を擒にし、わが國に服屬することを誓はせた。

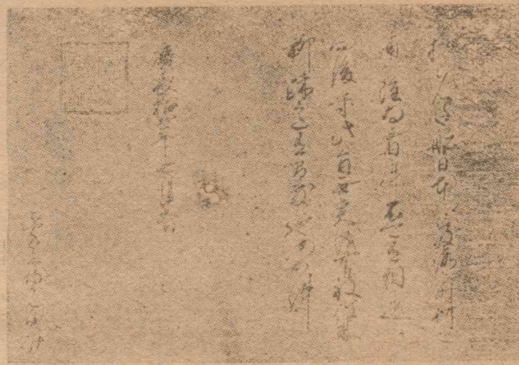
家康はさらに明國と通商を開始しようとし、朝鮮・琉球をしてこれを斡旋させようとしたが、朝鮮は依然として明の國勢を恐れて、これに應ぜず、琉球はその旨を奉じて、使を明に遣はし、日明兩國の國交を回復しようとしたが成功しなかつた。しかしながら明國人でひそかに長崎にきて貿易を行ふ者がしだいにその數を増し、おのづから兩國の通商は開始されるにいたつた。

さらにまた慶長五年オランダの商船ソーフデ號が豊後の海岸に漂著したとき、家康は同船の乗組員であつたイギリス人ウイリアム・アダムス及びオランダ人ヤン・ヨーステンの二人を江戸に招致し、屋敷を



與へて永住させ、海外の事情を聴くと共に、西洋諸國との通商開始に盡力を求めた。

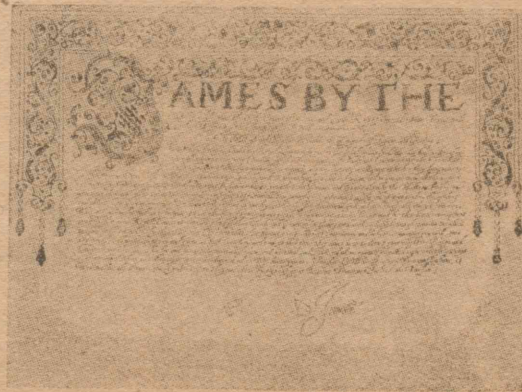
かうして慶長十四年オランダの商船がはじめて平戸に來航した。船長ジャック・スベックスは駿府に赴いて家康に謁し、通商の許可を得ると共に平戸に商館を開設した。ついで慶長十八年イギリスの商



船が平戸に入港し、船長ジョン・セーリスもまた駿府で家康に謁し、國王セームス一世の書翰を呈して通商の許可を得、かつ平戸に商館を開いた。

朱 印 狀

家康はヤン・ヨーステン及びアダムスらから海外の事情を知り得たので、ノビスパニヤすなはち現在のメキシコと直接通商を開始しようとした。たまたま



イギリス國書

ドリゴリデ・ベロが歸國の途中、上總の海岸に漂著したので、家康は彼を駿府に招き、キリスト教を保護するのを條件として、ノビスパニヤとの通商開始及び鑛山技師・航海士の招聘などの斡旋を依頼した。翌十五年家康はアダムスの造つた船をベロに與へ、ノビスパニヤに送還することとし、このとき京都

の商人田中勝助・朱屋立清を同船させた。日本船が太平洋横斷の航路についたのは、これをもつて初めてとする。

かうして翌十六年ノビスパニヤ總督は使者を我に送つて、その好意を謝したが、通商のことについては明答を避けた。

この頃伊達政宗は外國貿易に多大の關心を寄せてゐたが、宣教師のすすめもあつて、家康の許可を得て、家臣支倉六右衛門・常長をイスパニヤ及びローマに派遣することに決した。慶長十八年九月支倉一行はフランシスコ派の宣教師ルイス・ソテロを案内役として陸前月ノ浦を發し、ノビスパニヤを経て大西洋を横斷し、イスパニヤを訪れ、同國王フィリップ三世に謁見し、政宗の使命を傳へ、さらにローマにいたつて、法皇バウル五世に謁見して宣教師の派遣及びイスパニヤとの通商について法皇の斡旋を請うた。使節一行はローマ法皇から賓客の待遇を受けたが、やがて歸路につき、ふたたびイスパニヤに赴いた。イスパニヤは日本との通商が呂宋貿易の妨げとなることを虞れ、使節の要求を拒んだ。一行は已むを得ず同國を出發し、ノビスパニヤを経て元和六年八月月ノ浦に歸つた。この間に家康はすでに幕府の對外政策もやうやく變じて、鎖國の方針に傾きつつあつた。

貿易 さきに幕府は南洋諸地方と通商を開始したが、これらの貿易に従事する船はいづれも朱印狀を得て幕府の保護を受けた。かうした船を朱印船といふ。そしてこれらの朱印船は臺灣・インド・支那・シヤム・フィリピン・マラッカ・ホルネオ・モルッカ諸島に及び、その船主には島津・松浦・有馬・鍋島・加藤・龜井らの諸大名をはじめ、京都の角倉了以・同興一の父子、大阪の末吉平藏、堺の西宗真・納屋



助左衛門、長崎の荒木宗太郎らの豪商があつた。

また海外貿易の發展に伴つて、邦人の海外へ渡航する者もしだいにその數を増し、中には外地で永住する者も少くなかつた。したがつて南方各地に邦人の聚落が散在し、いはゆる日本人町が建設されたのである。呂宋・交趾・柬埔寨・シヤムなどにある日本人町はことに有名であつた。

シヤムに赴いた山田長政は、アネチャにある日本人町の頭領として聞え、また國王の信任を得て諸侯の地位に列せられ、しばしば戦功をたてた。つひには六崑太守に任ぜられたが、寛永七年かの地で毒殺され、非業の最期をとげた。このほか天竺徳兵衛はインド貿易に従事した。

これより先、わが商人で臺灣に赴き通商を行つてゐた者があつたが、寛永元年オランダ人が同島を占領した。わが商人の中で臺灣に渡つてオランダ人と交渉し、貿易の回復をはかつた者もあつた。しかるに幕府はキリシタン宗の處置に端を發してつひに鎖國政策をとり、邦人の海外發展もとどまるにいたつた。

### 第三節 鎖國

**禁教政策** 家康は秀吉と同様に外國との貿易の振興を願ひながらも、キリスト教の布教を許さない方針をとつた。しかしヨーロッパ諸國との交通を開き、外國船を誘致し、貿易の進展をはかるためには宣教師を利用するのが便利であつた。したがつて家康の禁教方針もしだいに緩和され、宣教師の活動もし

だいに活潑となつた。耶穌會のほかにはフランシスコ派・ドミニコ派・アウグスチン派の宣教師もわが國に渡來し、布教を開始した。慶長十年にはその信徒七十五萬人に達したといふ。

さきに秀吉の強壓によつて、一時衰へた京阪地方の信教の自由も回復され、かつ山口・北九州・北陸地方の布教もすすめられ、フランシスコ流の宣教師ルイス・ソテロは伊達政宗によつて東北地方に布教することを得た。

かやうにキリスト教はふたたび隆盛に赴いたが、幕府の政治に參與して重きをなしてゐた僧崇傳並びに儒者林羅山の如きはいづれも自己の立場からキリスト教の布教に反對した。しかも當時通商を行つてゐた英・蘭・西・葡の四箇國は、政治・經濟・宗教の各方面においていづれもその利害を異にし、相反目してゐたが、おかれてわが國と交渉を開いた新教國である蘭・英兩國は西・葡二國を排斥して日本貿易の利を獨占しようとし、幕府に進言して、西・葡兩國人の宗教をもつて領土侵略の手段とすることを説いて警戒させた。

しかもキリスト教の教義が幕府の堅持する封建維持の基盤ともなるべき武士道と相容れないものがあり、かつ信徒の團結力が強固で容易に動かし得ないことを知り、ここにキリスト教に壓迫を加へることとなつた。

慶長十七年幕府はその直轄領にキリスト教の禁令を布き、翌十八年さらに全國に及ぼし、宣教師を海外に追放し、信徒の改宗を命じ、改めない者は嚴罰に處した。ついで元和二年秀忠が家康薨去の後を受けて、幕府の政治をとるに及び、禁教のためには貿易の利も犠牲とするも已むを得ないことを認めるに



いたつた。よつて禁教令を強化し、外國船の寄港地を長崎・平戸の二港に制限すると共に、江戸・大阪・堺などには外國人の滯留することを禁じた。この結果、蘭・英兩國人の商館員も長崎・平戸に退去するにいたつたが、彼らは西・葡兩國人をわが國から驅逐しようとし、宣教師がなほ商船に乗つて潜入することを幕府に告げ、その取り締りに便にし、元和六年には西・葡兩國と通商を斷絶しなければ禁教の目的は達し得ないと進言した。なほイギリスはオランダとの競争に堪へず、元和九年平戸の商館を閉鎖して退去した。

かうして西・葡兩國の日本貿易はやうやく衰退したので、呂宋太守は宣教師の日本潜入をとどめると共に、使をわが國に送つて通商の再興をはかつたが、幕府はこれを拒否した。當時マニラ附近に移住した邦人は三千人の多きに及んだといふ。

幕府の禁教政策はいよいよ厳しくなり、宣教師の檢索を徹底すると共に、あるひは踏繪ふみゑを踏ませ、あるひは寺請證文を提出させるなど、あらゆる手段を講じて信徒の改宗を命じた。寛永九年家光が將軍職に就くと、翌十年朱印船以外の船による邦人の海外渡航を禁じ、かつ原則として在外邦人の歸國をとどめた。ついで十三年わが船舶の海外渡航を全く禁じ、長崎港内に出島を築いてポルトガル人をここに移し、その子女をことごとく海外に去らせて、幕府の對策はしだいに強化された。

島原の亂 かやうな幕府の禁教策に對してキリスト教徒の反感はやうやく昂まり、寛永十四年島原にある教徒はつひに幕府に抗するにいたつた。島原は有馬晴信の領地で、信仰の由來久しく、もと小西行長の領地であつた對岸の天草島と共に、キリスト教の盛んなところであつた。叛徒はわづか十六歳の少

年益田四郎時貞を首領に推し、原の古城に據つたが、これに應ずる者三萬七千人の多きに達した。幕府はこの報に接し、直ちに板倉重昌を將とし、細川・鍋島らの諸大名に令して兵を出して彈壓させたが、城兵はよく防いで破ることを得なかつた。よつて幕府はさらに老中松平信綱を派遣して、その指揮に任じた。重昌はこれを恥ぢ、城を急襲したが、みづから戦死してその効を奏し得なかつた。信綱は十二萬の大軍を率ゐて原の城を圍み、持久の策をとり、糧道を絶つて城兵の弱るを待ち、翌十五年二月總攻撃を加へてこれを陥れ、時貞らは戦死した。この役にオランダは幕軍のために城中を砲撃したが、幕府はその砲撃を中止させた。

鎖國とその影響 島原の亂後幕府の禁教策は一段と強化されたが、寛永十六年長崎のポルトガル人をことごとく海外に放逐し、かつその渡來を禁じ、もし禁を犯して渡來するときは、その船を破却し、その乗組員を嚴罰に處する旨を令した。この報がマカオに傳はると、同地のポルトガル人は日本貿易の利を全く失ひ、マカオの衰微するのを恐れ、翌十七年特使をわが國に派遣して、宣教師の潜入を抑止することを誓つて貿易の復興を願つた。しかし幕府はこれを許さず、法令に照らして船を燒き、その乗組員を嚴罰に處した。ここにおいてオランダ人はその宿望を達して、ヨーロッパ人とわが國の貿易を獨占するにいたつた。寛永十二年唐船の來航を長崎の一港に限定し、同十八年オランダ商館を平戸から長崎出島に移し、ここをわが國唯一の貿易港とした。こののち貿易の利は幕府の獨占するところとなつた。世に寛永の鎖國令と稱するのは、前述の寛永十二年と同十六年の禁令を併せていふのである。

幕府が鎖國令を發布したゆゑは、キリスト教の禁壓を徹底し、國內の治安を確保し、封建制を維持



せんがためであつた。このときから幕末にいたるまで、幕府は鎖國制をもつて祖法とし、その變改を許さなかつた。かやうな幕府の政策は、自給自足の氣運を助長し、國內産業の發達をうながしたが、産業の技術、經濟の機構などは依然として封建的色彩を拂拭し得なかつた。文化の方面でも、西歐文明がわづかに長崎の一角から傳へられたにすぎず、文化は内にあつて醗熟したが、一面形式化し、固定化し、自由な發達を見なかつた。かやうにしておよそ二世紀間にわたつて外國との交りを中斷した間に、世界の情勢は大いに變化し、わが國はあらゆる方面においていはゆる島國的發展の域を脱し得なかつたのである。

## 第十章 幕政の推移と藩治

### 第一節 幕政の推移

文治政治 幕府創業のとき、家康・秀忠・家光の三代の間、徳川氏は内外諸政の根本方針を定め、封建制の再編成につとめた。當時はまだ戰國の餘塵が拂拭されず、士民の動搖の色の濃いものがあり、そのために幕府は武斷政治をもつてこれにのぞんだ。かうして幕府の勢威は諸大名を制御し得るにいたつたが、諸大名は幕府の諸役その他に莫大な金額を費して財政難に陥り、その影響は武士の生活にまで及び、大名以下の武士はかへつて疲弊の色があつた。

家光の歿後家綱が將軍職に就くと、家光の遺命によつて、會津藩主保科正之が用ひられ、老中松平信綱・同阿部忠秋・同酒井忠清らと力を合せ、幕政をたずけたので、その治績は大いに擧がつた。

幕府は諸侯の統御を強化するため、改易あるひは移封を斷行したが、そのため藩士で祿を離れ生活に窮する者がしだいに増加した。しかもこれらの浪人は武士としてみづから持するところが高く、新たに任官を欲しないばかりでなく、生活のために農工商に伍することをいさぎよしとせず、太平を謳歌するよりもむしろ戦亂に乗じて復活の機會を得んことを望んだ。さきに徳川氏が大阪城を攻略した際、諸國の浪人の反抗を受けた經驗からして幕府並びに諸藩において浪人の行動を警戒し、爾來嚴重にこれを取



り締つた。したがつて浪人は生活に安んじ得ず、幕府政治の前途に暗影を投ずるにいたつた。早くも慶安四年由井正雪・丸橋忠彌を中心とする浪人の陰謀が露見し、幕府にはかにこれが解決策を講じた。幕府はまづ浪人をつくる主因となつた諸侯の改易を緩和しようとして、諸侯の末期養子の禁を弛めた。また當時なほ殉死の風があつたが、寛文三年これを禁じ、同五年には諸侯の人質としてその子弟あるひは家老の子弟を證人として江戸に置くことをやめた。かうして家綱の時代において幕府は創業の時代を脱したのである。

**元祿・正徳の政治** 家綱の薨じたのち、その嗣がなく、大老酒井忠清は後西天皇の皇子有栖川宮幸仁親王を迎へようとしたが、老中堀田正俊はこれを斥け、つひに成らなかつた。よつて家綱の弟綱吉を館林から迎へて五代將軍とした。綱吉はまづ忠清を斥けて正俊を大老とし、綱紀の肅正をはかつた。綱吉は學を好み、儒學の興隆をはかり、木下順庵・荻生徂徠らの學者を召し、經義を討論させ、みづからも經書を講じた。また湯島に大成殿を建て、孔子の像を置き、林信篤を大學頭とし、林家の私塾を移して幕府の學問所とした。綱吉の政治は禮文を旨とし、あるひは孝義を顯彰し、あるひは奢侈の風を禁じた。また綱吉は、朝廷に對して恭順の態度をとり、寶永二年には朝廷の御料一萬石を増して三萬石とし、さらに朝廷の儀式である大嘗會の再興をはかると共に、歷代天皇の山陵を修復し保存の方法を講じた。

かうして幕政はその面目を一新するにいたつたが、貞享元年正俊は若年寄稻葉正休に刺殺され、ここに將軍を輔佐する老臣を失つたので、側用人がしだいに勢力を得、ふたたび政治紊亂の兆を見るにいたつた。綱吉は佛教を尊信し、護國寺・護持院をはじめ多くの寺院を建立し、あるひはまた奈良東大寺大佛殿の再興、法隆寺の修復などに力を注ぎ、莫大の經費を投じて毫も顧みるところがなく、その佛教信心の熱意はいよいよ昂ずるばかりであつた。これに加へて元祿・寶永年間に關東・關西地方の地震、富士・淺間の噴火などの天災が起り、莫大な損害を蒙つたので、幕府の失費は將軍の驕奢な生活と相俟つて増大し、つひにこれが救濟策として勘定奉行萩原重秀の建議を容れ、金・銀貨の改鑄を行つた。しかるに新貨は舊貨より純分を低下し、その數量を増したので、當時の經濟界に多大の影響を與へ、物價の騰貴は貧富の差を大にし、人民の生活を不安に陥れ、かへつて幕府財政の回復を困難にした。ことに當時士民の生活は、やうやく泰平になれ、富者は逸樂に耽り、士人は刀劍を無用の長物とし、徒らに外装を飾つて刀身の利鈍を問はず、土風の類廢は、やうやく著しくなつた。また町人で豪奢な生活を營む者が出て、生活の様相は一變し、文藝もまた一時に勃興して、一代の風尚をなし、世に元祿時代風といはれた。

綱吉の薨後、家宣が甲府から入つて將軍に補せられたが、家宣は前代の弊政を改革しようとして、まづ綱吉の出した生類憐みの令を解き、柳澤吉保を斥けて、新井白石を起用した。白石は儒者として綱吉の禮文主義を持ち、文治政治をその理想とした。そこで幕府の文治主義は白石の意見によつて行はれ、家宣・家繼の時代においてさらに一段の進展を示した。寶永七年（西曆一七一〇）家宣は武家諸法度の文章を純正な國文に改めると共に、その第一條に「文武の道を修め、人倫を明らかにし、風俗を正しくすべきこと」を擧げて、武士の修養・道德を重んずべきことを訓した。また司法制度を改正して、耳や鼻をそぐが如き慘刑を廢し、裁判の公正を期し、司法事務の滯滞のために生ずる士民の苦痛を除くやうに



した。

白石はまた身分を省みず節儉にすぎるのは禮文の節を輕んずるものであるとしてこれを戒め、衣服居室の制、饗宴贈遺の物などいづれも貴賤の身分に應じ、過不足なきを期せしめた。また故事典禮を尊重し、近衛基熙ちよひらについて有職故實を學び、幕府の典禮儀式を改めた。白石の禮文主義の上から最も心血を注いだ改正は、朝鮮來聘使の待遇についてである。朝鮮は將軍代替りごとに信使を遣はしてこれを賀するのを例としたが、幕府は使者を優遇するのを常とした。その待遇は勅使・院使に對するよりも厚く、通行の道路・橋梁を修め、亭館を造り、その饗應善美をつくし、これが經費を分擔させられる諸大名はいづれもその失費の大なるに苦しんだ。ここにおいて白石は、正徳元年家宣の襲職慶賀のため朝鮮使節の來聘するのを機とし、從來の慣例を改めてこれを簡素にし、みづから應接の任にあたり、待遇の薄いのを抗辯する使節を説得した。なほ白石はさらに經費の節減をはかり、來聘使は對馬で應接することに改めようとしたが、吉宗以後數代の間には行はれず、家齊の時代になつてはじめて行はれた。

これより先、朝廷では、佛教の信仰と宮廷費の困難のため、皇儲以外の皇子・皇女は幼少の頃から出家され、宮門跡みやもんせき・尼宮門跡あまとなられる方が多かつた。白石はこれを慨して將軍に建言し、資を朝廷に獻じて皇子は親王として一家を立て、皇女は御降家あらんことを奏請すべきであるとすすめた。家宣はこの議を採用し、寶永七年中御門天皇の皇弟秀宮のために宮家を創立し、千石の御料を獻じた。享保三年秀宮は閑院の號を賜はり、閑院宮直仁親王と申した。ここに從來の伏見宮・京極宮・有栖川宮と閑院宮とを合せて四親王家と稱するにいたつた。光格天皇は閑院宮から入つて踐祚し給うたのである。

かやうに白石は禮文政治を行つたが、また財政の整理をはかり、元祿頃から興つた奢侈の風を改めると共に、萩原重秀らの貨幣改鑄に従事して私曲を働いた有司を斥けてその處分を斷行し、正徳三年から翌四年にわたつて惡貨を改鑄して品位を高め、物價の安定をはかつた。また長崎貿易において金銀の海外に流出するのを抑制しようとして、正徳五年海舶互市新例を發布し、外國船の入港數及び貿易額を制限し、かつ金銀に代へて銅をもつて見返り物資とした。

**享保の政治** 八代將軍吉宗は紀伊藩主光貞の第三子で、つとに聰明英敏の聞えがあり、若くして越前鯖江藩主となり、やがて本家を嗣いで治績を擧げたが、家治の後を襲つて將軍に補せられた。吉宗が將軍となつた頃は、昌平の代がすでに久しく、士民は太平になれて文弱奢侈の風に染み、士風は衰へ、むしろ町人の勢力がやうやく擡頭するにいつた。ここにおいて吉宗は世態を幕府創立の當初にかへし、士風の再興をはからうとした。まづ前代の政治に與つた白石を斥けて室鳩巢を用ひた。吉宗は學を好み經史に通じたが、儒者の理想に走つて幕府を公家化するのを嫌ひ、白石の文飾主義を排し、實學を修めた。白石が心血をそそいで改めた朝鮮來聘使の待遇法の如きも、徒らに文辭の末を争つて善隣の交友を失はんとするものであるとし、享保四年朝鮮來聘使が訪れたときには、綱吉の天和二年の例にならつてこれを好遇した。

吉宗は士道を振肅するかたはら、奢侈は風俗ばかりでなく、財政・軍備に影響するところが大きいので、その矯正につとめ、みづから質素儉約もつて範を衆に示し、粗衣粗食に甘んじて近習や大奥の女中の華美を戒めた。また先例古格にとらはれず、幕府の施設はいづれもその規模を改廢あるひは縮少し、つと



めて簡素とし、大名・旗本以下身分に應ずる調度の制を設けて奢侈に流れるのを防ぎ、町人には徒らに器物・服飾の華美に走るのを禁じた。

幕府は慶長以來諸種の法度を定め、法令を公布したが、罪の裁量は裁判官の自由にまかせ、その據るべき法典を規定しなかつた。したがつて判決を行ふにあつて刑の裁定に苦しむ場合が多く、司法に關する法典の制定を必要とするにいたつた。吉宗はかやうな缺陷を補ふため評定所に命じて幕府の法令と判決令に基づいて公事方御定書を編纂させ、寛保二年これを三奉行に頒つた。しかし吉宗は必ずしもこれによつて裁判を行はせたわけではなく、なほ奉行の自由裁量の餘地をのこしたのであるが、事實奉行はもつぱらこの定書に準據して判決を下した。そしてこの定書は司法に與る役人以外には秘密とし、一般には公布しなかつた。また猥りに拷問を行つて罪の自白を強要することを禁じ、新たに入墨・過料・敲(答刑)の刑を用ひて輕罪を律した。また目安箱を評定所に設け、百姓・町人の聲を聽く途を開き、施政上の參考とした。また江戸市中に大火が頻發するのを憂へ、いろは四十餘組の町火消を組織し、あるひは養生所を設けて貧民の救済にあたらせ、さらに家庭醫書ともいふべき普救類方といふ書を版行して、醫者のない地方の人人に頒つてその便に供した。

かやうに吉宗は幕府の諸制を改革し、幕政の改革、貧民の救済に意を用ひると共に、一方殖産興業を奨勵して庶民生活の向上につとめた。まづ農民の保護に留意し、農事の改良進歩・新田の開発などに力を致し、朝鮮人蔘を移殖し、あるひは青木昆陽の建議を容れ、甘藷の栽培を普及し、あるひは製糖の法を擴め、大いに食糧の増産をめざした。また吉宗は諸國の檢地を行ひ、田制を正し、水利開墾につとめたので米穀の産額は逐年増加し、世人は吉宗を評して米公方と呼んだ。

吉宗は産業を振興するかたはら庶民の教育につとめ、湯島聖堂を開放して諸藩の士人や町人の聽講を許し、教育の普及をはかつた。また吉宗は天文・曆學を好み、長崎の醫西川如見が西洋の學術に精しいのを知り、享保六年如見を江戸に招いて天文方とし、あるひは紀伊の工匠加藤金右衛門に渾天儀を造らせ、天體の觀測を行ひ、神田に天文臺を設けて曆の研究を行はせた。やがて貞享曆の誤りの多いのを知り、京都から中根元圭を招いて、西洋の曆書を翻譯させ、これを名づけて律襲曆と稱した。かうして吉宗は洋曆を採用しようとしたが果さず、彼の歿後寶曆四年にはゆる寶曆曆が行はれた。吉宗はかやうに西洋の學術にも意を用ひ、洋書輸入の禁を弛め、宗教に關する書籍のほかは、これを輸入し、講讀することを許し、洋學發達の基を開いた。

幕府はもとより諸藩においても産業の振興をはかつたので、享保・元文の間にはじめて世に著はれた物産が多く、これによつて輸入防止の一助とした。さきに白石が長崎貿易の制限を行つたが、吉宗はさらにこれを勵行して、その船數や輸入額を減ずると共に、國內産業を興して自給の方法を講じたのである。寶曆十三年に縮緬・綸子・緞子・天鵝絨などの奢侈品をはじめ、生絲・砂糖・人蔘その他諸種藥劑の輸入を禁じたが、當時これらの品はすでに國産品をもつてほとんどその需要を充たし得たからである。

吉宗が米公方と呼ばれたやうに、米の産額は大いに増加したが、一面において米作偏重の傾向を示し、生産過剩のため、米價の暴落をきたした。しかし他物價は必ずしもこれに應じて低落しなかつたから、米穀によつて生活する武士や農民は共に窮迫を告げるにいたつた。ここに於いて幕府や諸藩は米價の調



節を行つて價格の暴落を防止した。かうして米價はやうやく維持し得たが、享保十七年西國・中國・四國とも未曾有の蝗害に遭つて大凶作となり、餓死する者九十七萬に及び、米價は急騰し、都市生活者はたちまち生活に困窮した。ここにおいて幕府は米の廉賣・賑給を行ひ、あるひは土木事業を起して窮民の救済をはかつた。しかるに同十八年・十九年は米の豊作で米價はふたたび低落したので、幕府はまたその對策に腐心し、同二十年には米價の最低價格を定め、江戸・大阪の米商に對し、諸國武家の拂米は、江戸では金一兩に米一石四斗以上、大阪では一石銀四十二匁以上としたが、その効果は擧らなかつた。

元祿頃から商業資本の勢力が武士や農民の生活を脅かすやうになつたので、享保四年金銭貸借に關する訴訟を一時中止することとし、おもに債務者である武士や農民を保護した。そして農民に對して土地永代賣の禁止を勵行し、あるひは小農保護の目的をもつて、高十石・面積一町以内の田地を割讓することとを禁じ、高二十石、面積二町以内の田地を有する者は、子孫親類の間にもこれを割讓することを禁じた。また田地の質流れを禁ずると共に、金利を一割五分以内限定し、借金の年賦償還の法を定めた。しかし質流れの禁止は、金融の梗塞を招き、かへつて迷惑する者が多かつたので、二年ならずしてその法を弛め、また金銭の貸借・賣掛金に關する訴訟も受理されるやうに改められた。

かやうに吉宗はつとめて武士階級の沈滞を防ぎ、幕府の實力を充實しようとして、制度を改革し、諸藩と共に學問の興隆、産業の振興につとめたので、武士はもとより庶民生活は著しく向上の跡を示した。**安永・天明の政治** 吉宗は在職二十九年に及び、延享二年家を長子家重に譲り、家重がついで將軍となり、吉宗は大御所としてこれを輔けたが、寶曆元年薨した。家重は性來多病のため在職十六年にして

寶曆十年家を長子家治に譲り、家治がついで將軍となり、天明六年薨去するにいたるまで二十六年その職にあつた。吉宗は堀田正亮・松平武元を抜擢して幕政を振肅したが、家重は政治を顧みず、家治また寛大でなく、大政の衝にあたるべき人物ではなかつた。そこで忠正嚴明の士はかへつて敬遠され、將軍近侍の士がやうやく勢力を得、大岡忠光・田沼意次らが小姓から身を起して將軍の殊寵を得、つひに大名に列し、側用人として權勢は老中を凌ぐにいたつた。ことに意次は累進して遠江相良藩主となり、安永元年老中となり、家治晩年の政治を行ふにいたつた。

家重・家治の時代は、幕府の綱紀が弛み、賄賂請託が公に行はれ、士風の頹廢はその極に達した。これに加へて早魃の害、伊豆大島・櫻島・淺間山の噴火、江戸の大火など天災地變相つぎ、いはゆる天明の大飢饉となり、害蟲野にみちて奥羽の被害は最も甚大であつた。そのために米價は昂騰し、貧民の餓死する者萬をもつて數ふるにいたり、士民の困窮する者が増加し、食に窮した百姓や町人はつひに一揆を起し、幕政の前途に陰影を投じた。

幕府は極力民心の安定をはかつたが、家重の晩年以來支出は累増し、寶曆五年豫算を定めて、三年間これを勵行して收支の調節をはかつたけれどその効なく、家治の代となつて、明和八年五箇年間經費を一定してその超過するを許さなかつたが、經費の膨脹は抑止することを得なかつた。意次はその私行において世人の非難をあびたが、かやうな幕政の窮境を脱れんがため財政經濟方面に積極的な政策を立て、その治績の見るべきものがあつた。

意次は吉宗時代に計畫された下總印旛沼の開墾をはじめ、明礬の專賣、飛脚問屋・兩替問屋・硫黃問屋の



株式を許し、あるひは諸種の商賣に運上金を課し、織物消費税を新たに設けた。また鑛山の開掘を奨勵し、貨幣の改鑄を斷行し、銅座を設置して、銅の專賣制を實施した。銅座の設置は長崎貿易と密接な關係を有するものであつて、銅の海外輸出を統制するものであつた。寶曆十三年清商の請願によつて、爾後二十年間貿易の定額以外に、毎年銅三十萬斤をもつて銀三百貫を輸入することを計畫した。このため幕府は銅の統制を必要としたのであつた。さらに幕府は北海道の開拓、千島・樺太の調査を行つたが、これは同地方の沿海に産する海産物類をもつて長崎貿易の輸出品とし、銅座の運用と相俟つて貿易の一方的流出を是正しようとしたものである。このとき銀座もまた銅座と同様に銀の專賣を試みるやうになつた。

さらに天明元年、意次は上野・武藏兩國所産の絹布・絲・真綿の市場不取り締りのため、買主の損失を受ける者が多いので、十箇所に改所を設けて、その品質・斤量を検査することとし、その手数料を買主から徴收しようとした。そのため諸國の商人が買出しに行かなかつたので、原産地の人民は生計に窮し、約三千人餘の民衆が一揆を起し、老中松平輝高の居城である高崎城に押し寄せ、その中止を歎願した。そこで幕府はこの計畫を中止するの已むなきにいたつた。幕府の施策が民衆の反對を受け、實施されなかつたことは、封建制下において稀有の事柄である。

意次の財政復興策はこれにとどまらず、天明五年大阪の富有な商人に命じて、數萬金を出資させ、これを七分の利をもつて諸大名に貸し付け、そのうち幕府も一朱の利ををさめようとしたが、商人は資金の返済を危ぶみ、出資に應じなかつた。そこで翌六年五箇年の繼續事業として、みづから出資し、また全國の社寺・百姓・町人の有力なものに資金を出させ、これを大阪の貸金會所に送り、諸藩に融通しようとしたが、これもまた實施されなかつた。

**寛政の改革** 天明七年四月家齊は第十一代將軍に補せられた。家齊は松平定信を老中とし、幕閣の首班とした。定信は田安宗武の子で將軍吉宗の孫にあたり、幼にして學を好み、人情の機微をとらへて政治を革新する志があつた。安永四年陸奥白河藩主松平定邦の養子となり、天明三年封を繼いだ。たまたまこの年奥羽地方は飢饉に襲はれたが、彼は藩の倉庫を開いて救済につとめた。翌年彼は法令をもつて文武の道を勵み、農耕をすすめ、儉約を旨としたので、藩政はその面目を一新するにいたつた。

定信は老中として幼主家齊を輔佐すると、まづ前代の弊風である賄賂請託を禁じ、華美な風俗を革めて綱紀の肅正をはかり、いはゆる寛政の改革に着手した。

天明七年定信は大名以下旗本の諸士に命じ、向かふ三箇年嚴に儉約を守らせ、とくに旗本には日用の什器の端にいたるまで質素を旨とし、費用の節約を命じた。さらに一般庶民の服飾玩具の類にいたるまで精巧美麗なものを禁じ、これを犯す者を罪に處した。

定信は天明飢饉の慘狀を見て備荒貯蓄の必要を痛感し、米穀を貯へて凶年に備へるため、高一萬石につき五十石の割をもつて向かふ五箇年の間これを貯へさせた。これを圍米かこみまいといつた。また同時に諸大名並びに領地を有する旗本に令して粃米を蓄へさせた。一方江戸市民のため公共貯蓄の法を設け、寛政三年市民に町費を節約させてその七分を積み立てさせた。これを七分金と稱し、幕府はその基金として一萬兩を與へ、これによつて不時の出費にあてた。この金額は年ごとに増加し、文政十一年には現金四十六萬二千兩餘、貸付金二十八萬兩餘に達し、明治七年これを東京市に引き繼いだときは百四十三萬圓餘



の巨額に上つたといふ。その他大阪・京都をはじめ、幕府の直轄地においても幕府から補助金を出して闇米を奨励したので、後年凶作災異の場合大いに便を得た。また旗本の窮乏を救済するために藏宿棄捐の令を出した。元來旗本が幕府から受ける給米は藏宿（一は札藏）といふ商人により金銭に換へられるのであるが、旗本は餘裕のない生活のため、給米の支給される前に、これを抵當として藏宿から金を借り入れるのを例とした。藏宿はこれに乗じて高利を貪つたので、旗本は結局負債がかさんで、ますます窮した。ここにおいて定信は藏宿に命じ、六年前の負債は元利共に棄捐させ、五年以内のものは利息を切り下げ年賦償還させる法を定め、藏宿の損失に對しては幕府から十二萬兩を低利で融通した。これを室町時代の徳政と比較するに、商人の損失の一部を補償した點に相違があるが、武士の生活擁護のためには、商人の利益を犠牲とするところに兩者の政策の一致を見ることが出来る。

世のすすむにしたがひ、都市生活が繁榮するにひきかへて農村疲弊の風潮が見られるが、當時も職を求め無宿の徒かやうやく多くなつた。定信はこれらの無宿者の歸農をすすめる共に、石川島に人足寄場を設けて職業を習はせ、就職の斡旋をした。その收容員は最初二百人内外であつたが、天保頃には四百五人に達した。

泰平の打ちつづくと共に學問の發達は著しいものがあつたが、それに伴ひ、多くの學派が起つて互に論争し、すこぶる活況を呈した。幕府の保護した朱子學は、林家の不振と共にその勢力を失つたので、定信は柴野栗山・岡田寒泉・尾藤二州らを用ひて朱子學の復興をはかつた。寛政二年令して朱子學を正學とし、他を異學としてこれを抑制した。これを寛政異學の禁といふ。そのため諸藩も正學を採用

したので、藩學の教育も昌平黌に倣ひ、朱子學はしだいに振興した。

天明八年京都に大火があり、このために皇居も焼失した。定信は皇居の造營にあつて總裁を命ぜられたので、上洛してその規模を古制に復し、寛政二年竣成した。かうして朝廷と幕府との間に親和の氣が見られたが、ここにはしなくもいはゆる尊號事件が起つた。

光格天皇は父君閑院宮典仁親王に太政天皇の尊號を上られようとの叡慮から、寛政元年二月その旨を幕府に傳へられた。しかるに幕府は定信の議によつてそれに反對し、つひに實現しなかつた。朝臣の間には、これをもつて幕府の専權なりとし、尊王制覇の思想を抱く者があつた。

また當時外交がやうやく多事ならんとしたので、定信は海岸防備に留意し、寛政五年みづから伊豆・相模の沿岸を巡視した。その年七月定信は在職七年で隱退した。定信は民政に意を用ひ前代の弊風を改革したが、その政策は意次のそれと全く對蹠的であつた。そしてかやうな政策の對立は、兩者の性格の相違に出るものが多い。すなはち意次が微賤から出て老中となり、諸事積極進取的なるに反し、定信は名門から出て老中となり、諸事消極保守的であつた。意次が世才にたけ、自由奔放なるに比し、定信は學究的でやや因襲的な性格の所有者であつた。しかるに後世兩者に對する批判は、意次はその惡政をもつて斥けられ、定信は善政をもつて崇められたが、この差異はもとよりその人格の相違によるものであつて、その施政の大概を見るに、意次が政治家として理想を持たず、現實的なるに反し、定信は高邁な理想を持つてゐた點に、兩者の優劣を生じたおもな原因が見られる。

幕政の弛緩 定信の引退後、將軍家齊はみづから政治をとり、老中松平信明、若年寄本多忠壽の輔佐



を得て、定信の政策を踏襲したが、やがて忠壽がその職を退き、ついで信明が歿し、水野忠成が老中としてその權をもつばらにするに及んで、奢侈逸樂の風はふたたび世を蔽ふにいたつた。將軍家齊もやうやく政治に倦み、豪奢は日ごとに加はつた。そこで財政はやうやく亂れ、加ふるに重臣は家齊の意を迎へ、權を弄し賄賂を貪り、驕奢を好んだので、士風はしたがつて頹廢し、奢侈淫靡を好み、射利を喜び、劇場・料亭など江戸各地の盛り場は繁昌を極めた。江戸市内の社寺は多く富籤の類を催して町人の射倖心に投じ、一攫千金の夢を追はせた。一方には北海道・樺太・千島方面における對外問題も頻發し、この警備のため幕府の支出も莫大であつたから、府庫はたちまち枯渇し、例によつて貨幣の改鑄を行ひ、出目によつてその缺乏を補填しようとした。文政元年から天保八年まで二十年間に金貨は九種、銀貨は五種の多きに及び、その都度品質を下げたので、物價の混亂は士民の生活をますます困難ならしめた。加ふるに天災地變の頻發は世態を惡化させたために、諸地方に百姓一揆が勃發し、幕府・諸藩はこれが鎮撫に苦しんだ。天保十一年出羽莊内藩主酒井忠器が越後長岡へ轉封を命ぜられると、領民はこれを惜しみ、團結して反對運動を起し、つひにこれを中止させたことは、幕府權威の失墜を示すものである。

數多い一揆のうちでも、天保八年大阪に起つた大塩平八郎を首謀者とする亂は、かやうな世情を十分に物語るものである。平八郎は大阪町奉行の役人であつたが、つとに陽明學を修め、空理空論を排して實踐を尙び、その職にあつては、妖巫・奸僧・惡吏を斥けて名があつた。平八郎は職を退いたのち、後進の指導にあつてゐたが、いまや窮民の飢餓に苦しむにかかはらずこれが救済の施設がないので、藏書を賣り拂つてみづからこれを助け、さらに上書して、官米をもつて窮民の急を救ふべきことを建白した。しかるに町奉行はこれを顧みなかつたので、大いに怒り、窮民救恤を名とし、權を大阪近在に飛ばして、與黨と共に亂を起した。よつて大阪城代・町奉行はこれを鎮壓するため出兵したので、平八郎は衆寡敵せず、つひに自殺した。

ついで越後柏崎にも平田篤胤の門人生田萬が窮民救済を名として亂を起した。これらの亂はいづれも平定したが、これによつて幕府はその鼎の輕重を問はれるにいたつた。

**天保の改革** 天保八年四月將軍家齊は隱居し、子家慶が跡を繼いだが、重要な政務はなほ家齊によつて決せられた。これがいはゆる大御所時代で第二の田沼時代とも稱せられた。日ごとに加はる世情の混亂は幕威の失墜を暴露するにいたつたので、この頹勢を挽回せんがため、大改革を斷行したのが水野忠邦であつた。忠邦はもと肥前唐津の藩主であつたが、請うて遠江濱松に轉封し、文政十一年京都所司代から西丸老中となり、天保五年に老中に轉じた。忠邦はまづ儉約を勵行し、すべて享保・寛政の治に倣つて改革を斷行しようとした。しかし家齊の在世中は急激な改革を憚つたが、天保十二年家齊が薨すると、忠邦は老中首坐を命ぜられたので、これを機として、まづ家齊の寵を得た有司を斥け、五月將軍の上意として諸事享保・寛政の政治に則つて、政務を執るべき旨を諭した。

改革の第一は文武の獎勵である。佐藤一齋を起用して、幕府の儒官とし、貴賤の別なく昌平坂學問所の講義を聽講することを許し、諸大名に有益な書物の開版をすすめた。武藝も従來の形式に洋式を併用した。ときに長崎の町年寄高島四郎太夫が洋式訓練に通じ、兵制改革の急務を建言したので、忠邦は彼を招いて、府内の徳丸ヶ原で砲術訓練を實演させた。また風俗の矯正につくし、華美な服飾の取り締り



はもとより、遊女・茶汲女・女髪結らの取り締りを厳にし、その他卑猥な出版物を取り締り、劇場を淺草の一部に移し、俳優の外出には必ず編笠を被らせるなど、市井の末にいたるまで質素を旨とし、風俗の亂れるのを取り締らうとした。

忠邦はまた近年農民が奢侈に流れ、身分不相應の生活をするのを禁じ、ほとんど極端に近い節儉を令し、もつばら家業を勵み、子女が機械の業によつて給金を得るのを餘業であるとしてこれを制した。

忠邦は物價の騰貴の原因はふもに問屋仲間の營業獨占にあるとし、問屋株を廢して自由賣買を許し、物價の調節をはかつた。しかし問屋株の廢止はかへつて商品の活潑な流通をとどめ、物價は上り、江戸市中の人氣はとみに沈滞するにいたつたので、ふたたび問屋株を復活した。天保十四年旗本・家人の窮乏を救済しようとして、幕府からの貸附金の半額を棄捐し、半額を年賦償還とした。しかし幕府はこれによつて生ずる損失を補填するため、大阪・堺などの町人に御用金を課した。

かうして忠邦は幕府の財政を改革すると共に、土地の開墾に意を用ひた。新潟が良港であるのでこれを天領とし、奉行を置き、また印旛沼の干拓事業を再起し、かねて水運の便を開いて外洋への通路としようとしたが、いくばくもなく忠邦の失脚によつてその事業は中止された。

さらに忠邦は大名領地の整理を企てた。従來幕府及び諸大名の領地がいはゆる飛地として各地に分散するものが多く、しかも幕府の直轄領が概して土地柄が悪かつたので、天保十四年九月江戸十里四方、大阪五里四方の地をさめて幕府の直轄地とし、その内に領地を有する者には他の地を與へるか、または歳米を給することとした。また諸藩の領地の各地に分散するものは、行政上・軍事上不便の多いことを理由として幕府に上知させ、その代償として替地を與へた。

忠邦は幕府の威信を回復し、また府庫の缺乏を補はうとして独自の改革を斷行したが、吉宗が將軍としてみづから改革にあたり、定信が將軍の親をもつて革新政治を行つた場合と異なり、單なる幕府の一老中としてかやうな改革の任にあつたので、世の信頼を得ること薄く、その實行に際して多大の障礙に直面した。ことに大名領地の整理は、忠邦に對する反感をかもし、發令後わづか二十餘日にしてこれを撤回するの已むなきにたちいたつた。かうして天保十四年忠邦は老中を免ぜられたが、弘化元年六月ふたたび老中に復した。しかしすでに昔日の勢力なく、鳥居忠耀（みだりき）の罪に座して封地を削られ、家屋を沒收され、隱居謹慎を命ぜられたが、幕府もまた一路衰亡の途を辿るにいたつた。

## 第二節 諸藩の治

**藩治の大綱** 諸侯は將軍に臣禮をとり、幕府によつて統御されてゐたが、藩領内の政治についてはほとんど自治を許されてゐた。藩政の機構は幕府の機構とほぼその形式を同じうしてゐた。各藩には、藩主のもとに家老があり、藩政を總攬し、藩主の參府した間は城代としてその職務を代行した。そのほか側用人・町奉行・寺社奉行・勘定奉行・郡奉行などを置き、また大目付・目付などの監察制を採用した。幕府の初政にあつて、いはゆる武斷政策によつて諸藩の改易、移封がしきりに行はれたため、諸藩の動搖が甚しく治績も見るべきものがなかつたが、幕政の方針が文治主義となり、その政策が安定するに



及んで、藩治もまたその成績を擧げるにいたつた。また各藩は互に他藩の治績に鑑みて自藩の向上を期したが、ときに藩主にその人なく、重臣がこれに阿諛して藩政の亂れるものがあり、いはゆる御家騷動あるひは百姓一揆などの事件の發生するものもあつた。しかし名藩主・能吏の出た藩は、独自の藩風を後世にまでこのし、教化の影響の見るべきものがあつた。すなはち藩學の振興、庶民の教化、殖産興業の奨励などにより、地方的特徴を生じ、いまにいたるまでその功績の慕はれてゐるものも数多い。

池田光政は通稱新太郎といひ、はじめ因幡・伯耆の二州を領して鳥取城にゐたが、寛永九年備前岡山に移封された。光政は中江藤樹の學を慕ひ、その門人熊澤了介を聘して藩政の顧問とし、大いに治績を擧げた。すなはち閑谷學校を起して士民の學問を奨励し、善行を賞し、あるひは水利をよくし、新田を開き、社會の法を設けて飢餓に備へるなど、つとめて民政の安定に力を致した。

保科正之は二代將軍徳川秀忠の子で家光の異母弟にあたる。信濃の保科氏を繼ぎ、出羽山形城主となり、寛永二十年陸奥會津に封じ、若松城主となつた。最も謹直で學を好み、朱子學を修めた。士民の教育に力を致すと共に社會を設け、殉死を禁じ、非人小屋を設けて授産の法を講じ、開墾を奨励するなどすこぶる民政に留意した。彼が將軍の輔佐役として幕政に參與したとき、由井正雪などの陰謀事件があり、また明暦三年江戸に大火があつて、全市ほとんど焦土と化し、焼死する者數萬を數へたが、幕府はその處置よろしきを得、罹災民を救護し、死者を回向院へ合葬した。またこれを機として消防制度を創めたほか、市區の改正、道路の改修などを行ひ、これがために江戸の市中はいよいよ繁昌するにいたつた。すなはち正之は藩にあつても、また幕府にあつても至誠をもつて政治にあたり、大いにその治績を擧げた。

水戸藩主徳川光圀は初代藩主頼房の第三子である。明暦三年大日本史の編纂に着手し、彰考館を起して學問を奨励し、いはゆる水戸學の端を開いた。寛文元年封を繼ぐと、藩治を革め、士民に勤儉をすすめ、孝子節婦を表彰して風俗を肅正すると共に、目安箱を置いて民意の上達をはかつた。また植林を行はせ、あるひは菜園を設け、あるひは馬市を開かせるなど殖産興業につとめた。元祿三年致仕し、封を綱條に譲り、居を水戸郊外の西山に置き、西山隱士と號し、みづから農耕に親しんで庶民と生活を共にし、民政の改革につくし、後世いはゆる水戸黃門の遊歴譚として人人に傳はる如く、その治績はすこぶる多し。

上杉治憲は日向高鍋藩主秋月種美の次男で、出羽米澤藩主上杉重定の養子となり、明和七年封を繼いだ。上杉氏は謙信の後で、景勝の時越後から會津に移り、關ヶ原役後大いに滅祿されて米澤三十萬石を給せられたが、綱憲の時さらに半減されて十五萬石となつた。しかし前代からの家臣が多く、ために財政は不如意に陥つた。治憲がなほ世子である時、これが救済の法を講じたが、封を繼ぐに及んでみづから生活を簡素にして、範を士庶に示した。また細井平州を聘して藩の學校興讓館を建設し、藩民の教化、風俗の矯正につとめた。一方米穀の増産をはかり、國産所を設け、士民を問はず桑苗を與へて栽培させ、養蠶・機織の業を教へ、備荒貯蓄を奨励したので、天明四年の大飢饉にも封内一人の餓死者も出さなかつたといふ。いまにいたつて米澤織の名のあるのはその教化の致すところによるのである。天明五年致仕して鷹山公といふ。



細川重賢は肥後熊本の藩主で、延享四年封を繼いだ。重賢もまた質素儉約を奨励し、冗費を省くと共に、養蠶を盛んにし、農事の改良に意を用ひ、醫學寮を建てて醫學の發達をはかつた。また時習館を設けて學問をもすすめ、あるひは家士世祿の法を革めて人材登用の途を開くなど、すこぶる民政につくした。當時紀州和歌山城主徳川治貞とその治績において併び稱せられ、その仁政は藩内に普及し、領民みな重賢の徳を慕つて、毎年殿様祭とのさままつりを催してその徳を謳歌した。

## 第十一章 社會・經濟の發達

### 第一節 封建社會の構成

階級制とその性格 中世的封建制は近世に入つて強力な中央政權のもとに再編成されたが、諸大名の領地制は依然として認められた。諸大名は中央政權のもとに服屬したが、その領國內の知行權を保持し、ほとんど獨立の權力を有してゐた。ただその家臣はかつては小城の主としての存在を許されてゐたが、近世に入つてからは、領主の城下に移り住み、その居城に集約されて行つた。すなはち家臣は實質的には土地から離れ、領主から扶持米を給せられることとなり、ここに主家の俸祿を得て生活する名實相伴なふ家臣の性質を帯びるやうになつた。しかし封建社會の組織が武家を中心として形成されたことには變りはなく、武士の生活様相の變化が、國民生活の全般に多大の影響をもたらしたことは勿論のことである。近世社會の構造組織は武家擁護を目的とする嚴格な階級制の維持を本質とし、やはり武家の生活を安定させるに必要な土地制度の上に基盤を有してゐた。

江戸時代の階級制を大別すれば士農工商の四民とされるが、政治權力の所在からみれば、士は治者階級で、農工商はいはゆる庶民であつて、被治者階級である。武家の性格は、彼らが土地を離れ、城下に集中されることによつて、中世的なものから近世的なものへと進展するのであるが、そのことは莊園制



を基礎とした武家の主従關係が、大名領を基礎とした主従關係へと移行し、安定し、しだいに固定することを意味するものである。

武家の中にはおのづから身分の上下があり、征夷大將軍を最上位とし、大名がこれにつき、將軍麾下の士、諸大名に臣屬する陪臣、さらにくだつて若黨・仲間・足輕などがある。これらの身分的階層はいはゆる家格によつて嚴重に保持された。

武家の主従關係は、右のやうな身分的階層によつて確立してゐた。しかも、武家の道徳は、かやうな關係のもとに再建され、また武家諸法度によつて嚴重に規定されたので、この武家の身分的階層を紊すことは、道徳的にも法制的にも許されず、すべては格式によつて運行され、格式によつて身分的差別が固定化されたのである。

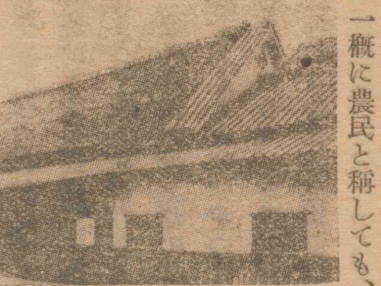
かやうに武家の間における封建的主従の關係が規定されたが、これと並行して武家階級自體が他の階層から區別された。封建社會にあつて治者である武家が庶民とはつきりと區別されるといふことは勿論のことであるが、中世の社會においては土農の區別がなほ混亂してゐた。しかるに信長・秀吉の頃から土農の區別が促進され、江戸幕府の成立によつてこれが完成され、武家が土地から離れて城下に集中されたことは、武家が純消費者としての存在となつたのである。これは前代において有した莊園から發した地頭的性質を失ひ、單なる大名領地の給人として統轄される家臣と化したことである。かやうに武家が都市生活を營むやうになると、農民の農業生産を高めさせる必要が生ずる。兵農の分離は一應職業的分化の形態をとるが、これは單なる分化ではなく、支配する武家と支配される農民との關係におけ

る階級的分化であつた。かうして武家と農民とが發生上密接な關係をもちながら、治者と被治者との階級に區分され、しかもその支配權の確立強化によつて武家生活の安定を求めるところに著しい特徴が見られる。さらにまた武家と農民は經濟生活の基礎を同じく土地に置き、米穀をもつて主要な収入とするところになほ多くの類似點を見出だし得る。しかしながら交通の發達、商業の發展によつて、中世の土地經濟依存の姿はしだいに失はれ、貨幣經濟の要素が強くなると、武家の生活も貢租の収入を賣却して貨幣經濟へと移行した。かうしてそのために最大の収入であり、商品である米の収入を確保するため、封建的な對農民政策を強化するにいたつた。しかしそれにもかかはらず、結局武家の生活は町人の擡頭によつて窮乏化せざるを得ないことになつたのである。

庶民階級の最上位にある農民すなはち百姓は國民の大多數を占めた生産階級である。武家が農民的色彩を失ふことは、その代りに農民をして農業に専念させるやうになる。戰國の世には武家の城下集中が行はれつつも、なほ戰ひに際して農民を動員することが行はれた。これは戰術が馬上で戰ふ武家の一騎打ちから歩兵の集團戰法に移つたために、集團的戰鬥員として農民の徵集が行はれたのである。しかし農兵組織が足輕といふ専門武士として組織化されると農民の徵集は不要となる。さらに中央集權的な封建制が強化されたが、農民の武力は消滅させなければならぬ。農兵の出ることは農村の武力の存在を認めることとなり、それは農民一揆などを惹き起す原因ともなるからである。かうして武士の離村と並行して農民の專業化が行はれていつた。さらにかやうな農民の身分的固定は法制的に強化された。農民が農に専念し、農産物の増産をもたらすことは、封建的貢租の負擔者として、ひいては武家



の生活を安定させることになるので、武家にとつては都市の發達に伴つて人口の集中が行はれても、農村の人口は減少させず、耕地は荒廢させてはならない。そこで農民は身分的にも固定され、居住的にも土地から自由に離れ得ないのみならず、生活の全般にわたつて規制され、自給自足經濟の生活内にあつて、武家生活の基盤としての性格をもつものとなつた。



大庄屋の家

一概に農民と稱しても、その間には身分的差異があり、庄屋・名主を上位として高持・平百姓・小前に分れ、さらに小作すなはち水呑百姓がある。地主と小作との關係は、また身分的主従關係にあり、家族的な親方子分關係にあるのが普通であつた。

以上の武士と農民とが近世封建社會の根幹をなす構成要素である。しかし、かやうな社會にあつて新たに勃興したのは商人であつた。中世の經濟發展の過程において新たに登場したのは工人と商人とであるが、商人は中世末期においてすでに無視できない有力な存在となり、近世封建制の再編成にあつては、かやうな商人を規制する必要が生じた。

武士と農民は生活の基礎を土地に置いてゐるから、土地から生産される物の豊凶によつてときどきの収入に増減があつた。しかも武家が城下町に集中され、都市生活を行ふやうになると村落の市の商賣は町の商業へ、商人は町の住人へと吸収される。かうして都市における武家の生活は商人と離れ得ない状態に置かれた。また領主は城下町を繁榮させるために商人に保護を加へると共に、農村を貨幣經濟から離して安

定させようとした。そこで武家は元來生活の根據を土地に置きながら都市生活者として商人にも關係をもつやうになつた。ここに武家の生活内部に矛盾を生じ、商人勢力の擡頭を招く間隙があつた。

近世社會の構成組織は自然發展による分化でなく、それには封建領主の人爲的政策が強く反映してゐる。そしてこれによつて士・農・工・商の四民の階級及びその階級に包含されてゐる身分の分化が行はれたのである。四民のほかには公家・神官・僧侶・賤民らの身分があつたが、それは四民の階級に附隨して考へ得る。

**生活と制度** 階級の分化と共に封建制保持のため幕府は種種の制度を設けた。幕府が慣例を重んじ、法律を施行して嚴罰主義をとつたのもかやうな封建的機構を維持するためであつた。すでに幕府並びに藩の政治體制については述べたが、一方幕府が採用した經濟體制は土地經濟と貨幣經濟との兩面に力を注ぐ必要があつた。すなはち武士と農民が土地に經濟生活の基礎を置くと、おのづから土地制度の確立が必要となり、また商業の發展に伴ふ、貨幣の流通が盛んになると、その運用の如何が直ちに民衆の生活に多大の影響を與へた。

土地制度については、全國の草高およそ三千萬石といはれ、そのうち二千三百萬石は大名（一萬石以上）の封地であり、三百萬石は公家並びに旗本諸士の采地にかかり、幕府の所領は四百萬石であつた。そして幕府は土地のほか重要な都市並びに鑛山をその手にをさめ、さらに貨幣の發行權をほとんど獨占し、國用の不足するときは、しばしば貨幣の改鑄を行ひ、その出目によつて生ずる益金をもつてこれを補ふことができた。したがつて幕府の財源はこれを諸藩のそれに比すれば非常に裕福であつた。しかしなが

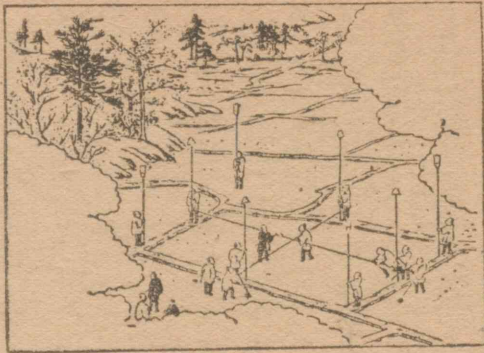


ら幕府が封建制の基盤の上に成立してゐるかぎり、まづ治者階級である武家及び生産階級である農民の生活を安定しなければならぬ。そのために土地制度を確立して、生産額の減退を防ぐと共に、新田の開発、農地制度の改革を断行して増産を奨励した。

幕府・諸藩は新田の開発によつて生産の増大をはかつたが、ここに取り上ぐべきは地割制度である。

これは土地を農民に分與し、一定の年限ごとに全部の割替へを行ふものである。この制度が行はれた地方は、概して收穫の不定地が多く、これによつて農民の貢租の負擔額を平均し、田畑の荒廢を防ぐと共に、水害などの天災による損害の負擔を均分ならしめた。この制度の行はれた地方は岩代・加賀・能登・越前・越中・常陸・信濃・尾張・美濃・伊勢・丹後・伊豫・土佐・筑前・豊後・肥前・日向・薩摩・壹岐・對馬・沖繩などである。この慣習は一般に地割あるひは割地と呼ばれ、檢地方によつてその名稱を異にしてゐる。例へば薩摩の門割、加賀・能登地方の碁盤割などがそれである。なほこの制度は上世の班田制度と關係なく、江戸時代にはじめて行はれたものである。

田地永代賣買禁止の法は、田地の兼併によつて生ずる農民の離村を防ぐためであつた。すなはち農村の疲弊によつて農民が都市に集中することを防ぎ、あるひはまた商人がその富力に任せて土地を購入することを制限するためであつた。この法の施行された範圍は、原則と



して百姓所持の高請田畑に限られてゐた。しかしこの原則は勵行されず、新田についてはことに寛大であつたから、耕作權の賣買讓渡が行はれ、土地所有者の間に大小貧富の懸隔を生ずるやうになつた。とくに質地在公然と許されたので、これによつて權利の移動が不斷に行はれた。

土地制度と關聯して考ふべきは農村の制度である。莊園的農村の崩壞過程における農村自治の發達は、あるひは土一揆あるひは地下請の形において見られる。地下請とは農民が地頭や守護から一庄の年貢を請け負ふ代りに、その内部には干渉させないことをいふ。かやうな形式はおのづから農村の自治體制を發達させるものである。しかも農村の自治は、治者に對する對抗的立場におけるのみならず、農村と農村との間に發生する利害問題を中心として、相互に協定あるひは鬭争の必要に迫られて生じた。すなはち水利問題あるひは入會地問題がそれである。かうして農民は村落を一單位として團結し、他に對抗し、自村の生活權の擁護にあたらねばならなかつた。ここに村落自治の發達原因が存在する。

中世から近世にかけて封建制が再編成され、大名領知制の完成して行くにつれて、かやうな農民の自治體制は、政治機構の變化に適應しながら發達した。すなはち村落は領主治下の村落として、その土地は檢地として臺帳に記され、もつて大名による統治が完成されていつた。中世における農民はなほ武力をもつてゐたが、これは治者層の混亂時代における自衛手段としておのづから發達したものである。しかし支配體制が一應落ちつくと、農民の武装は否定され、農民をして領主に従順ならしめなければならぬ。かうして農村の自立性は失はれたが、その村落組織の特徴は生かされて、しかも利用されたのである。例へば地下請の如きはこれを制度化して保存し、村落を單位として年貢・賦課の收納の便に供した。



近世の村落を單位とする制度が地下請的な農村の自治制から發展し、再編成されたことは、領知制の發達と並び行はれた。しかもかやうな制度は年貢の共同納入にとどまらず、生活上の相互援助にまで發展し、制度化された。すなはち五人組制度に見られるが如き、村落における連帯責任制の組織は、從來の村落單位の自治組織における村の規約と警察的の制度との兩面にまで働き、村落内の自治制度はその公的な制度として成立した。かうして農民は村落を單位として大名と、さらに幕府と結びつけられ、ここに封建的統治體制が整備されたのである。

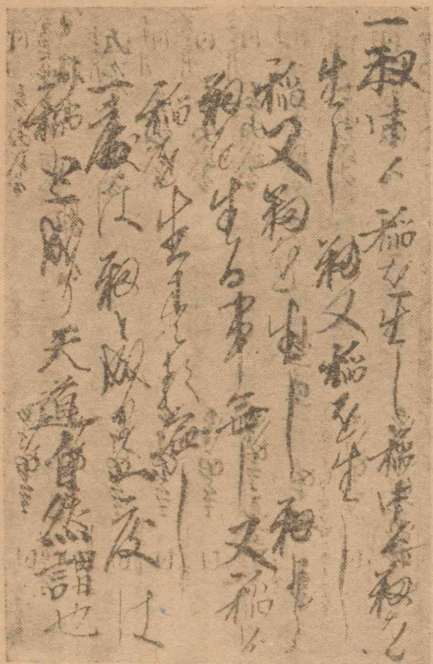
五人組は村落のみならず町においても組織された。さきに秀吉は十人組を組織し、江戸時代の初めにもなほ十人組が行はれたが、それがやがて五人組となり、寛文頃五人組御仕置帳の制度が確立した。五人組は町では町並、村では近隣の五家が一單位となり、組内の相互扶助、非違の檢斷、犯罪に對する連帯責任などが定められた。仕置帳は名主が年數回五人組に讀みきかせ、連署加判の上、代官あるひは領主に提出するもので、その條文の内容は、農民に對するものと町人に對するものとの間に差異があつた。それは前者の保護干渉的なのに反し、後者は自由放任的であつた。

### 第二節 經濟の發達

殖産興業 室町時代からしだいに發展した國民の經濟活動は、江戸幕府が成立するに及んで、交通の發達、貨幣制度及び金融機關の整備などによつてさらに一段の發展を見るにいたつた。かやうな經濟界

の進展は、幕府の政權が強化され、大名領知制の確立、都市の發展などを反映するものであるが、一方國民の經濟生活を向上させたことは否定できない。國民生活の向上はおのづから消費生活を旺盛にすると共に、産業の勃興をうながすにいたつた。

農業は國家經濟の基礎をなし、國民生活安定の根幹をなすものであるから、幕府や諸藩においてもよくその發達に意を用ひ、土地の開墾、農業技術の向上などに力を注いだ。一方幕府や諸藩は、かやう



二宮尊徳筆蹟

な技術的方面の指導につとめるかたはら農民に對して幾多の規定を設け、その生活の末節にいたるまで細かい制限を加へた。慶安二年幕府の發布した農民に對する觸書はその一斑を物語るものである。したがつて當代の農業政策は保護の名にかくれた封建的農業の維持を根幹とするものであつた。かやうな政策によつては農産額の増加は認められるが、農民の生活自體の向上は望み得られなかつた。

當代は多くの農學者が出たが、そのうち初期における宮崎安貞、後期における大藏永常・佐藤信淵・二宮尊徳らは農業技術の指導にあつたのみならず、幾多の施設を行つて農民の感化につとめ、農村の



振興に貢獻した。

生産技術は主として人力に頼り、機械力の應用に缺けるところがあつたが、灌漑・耕作の器具には多くの發明があつた。例へば吸水器として桔桿（きりょう）や龍骨車・踏車などが用ひられたが、末期にはポンプも使用された。また農具とか、肥料や害蟲驅除の方法も漸次改良された。

農産物は米・麥・粟・黍・豆などのほか各地に特産物が興り、いはゆる四木（桑・茶・楮・漆）三草（紅花・藍・麻）のほか煙草・木綿・馬鈴薯などの輸入作物も栽培され、蔗苗の移植、製糖の研究も行はれた。また甲州葡萄・紀州蜜柑その他の果樹の栽培も行はれた。養蠶は當代に入つて著しい進歩をとげ、生絲の産額も年ごとに増加し、幕末には主要な輸出品となつた。

家畜は牛・馬が多く、乗用・運送用・農耕用に利用され、關東・東北地方は馬、關西・中國方面は牛の生産地として知られてゐた。

林業は幕府諸藩の保護獎勵によつて大いに發達し、ことに楮・榿・漆木などの植林に力を注いだ。民有林には村有林と私有林とがあり、村有林には數村共有のものが多く、領主はこれらの山林に課税した。水産業では沿岸漁業がとくに發達した。例へば九十九里濱のいわし業、土佐・阿波・薩摩・紀伊・伊勢・伊豆・安房・上總・下總などのかつを業が有名である。また遠海漁業には安藝地方の漁民がぶりがたい漁のため朝鮮近海にまで出漁し、長門・豊後地方の漁民がふか漁のため同地の沿海にまで赴いた。くじら漁は當代初期頃から起り、南海及び西海地方で盛んに行はれた。また北海道・樺太沿岸におけるにしん・さけ・ます・たらなどの漁獲も盛んに行はれた。かやうに漁業は著しい發展をとげたが、ややも

すると濫獲酷漁の弊に陥つたので、幕府及び諸藩では、漁區の設定、あるひは使用器具の制限、あるひは魚介類の養殖などを獎勵して魚類の増産につとめた。漁獲高の増加につれて水産物加工業も大いに起つた。のり・かつをぶし・こんぶ・するめ・いりこ・かんでんなどは主産物である。いりこ・ほしあはび・なまこなどは長崎貿易の輸出品として歡迎された。そのほか肥料・製塩業も盛んに行はれた。

鑛業は室町時代の末頃から急に盛んとなつたが、江戸時代に入つて貨幣制度の整備、長崎貿易の振興をはかるため、金・銀・銅山の開掘を獎勵した。幕府はまづ伊豆・佐渡・石見などの金・銀山を經營し、慶長年間には羽後の院内銀山、駿河の梅ヶ島金山を開き、寛永四年には金銀奉行を置いて、斯業の監督獎勵に當らせた。足尾銅山の經營をはじめ伊豫別子・立川、備中の吉見など、全国各地に銅山が發見され、その探鑛技術の進歩と共に産額は年年増加した。しかるに長崎貿易で多額の金銀が流出したので、その代物として銅をもつてし、ついで銅の代りに海産物をもつてし、金銀銅の海外移出を漸次抑制した。鐵は主として砂鐵から製鍊され、その他錫・石炭なども産出された。三池炭田の發掘は享保年間に著手された。工業はなほ手工業の域を脱しなかつたが、工藝品に對する需要はしだいに増加し、諸藩において自國の名産品として保護獎勵した。陶磁器・漆器・織物・紙などは、地方地方の特色を具へた優秀品が産出された。絹布の製造は元祿頃からしだいに盛んとなり、京都の西陣織、博多の博多織をはじめ、北陸・關東・奥羽地方で盛んに行はれた。綿織物としては天明年間に織られた久留米緋をはじめとし、各地に産出するにいたつた。その他異色ある生産品としては、姫路の皮革品、銚子・野田などにおける醬油及び灘酒をもつて代表される清酒の醸造が行はれた。

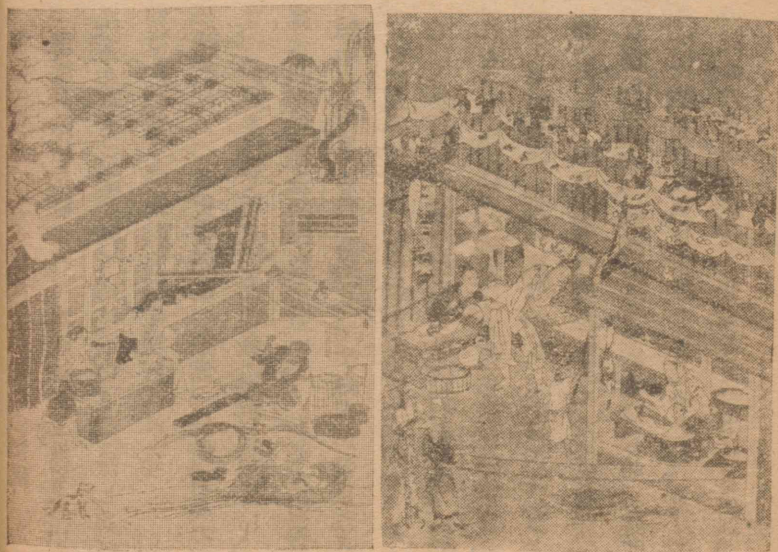


當時一般に行はれたのは農村の副業として生産されたものが多く、いはゆる家内の手工業製品であつた。しかし手工業の製品の種類が増加し、その需要額が増加すると、しだいに分業の傾向が生じた。加



職人繪畫 銀 冶 屋

ふるに商業の發達に伴ふ資本の蓄積あるひは都市生活の繁榮による需要者の出現したため多量生産の必要が生じた。ここにおいて工業經營法もその様相を變化するにいたつた。すなはち問屋が農



職人繪畫 桶 屋

職人繪畫 紺 屋

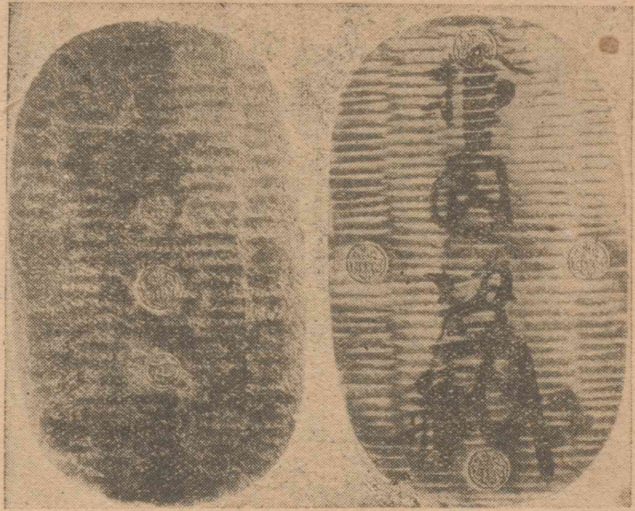
村の副業的生産品を買占め、あるひは農民に資金あるひは資材を供給し、生産品を豫約集中してこれを市場に搬出した。さらに需要が増加すると手工的工場製産が行はれ、應需生産のみならず商品生産が行はれるやうになり、近代の工場經營法の萌芽を見らるにいたつた。都市の手工業は業別によつて組合を結成し、治者に冥加金を納めることによつて生業の保證を得、かつみづから規約を設けて組合員の統制を行つた。

藩營工業は自家用の贈答品などの贅澤品以外に一般商品の生産にも力を注ぎ、陶磁器・織物などをはじめ、種々な手工品が製造された。幕末頃になると國防充實のため洋式工業が採用された。薩藩の兵器工場、硝子・硫酸などの化學工場及び紡績工場はその著しいものである。その他佐賀藩・水戸藩などの反射爐・銃砲製造・造船業も有名である。

貨幣 わが國の貨幣鑄造はすでに上代に見ることができ、幣制の整備が行はれたのは比較的近代であつて、まづ江戸時代に入つてからなされたといつてよい。慶長六年幕府は大判・小判・一分判の金貨及び丁銀・豆板銀の如き銀貨を鑄造したが、爾來しばしば貨幣の新造・改鑄を行つた。しかし幕府の改鑄は、主として幕府財政の一次的匡救策として行はれた場合が多く、したがつてその純分量はしだいに低下した。金・銀貨幣のほか錢には銅・真鍮・鐵錢がある。以上の金・銀・銅などの硬貨の鑄造權は幕府が獨占し、金座・銀座について錢座を設置して貨幣發行の機關とすると共に、地金の生産・賣買を取り締つた。例外として幕府が錢貨の鑄造を諸藩に許し、その領内に限つて通用を認めた場合があつた。仙臺通寶・琉球通寶・箱館通寶などがこれである。

金・銀・錢の三貨は無制限に發行され、本位貨幣・補助貨幣の區別はなかつた。東國では金・錢の兩貨が、西國では銀・錢貨が主として通用された。初期には寛永通寶と共に前代から通用された永樂錢と





慶長大判金

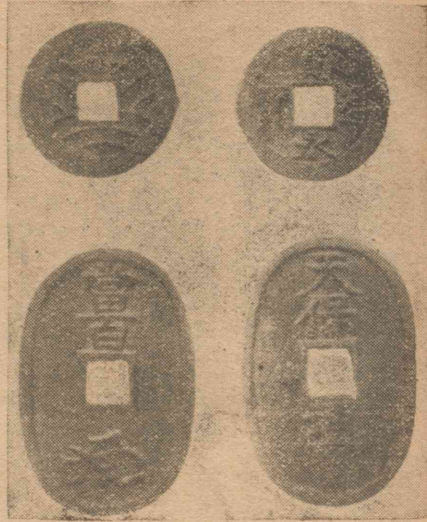
多量の錢貨が輸出され、安南・マレー・ジャソ島方面で流通し、あるひは兵器の資材とされた。

硬貨幣のほかに紙幣すなはち藩札が發行された。紙幣の起原は明らかでない



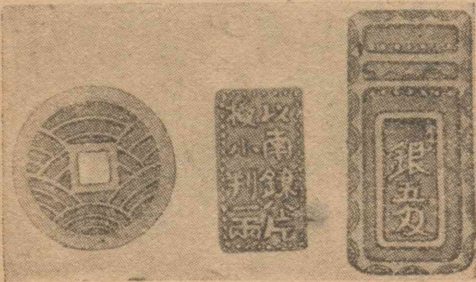
天保一分銀

鑄錢(京錢)とが併用されたが、これらの悪錢はしだいにその影を潜めた。金貨の計算法は兩・分・朱の重量名であつて、兩以上は十進法で、分は兩の四分の一、朱は分の四分の一である。銀貨は明和六年の五匁銀十二枚をもつて金一兩とし、安永元年の南鐮二朱銀八枚をもつて金一兩としたことを除けば、銀貨は一匁をもつて單位とし、その十分の一を分、分の十分の一を厘とし、千匁を一貫とした。そしてこれら三貨の標準相場は金一兩につき銀六十匁、錢四貫であつたが、貨幣の改鑄による純分の相違によつて相場の變動を生じ、その状態はすこぶる複雑かつ不規則なものであつた。當時長崎から



寛永通寶(上) 天保通寶(下)

が、寛文年間から諸藩あるひは旗本の采地で發行され、元祿頃から盛んに用ひられるやうになつた。當時これを國札・錢札・銀札・金札または單に札、あるひは藩札の名をもつて呼んだ。藩札の發行は幕府の許可を受けた。諸藩並びに旗本らがおほむね札奉行のもとで領内の富豪を札元として引換への任にあたらせたので、元來は兌換紙幣であるべきであるが、事實は不換紙幣であつた。この紙幣もおほむね諸藩の財



田沼時代改鑄錢貨

政救済のために發行された。  
金融機關 貨幣の流通が盛んとなると、金融機關・信用制度も大いに發達した。すなはち兩替商をはじめとし、掛屋・札差ふだとしなどがあり、そのほか質屋・高利貸・頼母子講・無盡などがあつた。貨與の種類には大名貸と商人貸とがあるが、原則としては信用貸であつた。これらの金融機關の取り締りには、江戸では本兩替、大阪では十人兩替がその任にあつた。諸藩は大阪に藏屋敷を置き、米その他の物資を送つて處分した。これを



藏物といふ。この藏物を諸藩の委託を受けて販賣する者が藏元であつて、その賣上代金の出納をするものを掛屋といふ。札差は旗本の祿米受取方からその賣買を請け負ふ商人であつて、事實上は祿米を抵當として旗本に金銀を貸し付け、御藏から支給される祿米によつて元利金の辨濟にあつてゐる場合が多かつた。

交通の發達 江戸時代泰平の打ち續くと共に、殖産興業の獎勵、商業の發達につれて國內陸海の交通も急激に發達した。しかし幕府は軍事的・政治的考慮から街道に關所を設け、あるひはことさらに橋梁を架せず、渡船または徒涉によつて交通させた。

江戸を中心として伸びた街道は東海・中山・日光・奥羽・甲州の諸道で、これを五街道といふ。これらの街道には、江戸日本橋を基點とし、一里塚を置き、並木を植ゑて行旅の便に供した。

宿驛には問屋場があつて、人馬の繼立や貨物輸送の事務を取り扱ひ、人馬を各驛に常置してその便をはかつた。幕府が常備の人馬のみでは需要の不足をきたすときは近郷諸村から人馬を徵發した。これを

脚郷といふ。やがてこの制は農民の苦痛を増加し、助郷一揆さへ起る場合があつた。

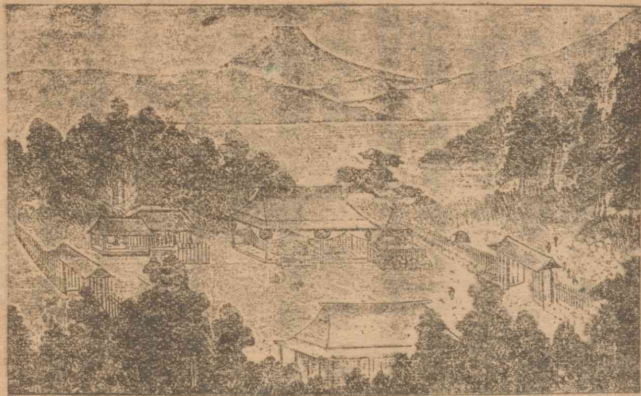
當代の通信機關は飛脚である。民間で營業するものは町飛脚であり、町飛脚はのちに幕府・諸侯の通信も行ひ、また信書の遞送のみならず、小荷物の運送などの用をも辨ずるやうになつた。

海運は幕府が大船の建造を禁止したので、おのづから沿岸航路に限られた。航路は、江戸―大阪間の南海路、大阪―長崎間の西海路、下關―松前間の

所 關 の 根 箱

北海路、奥羽―水戸間の東海路が主要なものであつて、そのうち南海路と西海路が最も利用された。南海路が盛んになつたのは、消費地である江戸と商業地である大阪とを連絡する

るためである。兩都市の間には菱垣廻船や樽廻船が往復した。菱垣廻船は、元和五年堺の商人が二百五十石積の船をも



宿 驛



藩 札



つて江戸へ直航したのに始まる。船腹に菱形の竹垣を組んだのでその名がある。樽廻船は二百石乃至四百石船で、酒樽をおもな荷物としたのでその名が起つた。兩船は時代の降るにしたがつて種種の荷物を取り扱ひ、その競争も激化した。

西海路は瀬戸内海を利用して長崎にいたる航路である。江戸―大阪の航路について起つたものに東廻り航路と西廻り航路とがある。東廻り航路は日本の沿岸から津輕海峽を通つて太平洋に出て江戸に達するもので、西廻り航路は日本海側の奥羽沿岸から北陸―下關―瀬戸内海―大阪へいたる航路である。

この航路はいづれも寛文年間に河村瑞賢が幕府の命を受けて大いに力を注いだものである。

河川や湖水の交通に關しては、民間の努力によつて開發されたものが多い。例へば角倉了以父子によつて富士川・天龍川・保津川・高瀬川などの浚渫や開鑿が行はれたが、その最も大きなものは淀川と琵琶湖の利用である。琵琶湖の利用はすでに室町時代に計畫された。すなはち日本海側の敦賀・小濱に陸揚げされた荷物は陸路琵琶湖に運ばれ、それから淀川を下つて大阪に運ばれた。淀川の水運は、大阪―伏見間の交通路として頻繁に利用され、その船を過番船と稱し、諸大名の參勤交代にも多く用ひられた。幕末頃になると江戸近傍を流れる利根川・荒川・絹川（鬼怒川）の漕運も盛んに行はれるやうになつた。

海運はすべて組合によつて統制され、貨物の紛失、難船の處置、船頭の曲事くまじなどを取り締つた。そして當時の海運は民營であつたが、本多利明の如き經世學者は、官營論を唱へた。かうして海運も陸運に劣らず發達したが、幕府の鎖國政策が交通の飛躍的發展を抑制したことは否定できない。

### 第三節 都市の興隆と町人

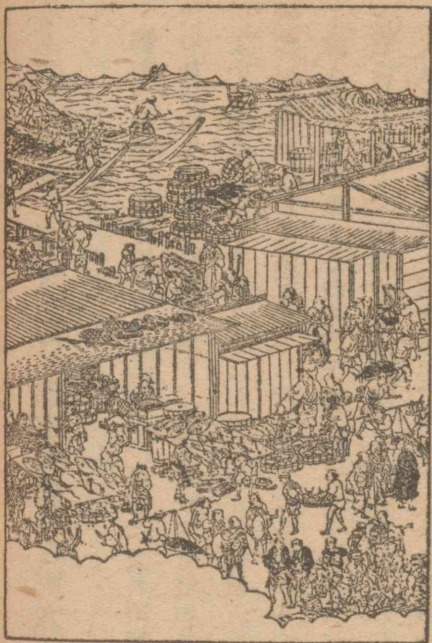
**都市の發達** 城下町すなはち都市の發達は大名領知制の確立と共にしだいに發展した。ことに江戸時代の如く中央集權の體制が成り、諸藩の政治も整頓されると、都市もまた中世のそれとその面目を改め、いよいよ繁榮した。京都は都としてのなごい傳統と宗教的都市として發達したが、美術工藝品並びに織物類の生産地として活況を呈した。江戸は政治の中心地として榮え、人口は享保七年に町人五十二萬六千餘人武士二十萬人その他四千餘人總計七十餘萬人に及んでゐる。當時「江戸へ江戸へと草木も靡く」と唱はれた如く、諸國の商人が集まり、商業はとみに榮えた。

大阪は天下の臺所と稱せられ、全國の産物の集散地としての町人の都で、水陸交通の要衝を占め、その人口は元祿十六年に三十六萬餘人に達した。以上の三都は公家の都として、あるひは武家の都として、あるひは町人の都としておのおの独自の特色をもつてゐた。また江戸の權力、大阪の財力、京の文化をもつて互に鼎立した觀があつた。

秋田・仙臺・米澤・會津・水戸・甲府・靜岡・高田・金澤・福井・津・名古屋・彦根・和歌山・岡山・廣島・鳥取・松江・萩・福岡・久留米・佐賀・熊本・鹿児島・徳島・高知などは城下町として重きをなした。ことに長崎は當時唯一の貿易港であつたので、外國文化の接觸地として異色をもち、その他堺・博多をはじめ、大津・敦賀・兵庫・下關などの要津は前代から引き續き發展した。



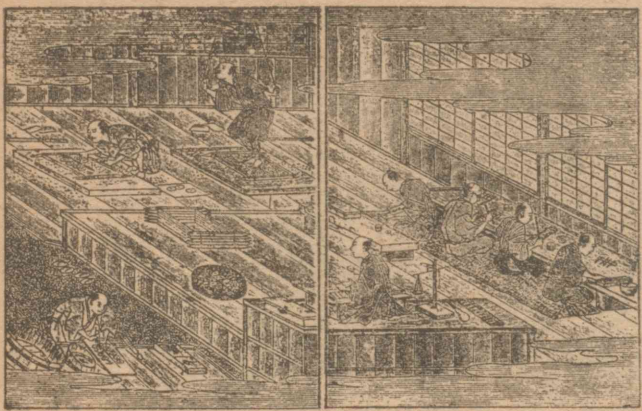
**商業の盛況と町人** 當代には交通・運輸・産業の發達と貨幣制度の整備などによつて商業が著しい發展をとげた。その取り引きの範圍は、京・江戸・大阪の三都を中心として全國各地に及び、加ふるに貨幣の普及、金融機關の發達と問屋・仲買・小賣などの整備によつて、商品の流動はきはめて圓滑となつた。諸藩の産物はおほむね中央市場に運び、これを商人に委託して販賣させた。西國の大名は大阪に、東國の大名は江戸に藏屋敷を設け、自藩の物産を格納し、またこれらの商品を抵當として金を融通した。なほ藏屋敷は大阪・江戸のほか、大津にもあつたが、大阪の藏屋敷が最も有名である。大阪では藩が直接販賣した商品を藏物と呼び、百姓・町人らが問屋の手を経て販賣する商品を納屋物と稱した。藏物は主として米であつたが、藩の財政が租米のみでは不自由になると物産方あるひは國産方を置き、物産の増産をはかり、またその産物を藩で買ひ上げ、これを大阪に廻送した。すなはち藩營專賣法が行はれたのである。



日本橋魚市場

市場も大いに發達し、當時最も重要な商品である米穀について米市が開かれた。米市は江戸・京・大津・下關などの各地で行はれたが、大阪の堂島の米市が最も盛んであつた。この堂島の米市と天満の青物市場

と難波場の魚市とが大阪の三大市である。このほか江戸日本橋の魚市、兩毛地方の絹市、仙臺・甲斐などの馬市があつた。あるひは定期的に開かれる市、あるひは社寺の祭禮縁日にその門前及びその附近で開かれる諸種の市が立てられた。



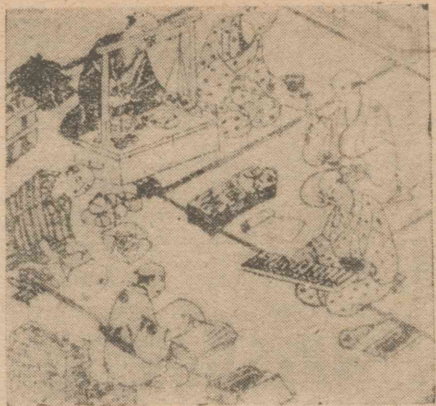
第三節 都市の興隆と町人

行商もまた盛んとなり、とくに近江商人と富山の賣藥商人は有名であつた。これらの商人は全國の津津浦浦にまでその足跡のいたらざるところなく、資産のある者は三都に出店を設け、各地の商品を仕入れて行商した。近江商人が天正・慶長の頃から北海道にまで行商し、かの地の開發並びに漁業の發達につとめた功績は没することはできない。富山の賣藥業は天保年間には一箇年の賣上高五萬兩、行商人千七百人であつたが、文久年間にはその高は二十萬兩に及び、その行商人は二千二百人に増加したといふ。

**錢座** 座制度は中世において勃興を見たが、江戸時代にはまた特殊の發達をした。すなはち座には金・銀・銅・鐵の各座の如く幕府直營のものと、樹・秤・朱などの諸座の如く幕府監督下にあり特定の商人によつて營まれるものがあつた。そして從來の座と稱された一般商人の組合はこれを組または仲間と稱した。



これらの組合の中で官許を得たものを株仲間と稱し、然らざるものを單に仲間といつた。株仲間はその種の營業を獨占したが、その結成の目的は必ずしも同一ではない。例へば江戸の十組問屋、大阪の二十四組問屋の如く、斯業の發達のため並びに同業者の保護監督のためになされたものと、唇屋や兩替屋のやうに取り締りの便をはかるために、新規の開業者を禁止するのを目的とするものがあつた。既述の



町人の生活

如く菱垣船問屋・樽廻船問屋などは廻船問屋として海上の取り締り及びその安全を期するためであつた。

かやうに商業が發展すると社會上の階級や身分を逸脱して町人の勢力が擡頭した。生活に苦しむ武士や農民は町人の富力の前には頭が上らなかつた。武士の中には町人と婚姻を結び、あるひは町人から養子を迎へる者があり、甚しきは旗本株・家人株の賣買が行はれるやうになり、四民の階級が變つてきた。

淀屋三郎右衛門の如きは、その所有の田畑は攝津・大和・河内・和泉・阿波などの諸國に散在し、大阪の邸宅は結構の美をつくし、その頃すでにガラスを用ひてゐたほどであつた。また

西國の大名で淀屋から借財しない者はなかつたといふ。しかし幕府の政策は士・農の生活を安定させることを主眼としたから、かやうな富商が出ると、何かの機會を捉へてこれを處罰した。寶永三年淀屋が財産を沒收されたのもその一例である。

かやうに富商の中には財力に任せて豪華な生活をし、世人の怨みを買ふ者もあつたが、またみづから學問に志し、後世にまでその名を謳はれた者もあつた。町人の仲間から儒者・醫者・歌人その他茶道・華道などの風雅な道にも名匠が出て、單に經濟的のみならず、文化の上にもその地位を向上させた。いはゆる上方文化は町人の間から盛り上つた文化である。これは町人生活の餘裕と教養の向上によるものである。かうして町人の勢力はしだいに擡頭したが、かやうな現象は江戸時代における經濟生活の一特徴であつた。



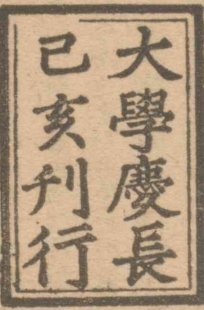
# 第十二章 文運の興隆

## 第一節 學問の發達

**文運の興隆** 室町季世以降打ち續く戦亂のため文教はやや衰微の觀があつたが、江戸時代になると文教はしだいに復興し、文化は絢爛たる様相を呈した。家康は幕府を開くに際して、學問をもつて治國の第一とした。家康はまづ藤原惺窩を登用し、學事をもつて幕府に仕へさせ、のち門人林羅山を用ひて學事並びに政治上の顧問とした。羅山は博覽強記で最も家康の信任を得、これによりその奉ずる朱子學は幕府の官學として廣く行はれた。もとより家康は朱子學の崇拜者ではなく、文教を興して戰國の餘風を矯め、もつて泰平の治を致さんとしたのである。家康は學者を起用し、あるひは保護するのみならず、古書を蒐集し、また和漢の良書を撰んで刊行した。慶長四年孔子家語を開版し、このうち貞觀政要・群書治要・吾妻鏡・周易などを版行した。

かうして寛永以後學術振興の氣運はやうやく熟した。朝廷においても後光明天皇は朝山意林庵を召されて易經を進講させられた。幕府では五代將軍綱吉の如き好學の人が出て、みづから周易を講じて老中以下大名・旗本を啓發した。また幕府は儒學のみならず、天文・曆學の如き科學の研究も開いたので、學術はしだいに發達するにいたつた。

**儒學の興隆** 朱子學は惺窩・羅山を経て、しだいに盛んになつたが、將軍家光は林家のために上野忍ヶ岡の地に弘文院を建てて學を講ぜさせた。このほか惺窩の門人松永尺五・那波活所・堀杏庵らが出て、



**大學** 朱熹章句  
子程子曰大學孔氏之遺書而初學入德之門也於今可見古人爲學次第者獨賴此篇之存而論孟次之學者必由是而學焉則庶乎其不差矣  
大學之道在明明德在親民在止於至善知止而有定有定而有能靜靜而有能安安而有能慮慮而有能得物有本末事有終始知

大學 慶長版

て儒教の獨立につとめた。とくに羅山にいたつて朱子學を僧侶の手から獨立させ、また儒學を明經家の手から解放した。



林家は羅山の子鷲峰、その子鳳岡にいたつてその基礎が成つたが、爾來その學風は固定的となり、甚だ不振であつた。この間に他の學派が勃興し、おのおの自説を固守して相争つた。松平定信が老中となるに及び、儒學を振興して人情風俗を矯正し、聖堂をもつて天下教學の宗主たらしめようとし、柴野栗山・岡田寒泉らを學問所の教授に任じ、羅山以來の學風の振興につとめた。このため、定信は寛政二年異學の禁令を出し、また寛政五年林錦峯の歿後、美濃岩村藩主大給乘蘊の子述齋をしてその跡を繼がせ、林家の再興をはかつた。述齋の門に松崎慊堂・佐藤一齋が出たが、その後ふたたび振るはず、安積良齋・塩谷宕陰・安井息軒・芳野金陵らが儒員となつて林家中心の文教の振興につくした。

朱子學派の中で、みづから特異の學風を開いた者に貝原益軒がある。益軒は實學を尙び、通俗的な書を著した。陽明學は中江藤樹によつて開かれた學風である。藤樹は明の王陽明の學を傳へ、知行合一を説き、その教化は四方に及び、近江聖人と稱せられた。その門人熊澤了介は經世濟民の識に長じ、その名聲嘖嘖たるものがあつたが、かへつて幕府の忌むところとなり、つひに罪せられた。陽明學は京都を中心として興り關西にひろがつたが、やがて江戸に移つて三輪執齋が出て、つひに聖堂の儒者佐藤一齋にいたつた。また古學を唱道した山鹿素行や伊藤仁齋も最初は朱子學を修めたが、その學風に疑問を抱き、宋儒の説を排して、直ちに周孔の遺書について儒家の教義を明らかにしようとした。素行の學風は現實的な道德説を唱へ、寛文五年聖教要録を著したが、翌年同書が刊行されるに及んで幕府の忌諱に觸れ、その身は播州赤穂藩に預けられた。仁齋も古學を唱道したが、その塾が京都の堀河にあつたので、堀河學派と稱せられ、その子東涯・蘭軒らが出てその名聲はいよいよ高かつた。仁齋にや遅れて

荻生徂徠が出て、政治・經濟を論じ、さらに兵學・音樂に及んだ。その門には經學の太宰春臺、詞章には山縣周南・服部南郭らが出て、南郭の門に龜井南溟が、南溟の子に昭陽が、昭陽の門に廣瀬淡窓が現はれ、かうして徂徠の學はほとんど天下を風靡するの勢ひを呈するにいたつた。

國語・國文學 國語・國文學については江戸に戸田茂睡、大阪に下河邊長流・僧契沖があつた。茂睡は中世の歌學を排して用語の自由を主張し、長流は萬葉集管見を著し、契沖また萬葉集代匠記五十四卷の大著を完成して、國文學の復興に確乎たる基礎を築いた。かうして國語の科學的研究もやうやくすすみ、新井白石は東雅を著して國語の性質を論じた。かやうな研究はしだいにすすみ、古典を通じてわが固有の文化を闡明した。荷田春滿は契沖の後を承けて萬葉集を研究し、さらに國史・律令・制度・歌文などに及び、晩年地を京都に選んで國學の學校を建てようとし、幕府に請うたが果さずして歿した。春滿の門下に賀茂眞淵が出て、國學はこれから盛んになつた。眞淵の門に本居宣長が出て古事記の研究につとめ、精勵三十餘年にして寛政十年古事記傳四十四卷を大成した。宣長は世に鈴屋の大人と呼ばれ、その門人は六百餘人に上つた。

宣長の歿後、その門人に平田篤胤・伴信友が出た。篤胤は宣長歿後の門人で、古典の研究につとめた。門人また甚だ多く、養子鐵胤をはじめ生田萬・矢野玄道・大國隆正及び歿後の門人に鈴木重胤があり、多くは幕末明治維新の際に活躍した。

史書の研究 朝廷における修史は六國史以後その跡を絶ち、その後私撰の歴史があつたが、史實の正確さを期し得なかつた。しかるに江戸時代に入り、文運の進歩は慶長以來史籍や年表類の編纂刊行が活



激となり、歴史の研究も急にすんだ。當時の修史には一般の歴史と徳川氏の事蹟や武家の系圖の編纂が最も盛んであつた。幕府は寛永十八年二月武家系圖の編纂に著手し、新撰姓氏錄・尊卑分脈によつて、松平氏・清和源氏・平氏・藤原氏及び諸氏に分つてこれを編纂した。寛永二十年完成し、これを寛永諸家系圖傳と名づけた。のち寛政中増補修正し、寛政重修諸家譜一千五百三十五巻ができた。

幕府は正保年間に林道春に本朝編年録の編纂を命じた。道春は宇多天皇までの四十巻を脱稿したのみで卒した。のち寛文四年幕府は林春齋に命じてこれを續輯させ、十年六月脱稿した。これを本朝通鑑といふ。ついで貞享二年に武徳大成記、天保十二年に朝野舊聞哀稿が成り、嘉永二年に徳川實紀の編纂が完成した。

幕府の修史について水戸藩の修史事業が有名である。徳川光圀は明暦三年修史のことを思ひ立ち、史館を設け學者を聘して編纂に著手したが、寛文十二年彰考館を小石川藩邸内に建て、爾來佐宗・淳・安積澹泊・栗山潜鋒・三宅觀瀾らの碩學を聘してこれが總裁とした。光圀の死後もその子孫相ついでこの大事業を遂行し、明治三十九年にいたつてはじめて完成した。光圀が史館を開いてから二百五十年の歳月を費し、すべて三百九十七巻、ほかに目錄五冊からなつてゐる。このほか水戸藩では禮儀類典を編し、また扶桑拾葉集を作り、保元物語・平治物語・源平盛衰記・太平記の異本校修を行つた。この他に山鹿素行の中朝事實・武家事記、松下見林の異稱日本傳などがあり、かくて國史の研究はいよいよ盛んとなつた。

宗教・教化の普及 室町時代に興つた伊勢神道・吉田神道はなほ佛敎的色彩を完全に除去し得なかつたが、當代に入つて佛敎の盛行を見ると共にいはゆる儒家神道が起つた。羅山はこの先驅者であつて、佛敎思想の代りに儒敎思想をとり、神儒合一を説いた。この流れは中江藤樹・熊澤了介に受けつがれ、寛文の頃吉川惟足及び度會延佳によつていはゆる儒敎神道の成立をみた。ついで山崎闇齋は垂加神道を説き、闇齋の門下に玉木葦齋・谷秦山らが出た。そのうち神道は諸派並び起り、宣長・篤胤らによつて復古神道が起つた。ことに當代において庶民の間に祭典が起り、地方の風俗慣習に面目を新たにすることもあつた。

室町時代から神道思想は一般に普及したが、當代には通俗神道書が刊行され、宗派神道が起つた。すなはち實行・扶桑・黒住・金光・天理敎などの諸宗派はすでにこの頃にその萌芽をみた。實行・扶桑兩派の母胎となつた富士講は戰國の季世富士登山を行つた修驗道の系統を引くもので、山嶽崇拜に基づくものである。

佛敎は當代に入つて幕府の保護を受け、活況を呈した。天台宗では日光の輪王寺、江戸の寛永寺、淨土宗では江戸の増上寺などが興り、眞宗では當代の初め東西本願寺が分立した。禪宗では明僧隱元が來朝して新たに黃檗派を開き、萬治二年萬福寺を山城宇治に創建し、臨濟・曹洞の二派に刺戟を與へた。南光坊天海は家光の援を得て大藏經を板行し、黃檗派の鐵眼もまた諸國有志の喜捨を得てこれを企て、天和元年に完成した。かくて佛敎界は復興の氣運が漲り、臨濟宗の澤庵・白隱、淨土宗の祐天らの名僧を出した。

かやうに幕府は寺院を保護すると共に佛敎界の統制を強行した。慶長十三年八月比叡山に七箇條の法



度を定め、これから各宗派に個個に法度を出し、學問を獎勵した。また各宗派内に本末關係を確立し、寺院の格式を定め、寺院間の秩序を維持した。かうして各宗派・各寺院の勢力範圍を定め、檀家制度の確立をみた。檀家制度とはキリスト教禁遏のために設けたもので、はじめは寺請てらづけとして所屬寺院による宗旨の證明を要するのみであつたが、寛文の頃から一般に宗旨人別改めを開始した。すなはち各寺院は毎年宗門改帳を作製し、人口の移動を報告した。かうして國民の改宗はほとんど不可能となり、寺院は幕府の保護によつて經濟上の安定を得たが、一面僧侶は安逸に慣れ、おのづから修業を怠る弊害もこれに伴ひ、佛教はやうやく衰退するにいたつた。

かやうに佛教の教化が衰退の傾向を示したのに反し、儒教の興隆は武士階級から一般庶民の間に普及し、いよいよ盛んとなつた。綱吉と同じく吉宗もまた學を好み、一般庶民の教育に力を注いだ。林家の學は一時衰へたが、林述齋が出て再興するにいたつたので、諸藩の俊才は多く聖堂に學び、聖堂は天下の學問所として重きをなした。幕府はまた塙保己一に地を與へ、和學講談所を建て、多くの古書を蒐集させた。正・續群書類従及び武名家目抄の如き大編纂事業もかやうな保護を得てはじめて完成した。

さきに徳川義直・同光圀・池田光政・保科正之らは藩學を興して各藩士の子弟を教育したが、將軍家齊のとき、老中松平定信が學制をととのへ、昌平黌を興し、文教の普及をはかると、諸藩もこれに倣うて學藝を獎勵したので、藩學は大いに興り、特色ある發達をとげた。中でも名古屋の明倫堂、水戸の弘道館、會津の日新館、米澤の興讓館、仙臺の養賢堂、金澤の名倫堂、和歌山の學習殿、備前の閑谷黌、廣島の修道館、萩の明倫館、熊本の時習館、鹿児島造士館などは有名である。

また多くの學者のうちには、家塾を開いて子弟の教育にあたり、大いに感化を興へた者があつた。貝原益軒・伊藤仁齋・東涯父子は早くから世に知られ、そのほか中井甕菴は懷徳書院を大阪に開き、子竹山・履軒と共に名高く、また備中の菅茶山は廉塾を興し、のちの廣瀬淡窓は咸宜園をもつて聞えた。また萩の吉田松陰の松下村塾が多くの志士を養成したことは有名である。

當時もつばら庶民の子弟が學んだところは寺子屋である。寺子屋は、そのはじめ僧徒が子女を寺に集めて教育したのでこの稱がある。のちには一般普通教育を施すところを寺小屋といひ、兒童に習字・讀書・算術・作文などを教授したものである。

學校や寺子屋のほか、一般庶民の教育感化に寄與したものに心學講話がある。心學とはその思想の流れを王陽明及び朱子學に汲むと共に、その他の諸説を取り入れて、市井において里人のために卑近の修身の道を説き、これを實踐させようとしたものである。將軍吉宗の頃、石田梅巖によつて創められ、その堂舎を參前舎といつた。

**科學の發達** 學問の興隆は科學發達の氣運を展開した。天文曆學では古來朝廷に陰陽寮及び曆博士があつてこれをつかさどり、清和天皇の代に宣明曆が用ひられたが、そのうち保井算哲がみづから天體を觀測して新曆を作り、幕府に改曆を建議した。幕府はこの旨を朝廷に奏上したので、朝廷では陰陽頭安部泰福をして算哲と共に觀測を行はせた上、貞享元年の新曆を採用された。これを貞享甲子曆といふ。ここにはじめて支那曆を廢して、わが國の新曆を用ひた。これから算哲は幕府の天文方となり、澁川春海と稱し、子子孫孫その職を繼ぎ、曆方に従事した。算數の學も當代の初め、毛利勘兵衛が明の數學を傳へ



たが、元祿の頃その孫弟子の關孝和が出て和算の法を興し、微分・積分の理法を明らかにした。醫學は室町時代の末期に曲直瀬道三が出て、その流れが大いに行はれたが、當代の初期に及んで諸流派が起つた。寛文の頃京都に名古屋玄醫が出て醫學の復古を唱へ、のちに發展した古方家の端を開いた。本草學もこの時代に盛んになり、その研究範圍も擴まつて博物學となり、宮崎安貞・貝原益軒・稻生若水の諸學者が出た。安貞は農業全書十卷を著し、益軒は博物學の發達に貢獻し、若水は庶物類纂を著し、支那の本草綱目の分類を一新した。本草學の發達に伴つて各地に藥園が設けられ、幕府も寛永十五年品川・牛込に藥園を開いたが、のちにこれを廢して小石川に藥園を新設した。

かくの如く科學はしだいに發達したが、キリスト教宣教師によつて説かれた自然科學は著しく當時の國民の注意をひき、その研究と發達とをうながす原因となつた。しかるに幕府はキリスト教の流布することを懼れて、これを防ぐために、寛永七年キリスト教關係の書籍を禁書としてその輸入を禁じたが、貞享二年さらにこれを嚴重にして、その流布をとどめた。これから後、幕府は長崎入津のオランダ船長が長崎奉行に上る阿蘭陀風説書によつてわづかに海外の事情を知るのみであつた。かうしてわが國が海外の新知識を攝取する機會はほとんど遮斷された。しかし禁書といつても、キリスト教關係のものにとどまり、醫術の方面は鎖國後といへどもこれを傳へるものがあつて、元和の頃、西吉兵衛はポルトガル語を解し、兼ねてその醫術にも通じてゐたから、のちにはオランダ通詞となつて、蘭方醫術をも傳へた。その子女甫は父の後を承けて和蘭大通詞となり、延寶の初めには長崎から幕府の醫官として徵された。子女甫がポルトガル文の天文書を譯解して乾坤辯説と名づけたのは、實に洋書翻譯の初めである。

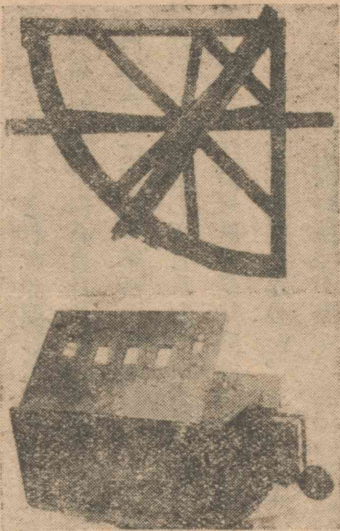
元祿三年オランダ商館附の醫師として來朝したドイツ人ケンベルは、在留二年の間わが國の地理・歴史・博物などを研究し、歸國後その結果を記して、わが國情をヨーロッパ人の間に紹介したが、またわが國人に醫術を傳へ、西洋流の醫術はわが國にしたいに紹介されるにいたつた。寶永五年イタリヤ人ヨアン・バプチスタ・シンドチが、ローマ法王の命によりキリスト教再興の目的をもつてわが國にきたり、大隅屋久島に着いたので、幕府はこれを江戸に送らせてキリシタン屋敷に投じたが、新井白石は將軍家宣の命により、これを訊問して、キリスト教の教義、世界の地物・風俗などを問ひ、西洋紀聞・采覽異言を著した。白石自身は洋書が讀めなかつたが、これによつて蘭學研究の氣運を盛んならしめた。

將軍吉宗は天文・曆數の學を好み、みづから機械を工夫して天文を研究し、神田佐久間町に天文臺を設け、天文方をしてこれをつかさどらせ、青木文藏をして蘭書を講習させた。文藏と同時代に伊勢の人野呂元丈は江戸參府の長崎商館長についてオランダ語を學び、和蘭本草和解を著した。これからオランダ語の學習が盛んになつた。

文藏の門に前野良澤が出て、良澤の門に杉田玄白が出た。良澤は豊前中津の藩醫で、文藏から蘭學を學び、のち藩侯の許を得て長崎に遊學し、通詞吉雄幸作らと交はり、江戸に歸り、明和八年小塚原において罪人の腑分すなはち解剖を行ふことがあつた時、長崎で得たオランダ本の解剖書を携へてこれに臨み、實地について研究しようとした。ときに若狭小濱の藩醫杉田玄白もこれに臨み、二人はその圖の正確精細なのに驚き、この書の會讀を始めることを約し、桂川甫周・中川淳庵らと共にその研究に従ひ、困難を冒してやうやく安永三年に翻譯を終り、名づけて解體新書と稱した。これは實に蘭書翻譯の初め



である。これによつてオランダ醫學の進歩が世に認められ、蘭學興隆の基を開いた。良澤・玄白の教へを受けたものには、宇田川玄隨・司馬江漢・大槻玄澤らがあり、玄隨は蘭方醫術をもつて名高く、江漢は洋畫及び銅刻をもつて著はれたが、中にも醫學の興隆に盡したのは大槻玄澤であつた。玄澤は仙臺の藩醫で、はじめ良澤・玄白についてオランダ語を學び、さらに長崎に遊んで研究を重ね、江戸に歸つて私塾を開き、門人を養成し、天明三年に蘭學階梯を著して蘭語研究の入門書とし、また解體新書の校訂を企て、寛政十年重訂解體新書を公にした。かうして蘭學に志す者はしだいに多く、玄澤の門に集まつたものうちで、因幡の醫員稻村三伯海上隨鷗、京都の人小石元俊、土浦藩士山村昌永、大阪の人橋本宗吉らはその主な者であつた。三伯ははじめてオランダ人フラスンシン<sup>ハルマ</sup>ハルマの蘭佛對譯辭書によつて波留麻和解<sup>ハルマ</sup>十三卷を編し、はじめてオランダ語の辭書を作つた。ついで玄澤の子玄幹は蘭學凡といふオランダ文法を著して學習者に便宜を與へ、三伯の門人藤林泰助はハルマ和解を刪訂して譯鍵と稱する辭書を編纂し、蘭學の發達に資するところが大きかつた。



伊能忠敬所用測量器

橋本宗吉は玄澤について蘭學を學び、電氣の研究に詳しく、究理原を著はし、またみづから工夫を凝らしてエレキテルの組方を完了した。讃岐の人平賀源内は長崎に遊學して蘭書・蘭器などを購つて研究

し、エレキテルの機械を製し、また火浣布を發明した。豊後日出藩士帆足萬里は譯鍵によつて蘭學を獨修し、窮理通を著はし、尾張の吉雄常三は雷汞の研究に従ひ、粉砲考を著はした。長崎の志筑忠雄（中野柳圃）は英人ヨハン<sup>ケル</sup>ケールの天文學に關する蘭譯本により、曆象新書を編した。

幕府においても享和三年以來、天文・測地に加へるに辭書翻譯の業を起し、天文方ではラランデの曆書が翻譯され、測地では伊能忠敬の沿海實測があつた。文化八年天文方高橋景保の建議により、新たに天文臺に觀書和解御用といふ一局を設けて、フランス人ノエル<sup>シヨメル</sup>シヨメルの百科全書の蘭譯本を翻譯させ、厚生新編と名づけた。

## 第二節 文化と世相

**世相の推移と文學** 戦亂の餘塵地を拂ひ、泰平の世が打ち續くと共に、國民生活は安定し、文化はしだいに向上し、儒學・國學は庶民の間にまで普及した。そしてかやうな思想界を指導したものは儒教であつた。家康が儒教をもつて官學と定めてから、武家といはず町人といはず、その道德律はみな現世的思想にその基調を置いた。武士道に對する町人道もやうやく發達した。

**儒學と心學** 當代の初期に興隆した儒學は、文藝の興隆の基礎となつたが、東西に輩出した儒者は、講學のかたはら、平明な國文をもつて民衆教化につとめた。中でも貝原益軒・新井白石らの文學は、その根柢を儒學に置いた。これを一層平易に砕いて、町人に道德を鼓吹したものは心學である。



儒學が盛んになるに伴なつて、漢詩文もまた行はれ、順庵・白石・南海・徂徠・南郭らの詩は一代の盛観であつたが、廣く一般庶民に及んだのは俳諧・小説などであつた。

**俳諧** 俳諧は連歌から分派したもので、室町時代の末期に山崎宗鑑・荒木田守武が始めた俳諧體の連歌が起つたが、これを世に普及させたのは松永貞徳であつた。

貞徳一派の俳諧は古風と稱せられるが、これに對して新生面を開いたのは西山宗因である。すなはち談林風であつて、その俳風は輕妙で滑稽趣味を主とした。古風に倦み、談林風にも厭いた俳壇は、松尾芭蕉が出るに及んでその風を革め、獨自の境地を有する藝術にまで高まつた。芭蕉は、正保・元祿の交、江戸に出て、四方に周遊して詩囊を養ひ、いはゆる正風を唱へた。その門に榎本其角・服部嵐雪・森川許六・内藤丈草らがあつて最も名高く、俳諧はすなはち蕉風の觀があつたが、芭蕉が歿し、その門人も相ついで世を去るに及び、俳壇はやうやく衰頹し、あるひは奇矯に、あるひは平俗に流れ、雜俳・狂句のやうなものをみるにいたつた。しかるに明和・安永の交、名古屋に横井也有が出て、いはゆる俳文といふ文體を開き、ついで京都に與謝蕪村が出て、俳風再興の氣運がいよいよ熟し、ここに俳諧の革新となり、いはゆる天明調が起つた。そのうち俳壇はふたたび衰へ、天保以後甚だ振るはなかつたが、この間にあつて信濃に小林一茶が出た。

**狂歌と川柳** 和歌・俳諧の流行に伴ひ、同じ形式で詠まれ、用語・内容の共に喜ばれた狂歌・川柳が流行した。狂歌で有名な蜀山人は江戸の旗本で、太田南畝といひ、和漢の學に通じ、すこぶる豊かな趣味をもつてゐた。川柳とは川柳點の略稱で、明和の頃江戸淺草の柄井川柳といふ者が點者となり、高

點を附けた句を川柳點といつたが、やがてまた川柳ともいふにいたつたのである。川柳が明和二年に佳句を撰んで俳風柳樽初篇といふ小冊子を出版するに及んで、川柳點を一に柳樽とも稱し、つひに川柳または柳樽をもつて呼ばれるにいたつたが、その反面には世相を諷刺し、人情の機微を穿つたので、よく世人の趣好に投じた。

**浮世草子** 近世初期の小説はまだ純文學の域にいたらず、軍記・倫理・宗教といつたものを小説化したいはゆる假名草子の類であつたが、如曇子の可笑記や、淺井了意の伽婢子の如きは功利的立場を離れたものであつた。かやうに幼稚な假名草子の時代を経て、元祿の頃になつて浮世草子の時代がきた。

浮世草子とは、當代前半期に京阪地方で行はれた小説を總稱し、その作風は現實生活の諸相を如實に描寫したものであつた。その題材の中心をなすものは、主として町人生活であつて、その初作として井原西鶴の一代男が擧げられる。西鶴は大阪の町人で、はじめは俳諧に親しんだが、天和二年に一代男を出して新生面を開き、日本永代藏・世間胸算用などの戯作にその名を轟かした。しかしそのうちこの浮世草子の類は廢れて讀本よみほんがこれに代るやうになつた。讀本とは、繪畫を主とし文章を注とする草雙紙に對して、文章を主とする小説で、題材を支那の小説や、わが國古來の怪異小説にとるものが多く、安永・文化の頃、南部の人建部綾足や大阪の人上田秋成などが有名で、中にも秋成の兩月物語は最も人口に膾炙した。この頃江戸には平賀源内が戯作に名を得、風來山人の號をもつて多くの滑稽本を著した。

**草雙紙** 安永・天明の頃には、黄表紙・洒落本と稱する滑稽諷刺を主とした町人の享樂生活を描いた草雙紙類が流行した。黄表紙とは黄色の表紙を用ひてあるので、この名稱があるが、もと丹色の表紙の



赤本、黒表紙の黒本、萌黄表紙の青本と、しだいに變つたものである。山東京傳・十返舎一九・式亭三馬なども最も著はれ、一九の東海道中膝栗毛、三馬の浮世風呂・浮世床、柳亭種彦の修紫田舎源氏などはその代表的著作である。ついで天保の頃瀧澤馬琴が出て江戸の文學は隆盛を極めた。馬琴はまた曲亭馬琴として知られ、著作堂笠翁などの別號もあり、家は武藏川越藩の分家松平家の家老であつたが、故あつて父のとき浪人となり、幼にして艱苦を嘗め、刻苦勉勵してつひに大家となり、博學多識、絶倫の精力をもつて、勸善懲惡主義により歴史傳説や支那の小説、儒佛の道德説などを巧みに取り入れて、南總里見八犬傳・椿説弓張月など數多くの著作を著はした。

淨瑠璃 淨瑠璃とは淨瑠璃姫と牛若丸との情事を基として作られた淨瑠璃十二段草子の略稱で、室町末期にできたものであつて、一種のお伽草子の類とみるべきである。この淨瑠璃は平家物語や、幸若舞・説教節などの系統に屬すべきもので、貞享の頃大阪の竹本筑後一名義太夫といふ者が、新たに一流の音曲を創め、道頓堀にはじめて操座おくりまを起し、當時歌舞伎の脚本に筆を振るつてゐた近松門左衛門に淨瑠璃の創作を依頼し、二人の協力によつてその發展が促された。よつて淨瑠璃といへば義太夫といふことになり、淨瑠璃は操芝居の一要素をなすにいたつたのである。門左衛門は長門萩の藩士といはれ、西鶴に學んだものの如く、詞藻は富麗に、筆致は巧妙に、よく人情の機微を穿つたから、その作はいまにいたるもなほ世の景仰を失はず、時代物には國姓爺合戦・曾我會稽山、世話物には曾根崎心中・女殺油地獄など元祿を中心として多くの脚本を作つた。そのうち紀海音・竹田出雲らによつて舞臺上の技巧が發達し、脚色も複雑になつた。明和・安永の頃には大阪に出雲の弟子近松半二、西鶴の後を繼いだ江島其磧

らがあり、其磧は八文字舎自笑といふ書肆と合著して出版し、世の時好に投じたので、いはゆる八文字舎本といふ名稱も起つたが、このうち大阪の文藝も衰へて、明和以後文學の中心は江戸に移ることになつた。すなはち江戸の中村座・市村座・河原崎座などは一般民衆の娛樂機關として繁昌し、世話物の流行はおのづから感情的・刺戟的な時代の要求に投じ、風俗の流行は劇場の反映であるの觀を呈するにいたつた。

藝術の發展 わが國藝術史上江戸時代の初期である慶長・元和の頃は、依然として桃山時代の風を失はず、建築・繪畫共に豪放濶達の趣向があつたが、當代世相の推移と共に、技巧的になり、華美纖麗となつた。

繪畫 繪畫においては狩野派は室町末期からひとりその名を擅にし、とくに安土桃山時代には永徳が出て畫壇に覇を唱へたが、そののち探幽が出て幕府に仕へた。その畫は宋・元の畫風を根柢とし、大和繪の手法を採り、寛永・寛文の交、一代の畫宗と仰がれ、門葉はすこぶる多かつた。土佐派は土佐光起が出て、古來の傳統により、支那北宗の畫風を加味して盛名があり、禁中の繪所預となり、門人住吉具慶は幕府に召し出され、狩野派と並んで繪所となつた。また寛永の頃京都に本阿彌光悅・俵屋宗達が出て、光悅は書畫・詩繪などをよくし、宗達は色彩の濃艶、構圖の巧妙をもつて独自の裝飾美を現はした。元祿・正徳のころ尾形光琳は二家の畫風を承けて、巧妙な意匠、大膽な構想をもつて華麗な繪を描いた。狩野派や土佐派の繪畫に對し、當時の民衆の世態風俗を描いた繪を浮世繪といふ。その畫題にはおのづから遊里・劇場・俳優・遊女などが多かつた。この浮世繪を獨立させ、庶民藝術である地位を確立し

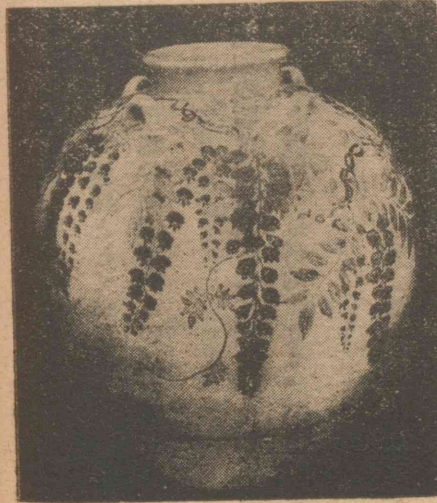




尾形光琳筆 伊勢物語圖

たのは元祿・正徳の交に出た菱川師宣である。師宣は狩野・土佐の筆法を取り入れ、精妙な筆致をもつて元祿の世態を寫し、また當時流行の小説に挿繪を描き、さらに版畫を作つて浮世繪の趣味を普及した。師宣に對し

て特異な一派を立てたのは鳥居清信である。清信は歌舞伎の繪看板や繪番附を描き、つひに歌舞伎の看板はながく鳥居派が用ひられる慣はしとなつた。また享保年間には京都に西川祐信、江戸に宮川長春があり、明和・安永の頃には奥村政信・鈴木春信・勝川春章が相ついで出て、江戸の浮世繪はますます盛んとなつた。そのうち東州齋寫樂は役者繪に、鳥居清長・喜多川歌麿は美人畫におのちの独自の手腕を振るひ、その全盛を誇つた。ついで葛飾北齋は斯流のほか漢畫・洋畫の筆法を取り入れて一



野野村仁清作 藤の壺



葛飾北齋筆 富嶽三十六景(凱風快晴)



歌川豊國筆



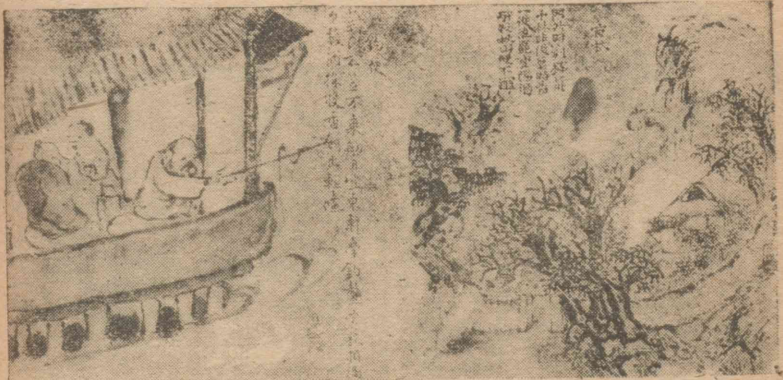
喜多川歌麿筆

浮世繪





圓山應舉筆 保津川圖



池大雅筆 十便十宜圖

八二  
新生面を開き、歌川豊國は似顔繪、安藤廣重は風景畫をよくし、これらの傑作はいづれも多く彩色華美で彫摺の精巧な版畫として廣く世に賞翫された。

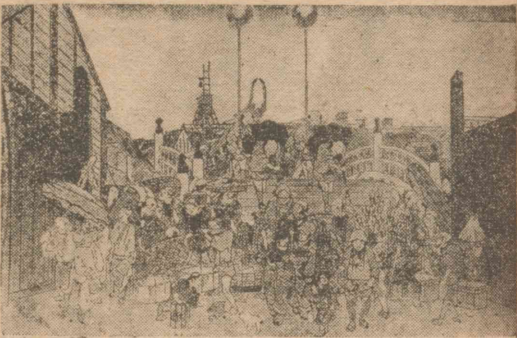
明和・永安以後文運が開けるに従ひ、いはゆる文人畫が起り、池大雅・與謝蕪村が京都に出るに及んで各地に流行し、名古屋には申村竹洞・山

本梅逸、九州には田能村竹田、江戸には渡邊華山らが出て、盛況を呈した。この間に従來粉本によつて畫を學ぶ風を屑しとせず、寫實によつて直ちにその眞を寫さうとする一派を生じた。



元祿 風俗

第二節 文化と世相



日本橋

\*神社がその代表的なものである。寺院建築には山城宇治の黄檗山萬福寺と長崎の崇福寺が共に明の様式を模したものととして名高い。神社と佛寺と墳墓とを兼ねた廟式建築は豊臣秀吉の豊國廟に起り、駿河久能山の東照宮及び日光東

圓山應舉  
はすなは  
ちその巨  
匠で、そ  
の流を圓  
山派とい  
ふ。尾張の田中訥言は京都に出て、土佐派の復興に名があり、幕末に岡田爲恭が出た。建築 建築も江戸時代の初期においては桃山時代の莊麗な風を失はず、神社建築には本殿と拜殿とを相の間で連絡した權現造が流行し、仙臺の大崎八幡と京都の北野\*



太平記讀



照宮・大猷院廟、東京芝の増上寺内の秀忠夫妻の廟などは最も喧傳され、中にも日光東照宮は裝飾の華麗精巧をもつて有名で、山容を背景とした建築は他に比すべきものがないが、色彩に度を失し、巧緻に煩瑣を極め、やがて墮落の兆候が現はれた。住宅建築には依然として書院造が行はれた。

**彫刻** 彫刻は建築の裝飾として發達し、東照宮をはじめ各地の權現造の社殿などにそれが見られる。

**書道** 書道には寛永の頃、近衛信尹(三藐院)・本阿彌光悅及び松花堂昭乗は寛永の三筆と稱され、幕府の右筆として大橋流を創めた大橋長左衛門重政らが有名であるが、一般には青蓮院流から起つた御家流が行はれた。ただし文學の發達に伴ひ學者・文人・墨客の書畫が流行し、これを觀賞する風が行はれたのは社會の進歩に伴ふものであつた。唐様には細井廣澤・市河米庵・貫名海屋らが名高く、儒者では荻生徂徠・頼山陽・狩谷棧齋らが有名である。國學者では加藤千蔭が最も名高い。

## 第十三章 封建制の崩壊

### 第一節 鎖國政策の破綻

**東アジアの形勢** 寛永十六年(西曆一六三九)幕府が長崎のポルトガル人を放逐してから約二世紀間に、東アジアにおけるヨーロッパ諸國の勢力に盛衰があり、ポルトガル・イスパニヤ・オランダなどに代つてイギリス・ロシア・フランスの勢力が盛んとなつた。

鎖國以後、イスパニヤ・ポルトガルの東洋における活動は、本國の衰運に向かふと共に消極的となり、オランダ人はますます勢力を得た。オランダ人は慶長十四年(西曆一六〇九)始めて渡來してわが國と貿易を開始したが、鎖國後も長崎貿易に従事し、幕末開港期に及んだ。寛永十七年オランダはマラッカを占領し、同十九年淡水・基隆地方のイスパニヤ人をやぶつて臺灣を占領し、寛文元年(西曆一六六一)鄭成功によつて逐はれるまでこれを維持した。萬治元年(西曆一六五八)オランダはセイロン島に上陸し、インド東南沿岸のポルトガルの領土などを併せ得た。しかるにオランダは歐洲において英・佛兩國としばしば戦ふにいたつたので、十八世紀にはその國運もしだいに沈滞し、東方アジアにおける活動もやうやく退嬰的となつた。

イギリスはオランダとほとんど時を同じうして東方アジアに進出したが、慶長五年(西曆一六〇〇)東インド會社を創立し、同八年(西曆一六〇三)始めて商船隊を東亞に派遣した。しかるにイギリスは、當時オランダとわが國



との貿易が盛んなため一時断念した。しかし英國はインドの經營に成功し、寛永から元祿の初めにかけて、マドラス・ボンベイ・カルカタなどを根據地として發展した。フランスも英國の後を追つてインドの經營に著手し、英國と對抗したが、寶曆七年(西曆一七五七)英國東インド會社の軍隊がブラッシーの戦ひでインドのベンガル土侯の軍を撃破してから、英國の地位は確立し、天明四年(西曆一七八四)英國政府はみづからインドの經營にあつた。

英國のインドにおける勢力が安定すると、その東亞政策も活潑となつた。英國はつとに支那との貿易に著眼し、しばしば使節を清國に派遣したが、目的は達し得られなかつた。貞享二年(西曆一六八五)清國が廣東を開放したので、ここに英支貿易が開始された。しかるにそのうちアヘンの輸入に關して兩國の間に争ひを生じ、英・清兩國に戦争が勃發したが、天保十三年(西曆一八四二)南京條約が成立し、清國は五港を開くと共に香港を英國に割讓して解決を見るにいたつた。この條約の成立後、清國は米・佛・露の三國とも條約を締結し、通商を開始した。そのうち清國內の一部に排外熱が盛んとなつたが、安政五年五月天津條約が成り、ついで萬延元年には北京條約が成立し、清國と歐米諸國との國際關係もやうやく確立した。

ロシアは十七世紀の後半にシベリヤ經營に著手し、元祿二年(西曆一六八九)早くも清國とネルチンスク條約を締結し、享保十二年(西曆一七二七)にキヤクタ條約を設定し、兩國間の國境を確定した。ロシアはさらにカムチャッカから太平洋に進出し、享保十三年にはベeringらが北太平洋の探検に従ひ、寛保元年(西曆一七四一)にはアレウト列島並びにアメリカ大陸の西海岸に達した。ロシアがアラスカに植民し、北太平洋の毛皮獸の捕獲に従事し、そのやうやく盛んとなるに及び、寛政十一年(西曆一七九九)

政府保護のもとに露米會社が設立され、大規模にこれを行ふことになつた。

これより先、ロシアの勢力はカムチャッカから一轉して千島列島に沿うてわが蝦夷地(北海道)に南下した。天明五年幕府は吏員を蝦夷地に派遣してその實情を調査させた。もとよりこのとき樺太・千島地方の情勢も調査した。ロシアにおいても日本の實情を調査しようとし、早くから日本語學校をベテルスブルグ(レニングラード)に設置し、日本語の研究を行つた。日本語の教授には漂流民を利用した。そのうち日本語學校をイルクーツクに移した。

寛政四年ロシア政府は、わが漂流民幸太夫らの送還を名とし、使節ラックスマンをわが國に派遣して通商の開始を要求した。ときに老中松平定信は、わが鎖國の方針を説明し、今後交渉を望むならば長崎に來航せよと告げ、他日長崎入港を許可する信牌を與へ、漂流民を受け取つて退去させた。これから幕府は蝦夷地並びに江戸灣沿岸の警備を嚴にするにいたつた。

北米合衆國は天明三年(西曆一七八三)獨立したが、翌年早くも米船は廣東に入港し、そのうち米・清兩國の通商はしだいに盛んとなつた。ことに米國民の太平洋における捕鯨業はしだいに發展し、その船は鯨を追つてわが近海にまで進出するにいたつた。したがつて米國はわが國と通商條約を結び、これら漁民の保護並びに對支通商航路の保全をはからうとした。たまたま英國と清國とは南京條約を結んだので、佛・米兩國もこれにならつて清國と條約を締結した。

かやうに歐米諸國は支那貿易の開拓と太平洋の海獸捕獲のため、その船艦はわが近海に遊弋するにいたつたが、幕府は依然として鎖國政策を持して譲らなかつた。しかし世界の情勢は、いつまでも幕府の



孤獨政策を維持することを許さず、また國內の形勢は、幕府の権力失墜と歐米文化のあこがれ、あるいは身分制度の衰退に伴ふ封建制の崩壊などの諸原因によつて、しだいに開國の方針に歩一歩前進した。蝦夷地の經營 ロシヤのシベリヤ經營が進捗すると共にその對日關心もしだいに深まつた。前述の如く日本語の研究もその緒につき、やがて日露交渉が開かれることは豫期されるころであつた。

北海道は蝦夷地と稱し、幕府は松前福山に居城をもつ松前氏をしてこれを領させてゐたが、松前氏の經營方針は消極的であつて、露人の南下の形勢を知つてゐてもこれを幕府に上申しなかつた。明和八年（西曆一七七二）幕府は長崎のオランダ商館員から世界の情勢を聞き、ここに蝦夷地問題がやうやく注意されるにいたつた。

仙臺藩の醫工藤平助は赤蝦夷風説考を著はして、蝦夷地經營の急務なることを説き、鑛山を開發し、對露貿易を開いて蝦夷地開拓の費にあつべしと建言した。老中田沼意次はその議を容れ、吏を遣はして蝦夷地全般の調査をすすめ、千島・樺太にまで及んだ。最上徳内の擇捉島探檢及び大島逸平の樺太探檢はこのとき行はれたのである。幕府の對策は意次の失脚によつて一時中止された。平助について林子平が天明六年三國通覽圖説を、寛政三年海國兵談を著はし、邊境の情勢を説き、識者の注意をうながした。しかし老中松平定信は子平をもつて賣名の擧をなすものとし、翌四年子平を罰して、その板木を沒收した。しかるにそののち半歳ならずしてラックスマンが來朝し、通商を求めたのである。

定信の隱退後、幕府の蝦夷地經營策はふたたび強化され、寛政十年調査團を派遣した。このとき近藤重藏は國後島・擇捉島に渡り、擇捉島に大日本惠登呂府の標柱を建てた。そののち幕府の北邊地區の調査はしだいに進捗し、伊能忠敬らも蝦夷地の實測に従事した。

ラックスマンの退去後、日・露兩國の交渉は途絶えたが、文化元年ロシヤはレザノフをわが國に派遣し、ふたたび通商の開始を要求した。しかるに幕府は依然として鎖國を持して、その要求を拒絶した。ここにおいてわが北邊地區において日・露の兩國間に係争事件が起つた。

文化五年幕府は樺太の境界を明確にしようとして、該地の調査を問宮林藏に命じた。林藏は樺太が島であることを發見した。文化八年露國軍艦ディヤーナー號艦長ゴローニンの幽囚事件が起つたが、やがてこの問題も圓滿に解決するにいたつた。

對外政策の動搖 かうした間にも歐洲の情勢は刻々と變化し、フランス革命後國際關係もその様相を一變するにいたつた。オランダ本國はフランスに併合され、一方英・佛兩國は干戈を交へ、ひいてはオランダの海外植民地は一時英國の占領するところとなつた。文化五年八月英國軍艦フェードン號はオランダ船拿捕の目的をもつて長崎に入港し、長崎奉行松平康英は該船の即時退帆を要求したが失敗した。英國船はそののちもわが近海に出没し、文政元年には浦賀沖に、同五年には江戸灣に、同七年には水戸藩領大津村並びに薩摩の寶島に來航した。かうして日・英の接觸はやうやく頻繁となつた。

弘化元年フランスは軍艦を沖繩列島の那覇に派遣し、宣教師をとどめて島民の撫育にあたらせようとした。英國もまたこれにならつて宣教師を同島に送つた。やがて佛國艦隊司令官セシーユは中山府に通商の開始を求めたが、中山王はこれを拒否したので、セシーユは麾下の艦隊を率ゐて長崎を訪問し、薪水を補給して朝鮮に赴いた。



佛船の琉球訪問の報に接した薩州藩は急を幕府に告げ、その指示を請うた。老中阿部政弘は薩州藩にその處置を一任し、已むを得ない場合は歐米諸國と琉球との通商を許すべき旨を達した。かうして幕府の鎖國政策は西南の一角から崩れはじめた。

これより先、歐米諸國の船艦がわが沿海に出没すると、幕府の態度はすこぶる硬化し、文政八年（西曆二四八五）外國船擊攘令を發布したが、わが沿岸の防備力はわづかに江戸灣の内外を固めたにすぎなかつた。また諸藩においても士氣振るはず、軍備は衰廢して戦ひに堪へない状態にあつた。しかも世俗は世界の情勢に暗かつた。それで天保八年米船モリソン號がわが漂流民を護送して浦賀に來航したとき、同地の戍兵はこれを砲撃して退去させた。このとき國外の事情に通じてゐた渡邊華山は慎機論を、高野長英は戊戌夢物語を著し、幕府の態度を非難したので、つひに處罰され、いはゆる蟹社の獄を起した。しかるに天保十一年幕府は阿片戦争の結果を見て大いに驚き、清國の轍を踏まんことをおそれた。そこで天保十三年薪水給與令を出して寛政・文化の舊制に復し、文政の擊攘令を緩和した。一方幕府は高島秋帆・江川坦庵に命じて洋式訓練を行はせ、銳意海防の充實をはかつた。またオランダ商館長は書を幕府に呈して、世界の情勢を説き、開國の必要を論じたが、幕府は祖法を變改し得ずとなし、ふたたび書を出さぬやう回答し、つひに米國使節來航のときに及んだのである。

## 第二節 幕政の改革

外交の展開 鎖國以來國民の海外渡航は禁止され、わが國は外國との交渉を絶つた。歐米諸國は、支那の開國によつて東亞の經營に従事すると、わが國に對しても開國を要望するやうになつた。ことに英・露・佛・米などの諸國は、支那との貿易を開始するかたはら、太平洋諸島の經營、新航路の開拓を行ひ、その勢力はわが近海にせまつてきた。

アメリカは天保年間以來わが國と通商を開始しようとしたが、弘化二年米清通商條約が成立したので、さらにわが國と交渉しようと思ひ、翌年ビッドルをわが國に派遣したが、その目的を達しなかつた。たまたま嘉永二年（西曆二五〇九）アメリカ漂流民の受領のために長崎に來航したグリーン中佐は、歸國して日本開國の必要を力説した。よつて嘉永五年アメリカ政府はペリーをアメリカ東インド艦隊司令長官に補し、遣日特使とし、日米條約締結の使命を與へた。ペリーの使命は特定の港において薪水・糧食の補給及び日本近海の適當な地點に、アメリカの船舶に必要な貯炭所を設置すること並びにアメリカ船の避難港を求め、かつ遭難船員の保護を要求するにあつた。

ペリーはかやうな使命を遂行するため、嘉永五年十月本國を出發し、喜望峰を迂廻して香港に寄港し、翌六年四月東インド艦隊の主力を率ゐて那覇に赴き、さらに小笠原列島にいたり、同島が早晚開始するべき太平洋航路の要港となるべきことを豫想し、これが視察をこころみたのである。かうしてペリーはわが近海諸島を調査したのち、四隻の軍艦を率ゐて浦賀に入港し、アメリカ國書の受領を幕府に要求した。幕府は前年オランダの風説書によつて、不日このことあるを豫期してゐたが、今眼前にこれを見て大いに驚き、浦賀奉行に命じて、同月九日久里濱においてペリーを引見し、その國書を受領した。



かうして幕府は明年回答を與へることを約して、一たんペリーを退去させた。

ペリーが來航すると、幕府は國書受授の處置に窮した。老中阿部正弘は、當時人望のあつた前水戸藩主徳川齊昭と協議したが、なんら成案を得なかつた。しかし大勢は、一時の權策によつてアメリカ國書を受理することに決した。かやうな間にペリーは江戸灣並びに沿海の測量に従事した。

ペリーが江戸灣を退去したのち、幕府はその再渡來の場合の對策を内定しておく必要があるもので、有司・諸侯以下陪臣・處士にいたるまで、廣く一般の獻策を求めた。齊昭の強硬論をはじめ、種種の議論があつて、甲論乙駁のおの開國・鎖國の得失を論じて歸趨するところを知らなかつた。阿部閣老は衆議を參酌して、アメリカ國書に對する諾否は明答せず、平穩に退去させることに決した。しかし防備については、萬一兵端を開く場合は、一致して忠勤を勵むべき旨を指示した。かやうに幕府の對米方針はすこぶる消極的であつたが、この頃將軍家慶の葬送、新將軍宣下などの行事があつて、匆匆の間確乎たる外交方針を樹立し得なかつた。

一方ペリーは、一たん浦賀灣を退去したが、そののち那覇に赴き、中山府と交渉して貯炭所を設置することに同意させ、さらに香港に赴いて米國居留民の保護の任にあたつた。けだし清國內に太平天國の亂が起り、居留民の生命財産が脅かされたからである。しかるに露國使節の訪日の舉を知ると、豫定を早めて安政元年正月十六日(西曆一八五四・二月一三日)七隻の軍艦を率ゐて江戸灣に入り、すすんで金澤沖に投錨した。幕府は大學頭林耀を應接掛に任じ、西神奈川横濱村を應接地とし、數次にわたる接衝ののち、三月三日(三月三十一日)日米和親條約十二箇條の締結をみた。これがいはゆる神奈川條約である。

その條項は、下田・箱館の開港、漂流民の撫恤、各開港場における外人遊歩地域の設定、必需品の供給、最惠國約款、不開港場繫船の禁止、領事駐劄權などである。この調印を了ると、ペリーは下田・箱館の視察をなし、五月二十二日(六月一七日)條約附録十三箇條を協定調印し、上陸場・外人墓地・公用文用語・水先案内人・狩獵禁止區域などの附則を規定し、二十九日下田を退帆した。

これより先、ロシアはアメリカ使節訪日の報道に接し、海軍中將プーチャチンをわが國に急派して、條約の設定を交渉させた。嘉永六年七月十八日プーチャチンは四隻の軍艦を率ゐて長崎に來港し、國書を長崎奉行に提出し、貿易の開始と千島・樺太における國境の設定を要求した。たまたまロシアと英・佛兩國間の關係が急迫したので、プーチャチンは一たん上海に赴き、さらに十二月ふたたび長崎にきて回答をうながした。幕府は筒井正憲・川路聖謨らを長崎に差遣して交渉させたが、將來他國に通商を許可する場合には、ロシアにも均霑させることを約して退去させた。そののちプーチャチンは英・佛艦隊の眼をのがれてカムチャツカに赴き、さらに箱館にきたり、安政元年九月三日大阪天保山沖に現はれた。十月十五日下田に入港し、十二月二十一日日露和親條約九箇條、附録四箇條の調印を終つた。その要綱は、千島列島の擇捉島以南をわが國の所屬とし、樺太は分界を定めず從來通り日・露兩國人雜居の地とし、他はおほむね日米和親條約に準據したものである。

さきにプーチャチンの下田滯泊中、すなはち安政元年十一月四日伊豆・相模・駿河の地方に大地震があり、下田もこれがため大海嘯に襲はれ、その來船も覆没した。幕府はスクーネル型二隻を建造し、その一隻を彼に與へたので、彼は歸つた。わが國ではこのときはじめて西洋型帆船を建造したのであつた。



日本と米・露兩國間との條約交渉の報は他の列國の注意を喚起した。イギリスは安政元年閏七月イギリス東インド艦隊司令長官スタートリングを派遣することに決した。彼は長崎に入港し、長崎奉行水野忠徳に對し、英・佛兩國と露國とは交戦中なる旨を告げ、英・佛兩國艦隊の日本の港灣に寄港する許可を求めた。忠徳は幕府の指令を仰いでこれを拒絶し、あらためて交渉を開始し、八月二十三日日英約定七款を協定した。

オランダもまたかやうな情勢を見て、われに和親條約の設定を要求したので、商船の出入、出島の往來、在留オランダ人の取り扱ひなどに關する制限を緩め、安政二年十二月二十三日(西曆一八五六・一月三〇日)條款二十八箇條を締結した。かうして幕府は米・英・露・蘭各國と和親條約を設定し、鎖國政策を放棄した。

**庶政の改革** 朝廷では弘化三年八月すでに海防嚴修の勅諭を下され、嘉永三年十一月同様の命を幕府に指示された。幕府はベリー來朝の際、その處置に困り、逸早くこの事を朝廷に奏上した。朝廷では幕府に對して海防の嚴修を命ぜられたが、アメリカ國書の受理についてはなほ議論が分れ、容易に決せず、ただ國辱を招かないやうにとむべき旨の御沙汰を幕府に傳へられたにすぎなかつた。

阿部閣老は、國論沸騰の状を見て、これが統一を行はうとしたが、容易に鎮めることができなかった。ここにおいて閣老は當時輿望のあつた水戸齊昭をはじめ、福井藩主松平慶永・薩州藩主島津齊彬らの有力な諸侯と緊密な連絡をとり、庶政の改革をはからうとした。しかるに閣老のかやうな方針を肩しとしない一派があつた。その急先鋒は彦根藩主井伊直弼・高松藩主松平頼胤などの溜間詰諸侯であつた。阿部閣老は、かやうな情勢のもとにあつて、大いに苦慮し、幕政の改革につとめたが、たまたま安

政元年四月六日(西曆一八五四・五月二日)皇居が炎上し、翌二年十月江戸に大地震が起り、齊昭の股肱の臣である藤田東湖・戸田蓬軒の二人は小石川の藩邸で壓死するなどの事件が起り、阿部閣老の計畫も順調に運ばず、その責務は一層加はつた。ここにおいて阿部閣老は人心を一轉し、もつて政局の轉換をはからうとして、同年九月佐倉藩主堀田正篤(のち正睦と改む)に老中首座の地位をゆづつた。

これより先、阿部正弘は、齊昭の起用と前後して川路聖謨・筒井正憲・岩瀬忠震・永井尙志らを登用し、幕政の要路にあたらせ、また高島秋帆・江川太郎左衛門らを起用して國防・砲術のことをつかさどらせて、これらの人人の意見を採用して幕政の改革を行つた。嘉永六年九月幕府は大船建造の禁を解いた。また幕府はオランダから士官・技師を招聘して、安政二年七月海軍傳習所を長崎に開設し、翌三年三月江戸築地に講武場を建設し、洋式訓練・砲術などの講習を開いた。江戸灣の防備については嘉永七年品川臺場を完成し、會津・忍・川越・莊内の四藩をしてこれを守備させた。そのほか、安政元年には紀州の加田浦、淡路の由良・岩屋、播州の明石などに防備を施し、同三年には大阪灣の警備を嚴にした。また同五年には箱館辨天崎、元治元年には五稜郭の砲臺が竣工した。臺場の築造と共に武器の改良にも意を注ぎ、佐賀藩・水戸藩などの諸藩でも反射爐を建てて大砲の鑄造を行つた。

幕府は科學の發達をはからうとして、まづ洋學を振興した。安政三年二月蕃書調所を開設し、洋書の翻譯、外國語の學習を行ひ、新知識の採用に腐心した。かうして幕府は新たな海外事情に即應すべき態勢をととのへて行つた。

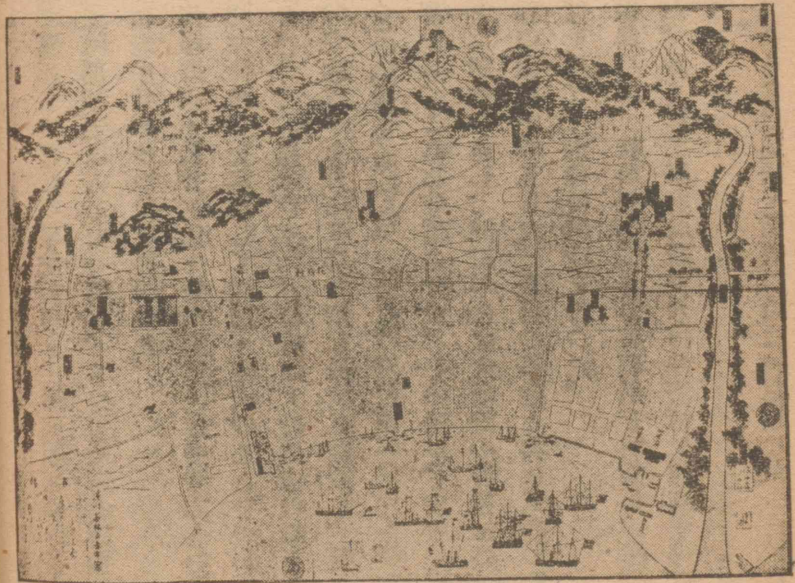
**安政條約の締結** 神奈川條約の設定後、幕府の内部にもなほ開國・鎖國の論は一定しなかつた。しか





日米修好通商條約

るに安政三年七月アメリカ總領事ハリスが突然來朝し、歐米諸國の慣例によつて江戸に赴き、將軍に謁見して國書を呈せんことを要求した。幕府はその出府を許し、開國通商の折衝を開くことに決した。ここにおいてハリスは參府の上將軍に謁見し、國書を呈して通商條約の商議開始を提議した。彼はあらためて堀田閣老をその邸に訪ひ、世界の氣勢を論じて



横濱港圖

開國の必要を説いた。かうして幕府は下田奉行井上清直・目付岩瀬忠震を應接掛としてハリスと折衝させ、安政五年正月通商條約十四箇條を議了し、下田・箱館のほか、新たに神奈川・長崎・新潟・兵庫の四港（神奈川開港後は下田を閉鎖）及び江戸・大阪の兩市を開き、その他治外法權・信仰の自由・外交官の駐劄などを約した。

幕府は條約の商議に先立つて、アメリカの國書並びにハリスの演說書を諸大名に示して意見を求めたが、その答申書の多くは、通商の開始は已むを得ないが、外交のことは重大であるから朝廷に奏上して御裁可を仰ぐべしといふにあつた。したがつて幕府も輿論に従つて朝廷に御裁可を仰いだ。

ここにおいて幕府は、大學頭林耀に上京を命じて朝廷に對米折衝の顛末を奏上し、御下問に答へさせようとした。朝廷では耀の奏上を聞き召されず、體よく歸府の暇を與へられた。間もなく老中堀田正睦が入京し、條約草案を捧呈して勅許を請うた。

これより先、幕府の態度に反對する齊昭らの反開國論者は朝廷によつて幕府の外交政策を抑制しようとした。またいはゆる草莽の志士も公卿の間に入説して強硬論を唱へた。したがつて堀田閣老の上京した頃は、反幕攘夷の氣勢がとみに高められてゐた。

この開港條約問題を一層紛糾させるにいたつた原因に、將軍繼嗣問題がある。當時將軍家定は病弱で幕政擔當の任でなく、加ふるに嫡子がなく、その繼嗣を決定する必要が生じたのである。この問題は安政四年頃から公然と衆議に上り、やうやく政治問題にまで發展した。そしてその繼嗣の候補者と目された人物は、紀州藩主徳川慶福と刑部卿一橋慶喜とであつた。かうしていはゆる南紀派を支持する者には





日 佛 通 商 條 約

正弘なきのちの正睦を首班とする閣老及び井伊直弼であつて、しかもこの派には幕府大奥の後援があつた。一方いはゆる一橋派に屬する者は、幕府の少壯有司並びに齊昭をはじめ島津齋彬・松平慶永・伊達宗城・山内豊信らの進歩的意見をもつ有力諸侯であつた。これから両者が相對立し、繼嗣問題は外交問題と錯綜してますます紛糾するにいたつた。

朝廷における對外意見も分裂してゐた。すなはちそのすべてが開國通商策に反對するものではなかつた。しかし幕府の對外方針に信賴することができず、この際賢明な將軍繼嗣をたてることに賛成であつた。それで正睦が入京して、條約問題について勅許を得ようとしたが、南紀派に屬するその行動は朝臣の同情を失つた。ここにおいて正睦は一橋派に接近し、かうして朝幕間の離反を防ぎ、あらためて勅許を奏請しようと考え、一まづ歸府した。

しかるに幕府においては、京都の形勢が幕府に非なるを察し、正睦の歸府に先立つて井伊直弼を大老とし、幕政の一新をはかつた。大老はまづ諸侯の意見をととのへ、條約の勅許を得ようとしたが、水戸藩主徳川慶篤並びに齊昭は條約調印の不可を唱へた。一方將軍

繼嗣問題は、大老の意見によつて徳川慶福と決定し、勅許を得てこれを公布しようとしたが、ここに不測の事件が突發した。

安政五年六月アメリカ軍艦が清國における情勢の變化をもたらして下田に入港した。すなはち英・佛兩國は清國と天津條約を締結したことである。ここにおいてハリスは、英・佛兩國が日本に通商を要求するであらうとなし、これを幕府に通じて、事前に日米通商條約を結んで、英・佛兩國の過大な要求を牽制すべきであると説いた。

幕府は勅許問題を中心としてこの即時調印を行ふことを躊躇したが、事態の變化はさらに延期することを許さず、つひに安政五年六月十九日（西曆一八五八・七月二九日）日米修好通商條約十四箇條、貿易商程七則に調印し、ついで九月初めまでに蘭・露・英・佛の順序で條約を締結した。併せてこれを五國條約あるひは安政假條約といふ。

幕府は條約に調印するに際し、鳩首協議を重ねた。大老は勅許を得ないうちは、たとひ幕府にいかなる迷惑がかかるとも調印を行ふべからずと主張したが、大勢は即時調印論に決したのである。しかしこれから國內の政情は一轉し、幕府の崩壊は急速に進展するにいたつた。

### 第三節 幕府の衰亡

#### 尊王論の擡頭

信長・秀吉の後をうけて徳川家康が幕府を江戸に開くと、徳川氏はその存立の安全を



はからうとして、國民が皇室を尊崇することを避けた。したがつて寛永三年（西曆一六二六）後水尾天皇が二條城に行幸されてからは、全くその儀が行はれなかつた。また西國諸大名の參勤交代の途次京都に立寄ることを禁じ、朝廷に頼つて幕府に反抗することを警戒するなど、幕政の維持に關してあらゆる手段をとつた。

幕府は儒者をして士民の教養につとめさせた。一方洋學が發達するに及んで、外國の事情がしだいに明らかとなり、世界の情勢からわが國情を批判する傾向を生じた。大國隆正が儒學・洋學を修めて一家をなしたのも、かやうな學風の成果によるものである。

儒學から發して特殊の學風を開いたものに、いはゆる水戸學がある。水戸藩は早くから大日本史の編纂に着手したが、この事業に參畫した多くの學者のうち、藤田幽谷によつて水戸學の基礎が開かれ、會澤正志齋によつて大成された。ついで齊昭が封を繼ぐに及び、東湖・正志齋とはかつて水戸學を實踐に移し、庶政の改革にあつた。

これと共に、頼山陽の日本外史あるひは太平記などが民衆の間に愛讀された。寶曆・明和の頃、竹内式部・山縣大貳・藤井右門らは尊王論を唱へ、幕政を批判した廉によつて罰せられた。

**反幕思想の興起** 幕府が安政假條約の調印を行つたとの報が世上に傳はると、諸侯並びに有志の間に論議が沸騰した。幕府は條約調印後速かに諸侯にこの經過を告げようとしたが、これに先立つて幕閣の改造の必要を感じ、老中堀田正睦・同松平忠固を罷免し、しかるのち、將軍世子に慶福を決定した旨を公表した。そして幕府の政策に反對した徳川齊昭・徳川慶勝・松平慶永・一橋慶喜らを處罰した。ここにおいて、一橋派の諸侯、ことに水戸藩士は井伊大老に敢然反對するにいたつた。

一方幕府が條約に調印したとの報が朝廷に達すると、孝明天皇は幕府の處置に反對し、三家・大老のうち一人に上京を命じ、その經緯を聴取されることとなつた。幕府は老中間部詮勝を上京させ、委細の事柄を申し上げるべき旨を奉答した。このとき朝廷では、水戸藩に密勅を下したが、幕府は詮勝を急ぎ上京させ、公卿及び有志を強壓しようとした。このとき梅田雲濱以下の人人が逮捕され、京都にあつた志士は地方へ四散するにいたつた。詮勝は關白に内覽の宣下とさらに將軍宣下の勅裁を得た。慶福は家茂と改名して宗家を繼ぎ、征夷大將軍に補せられた。

かうして詮勝は參内し、條約調印の始末を奏上し、勅許を仰いだ。天皇はこれを斥けられた。幕府は朝廷が幕府の奏請を聞き召されないのは、他から妄説をなす者があるとし、いよいよ志士の取り締りを嚴にし、頼三樹三郎以下數十名を逮捕した。

朝廷はいたく國內の相剋を憂慮され、安政六年十二月晦日條約調印の事情を御水解あらせられた旨を告げ、かつ詮勝に歸京の暇を賜うた。幕府はそのうち幕府の政策に反對する人人の取り締りを嚴にし、安政五年頃から翌安政六年の春にかけて京都で逮捕した者をことごとく江戸に護送した。かうして同年二月幕府は青蓮院宮朝彦親王以下鷹司政通・三條實萬・近衛忠熙・鷹司輔熙・一條忠香・二條齊敬・近衛忠房・久我建通・中山忠能・正親町三條實愛らの處罰を奏請した。一方幕府は齊昭以下諸侯の罪をあらためて處罰し、また吉田松陰・頼三樹三郎らを處刑した。

幕府の政策は、志士の反感を熾烈ならしめ、井伊大老排斥の聲は高くなつた。萬延元年三月三日水戸



藩士金子孫二郎・高橋多一郎以下十七名及び元薩州藩士有村次左衛門らは、直弼の登城の途を櫻田門外に要撃してこれを斬つた。

**京都の情勢** 嘉永・安政以來幕府は外國勢力に對應するため舉國一致の態勢をととのへ、國內政争の激化と幕政の破綻を救はうとした。すなはち幕閣の首班である阿部・堀田の兩閣老は公武合體策の採用に留意して幕權の維持をはかつたが、井伊大老が就任するに及んでつひに反對派の刃に斃れた。

井伊大老の横死後、幕政の樞機にあつた安藤信正はまづ久世廣周を再任して老中の首座とし、齊昭・慶勝・慶喜以下の諸藩主及び幕臣の謹慎を解き、水戸藩などの差控を免じた。

萬延元年（西曆一八六〇）四月、信正は廣周と謀つて直弼の遺志を繼ぎ、將軍家茂のために皇妹和宮親子内親王の御降嫁を奏請した。かうして和宮は翌文久元年十一月江戸城に入り、翌二年二月將軍家茂と結婚の式を挙げられた。

これより先、和宮降嫁の問題が議せられた頃、水戸藩士野村舜之助らは長州藩士木戸孝允らと、萬延元年六月品川沖で長州藩の軍艦丙辰丸に會し、盟約を結んで幕政の改革を企圖し、まづ老中安藤信正らを倒し、朝命を行はせようとした。しかし長州藩主毛利慶親が長井雅樂の建議を用ひ、公武合體を周旋することとなつたので、孝允らはしばらく盟約の履行を遷延せんことを水戸藩の有志に申し入れた。

このころ下野の大橋訥庵・菊池澹如らが水戸藩有志の計畫に合流して、安藤閣老斬殺の舉に協力することとなつた。文化二年に入ると、訥庵は江戸において捕縛されたが、同志は信正を坂下門外に要撃してこれを傷けた。かうして坂下門外の變は失敗に歸したが、これによつて幕府の威信は失墜するにいたつた。文久元年春、長州藩は朝廷と幕府との間に斡旋を試みようとした。すなはち藩主毛利慶親は藩士長井雅樂の航海遠略策を用ひ、時勢を達觀して開國すべきことを説いた。この説は朝幕双方の賛同するところとなり、天皇は慶親に對し斡旋の内命を下され、將軍もまたこれに依頼するところがあつた。しかし木戸孝允らはこれを喜ばず、たまたま坂下門外の變が起るに及んで、雅樂に對する誹謗攻撃の聲が大いに起り、つひに藩論を動かしてその航海遠略策は挫折した。

薩州藩では藩主島津久光が公武間の斡旋に乗り出さうとして機會を待つてゐた。文久二年四月（西曆一八六二）久光は千餘人の兵を率ゐて上京し、公武合體・幕府改造の議を上つた。このときに當つて諸藩の志士は討幕を企圖し、久光を擁してこれを決行しようとした。しかし志士らはその計畫に失敗し、寺田屋事件を起した。幕府は久光の率兵上京の報に接し、まづ安藤信正をしりぞけ、安政大獄に關係して罰せられた青蓮院宮以下、公卿・諸侯の赦免を奏請した。しかし朝廷では幕府が重臣上京の沙汰を奉じなかつたので、大原重徳を勅使として東下させ、久光にもこれに同行を命ぜられた。文久二年六月重徳は江戸城に臨み、將軍家茂に勅諭を傳へ、幕府は朝旨を奉じて一橋慶喜を將軍後見職に、松平慶永を政治總裁職に任命した。

**尊皇攘夷論** 對外問題の發生以來、幕府の勢威はやうやく衰退していつた。はじめ攘夷論は水戸藩を中心として唱道されたが、やがて尊皇論と結合し、ここに尊皇攘夷論を構成するにいたつた。孝明天皇は常に幕府を督勵し、列國と事端を開くことなく、大局に處せしめるやうつとめられた。

これより先、公武間の斡旋に失敗した長州藩主毛利慶親は、大原勅使の入府と入れ違ひに江戸から上



京し、さきの航海遠略策を改めて破約攘夷論を藩論とし、三條實美・姉小路公知らの少壯公卿の間に説き、國事斡旋の勅諭を得た。ここにおいて尊皇倒幕派の志士は糾然としてその傘下に集まり、その勢力はふたたび盛んとなった。

しかるに朝廷は薩・長二藩が融和しなかつたのを憂慮し、土州藩主山内豊範に國事斡旋の朝命を下した。ときに土州藩では武市半平太らの尊攘派が長州藩と結び、三條實美らの公卿と相應じて尊攘派の意氣は大いに昂り、つひに攘夷督促のため勅使を關東に派遣すべしとの議が擡頭した。久光は閏八月大原勅使と共に歸京し、この形勢の變化を見て、極力攘夷決行の不可を説いたが、大勢はいかんともし難く、憤懣のうちに歸國した。

朝廷は攘夷勅使派遣の議を納れ、十月三條實美・姉小路公知を勅使とし、山内豊範を隨へて江戸に下り、攘夷決行及び親兵設置の勅命を幕府に傳達せしめられた。

幕府は慶喜・慶永を用ひて幕政の樞機に參畫させ、庶政の改革を行はせた。まづ朝廷に對する從來の態度を改め、新たに京都守護職を設け、會津藩主松平容保をこれに任じた。さらに參勤交代制を緩和して冗費の節約につとめた。そのほか軍制の改革に着手し、洋式に則つて歩・騎・砲の三兵を設け、陸軍奉行を置いてこれを統轄させた。海軍の擴張もこのとき着手され、外國から軍艦を購入し、運用航海の術を學び、銳意その増強をはかつた。また學制を改革し、學問奉行を置いて、勸學に關する事務をつかさどらせ、洋書調所をこれに附屬させた。かうして幕府は積年の秕政を改革し、公武の一和につとめた。しかし時勢はすでに大轉換期に入り、幕府の改革も十分な成果ををさめ得なかつた。

**禁門の變** 幕府の権力の衰退に反し、朝廷では文久二年十二月國事掛を置き、門閥・官位の上下を問はず人材を登庸し、小御所において國事を討議させられた。さらに翌三年二月には國事參政・同寄人が置かれ、尊攘派の朝臣をこれに補し、もつて公武合體派の國事掛の諸卿に對抗させられた。

かうして尊攘派の氣勢は大いに昂り、實美らと策應して公武合體派に對抗し初志の貫徹を期した。このときにあたつて將軍家茂は上京し、庶政委任の勅諭を奏請して勅許を得たが、すでに實力を失つた幕府はその責に任ずることができなかつた。朝廷は長州藩の建議をいれ、賀茂社に行幸して攘夷を祈られ、將軍に供奉を命ぜられた。長州藩はこの勢ひに乗じてさらに親兵の設置を奏請し、幕府もこれをいれた。情勢がかやうであつたので、島津久光・松平慶永・山内豊信・伊達宗城らの公武合體派の人人はいづれも京都を去つた。しかも長州藩の建議により四月十一日天皇は石清水に行幸し、攘夷親征の節刀を將軍代理として扈從した慶喜に授けようとなされたが、慶喜が急病のためこのことは行はれなかつた。

慶喜は形勢の不利なのを見て再三將軍の東歸を請願したが、尊攘派の妨害によつて阻止された。加ふるに幕府は四月二十三日と定めた攘夷期限も眼前に迫り、また生麥事件の解決も紛糾し、いたく進退に窮してゐた。慶喜は攘夷期限を五月十日に確定した旨を奏して東歸し、ついで將軍家茂も六月九日に江戸へ歸つた。

このときに當つて長州藩では藩政を改革し、軍備の充實につとめてゐたが、攘夷期限として定められた五月十日に、豊前前田浦において米・佛・蘭の軍艦を砲撃して攘夷の魁をなした。

文久二年久光が勅使大原重徳を護衛して江戸に下つた歸途、武藏生麥村でその徒士が行列を横切つた



イギリス人數人を殺傷した。イギリス公使は下手人の引き渡し及び償金を要求したが、容易に解決しなかつたので、七月イギリス軍艦七隻は鹿兒島沖で交戦して退去した。

ここにおいて毛利慶親は、討幕派の急先鋒であつた元久留米祠官眞木和泉の勧めによつて攘夷親征のことを朝廷に建議した。朝臣の間では、三條實美らの諸卿がこれに賛成し、朝廷は親征の軍議を興された。

しかるに京都守護職の松平容保は公武合體説をとる薩州藩と謀り、中川宮尊融親王によつて親征の不可を奏上した。かうして文久二年八月十八日朝議にはかに一變し、大和行幸を延引し、三條實美以下七卿の參朝をとどめ、長州藩の禁門警衛の任を解かれた。ここにおいて長州藩の計畫は根柢から覆り、長州藩士は七卿と共に歸藩した。

かやうな際、尊攘の志士で兵を擧げる者が所在に起り、その主なものに大和五條における藤本鐵石らの天誅組、平野國臣らの但馬生野における擧兵、中山忠光の十津川における蹶起、及び藤田小四郎・武田耕雲齋の常陸筑波山における天狗黨の擧などがあつたが、いづれも失敗に歸した。

この間京都においても公武合體派のうちにおのこの間隙を生じ、また長州藩は七卿及び藩主以下の宥免を歎願したが、その擧が失敗すると、長州藩士を中心とする尊攘派の人たちは武力をもつて薩・會二藩の勢力を京都から除去しようとした。しかしこの計畫は事前に發覺し、元治元年六月五日尊攘派の人たちはその會合場所である三條小橋の池田屋において幕府方のために襲撃され、捕斬される者三十餘名に及んだ。

ここにおいて長州藩は出兵を決意し、元治元年六月同藩の國司信濃ら三家老は兵を率ゐて出發し、眞木和泉らの浪人隊と合し、また世子定廣も三條以下五卿を擁して上京の途についた。長州藩の先發隊は伏見・嵯峨・山崎に陣し、朝廷に歎願書を上り、かつその入京を請うたが許されなかつたので、七月十八日長州勢は進軍を開始して京都に侵入し、ここに會津・薩州・桑名・越前・大垣などの諸藩と宮門において衝突した。中でも蛤御門の戦闘は最も激烈を極めたが、長州勢はやぶれて本國に逃げ歸つた。これから局面は轉換し、尊攘派は窮地に陥つた。

**征長の役** 禁門の變後、朝廷は毛利慶親父子の官位を奪ひ、幕府に勅してこれを征討させられた。幕府は名古屋藩主徳川慶徳を總督とし、諸藩に出兵を命じ、海陸兩道から防・長二國に兵をすすめた。

これより先、長州藩は米・佛・蘭三國の艦船に砲撃を加へ、攘夷の急先鋒となつてゐた。英・米・佛・蘭の四國は聯合艦隊を編成し、八月下關に來攻した。長州藩はこれと激戦を交へたがつひに屈し、海峡の開放、軍費の賠償などを約して講和した。かうして長州藩は内外から敵を受け、いよいよ窮地に陥つた。總督は十一月廣島に出陣し、まさに總攻撃に移らうとしたが、敬親が恭順の意を表したので、幕軍は兵ををさめて京都に凱旋した。

幕府は總督の長州處分をもつて寛大にすぎるとし、さらに長州藩の罪を鳴らし、もし同藩が命を奉じなければ將軍家茂みづから軍を率ゐて征討すべしと告げた。しかし諸侯のうちにも幕府の態度を非とする者が現はれ、また長州では高杉晋作らが藩論を統一し、蹶起して幕府に對抗するにいたつた。

將軍家茂は慶應元年（西曆二五二五）五月江戸を發して上京し、長州藩再征の事由を奏上して大阪城に



入つた。あたかもこのとき條約勅許問題及び兵庫先期開港問題が再燃し、九月十六日英・米・佛・蘭の四國公使は軍艦を率ゐて兵庫に入港し、その約束の履行を迫つた。幕府はこの事件を奏上し、十月五日はじめて勅許を得た。

かくて長州處分は一時澁滞したが、幕府は十月下旬大目付永井尚志を廣島に派遣し、長州藩家老を招いて詰問すること數回に及んだが要領を得ず、つひに慶應二年六月兩者の間に戦闘が開始された。長州軍は隨所に幕軍をやぶつた。このとき家茂は大阪城中で薨じ、一橋慶喜が宗家を繼ぎ、みづから出陣することとなつた。しかし征長軍撤兵の論が昂まり、つひに慶喜は意を決して休戦を奏請し、征討軍を撤去した。

薩州藩と長州藩は元來藩論の相違から互に對立してゐた。しかし文久頃から薩州藩もやうやく尊攘論に傾き、とくに西郷隆盛・大久保利通らが勢力を得るに及んで藩の態度も革まり、反幕の色彩が濃厚となつた。幕府が長州再征の軍を起すと、薩州藩はこれに反對して出兵を拒んだ。この頃土州藩士坂本龍馬・中岡慎太郎らがかやうな形勢を見て、薩・長兩藩の連合を謀つた。かうして慶應二年正月兩藩は盟約を結び、幕府倒壞の方策をめぐらした。

開國後の對方針 安政五年五國條約の成立後、幕府は從來の鎖國制を一擲して新たに列國との間に修好通商政策を樹立するにいたつた。この開國政策が内外の政局に與へた影響はすこぶる大きなものがあり、あるひは尊皇攘夷・開國佐幕などの主張が相對立して倒幕の機運を促進し、あるひは貿易の急激な發展は封建制の上に發達した經濟機構に著しい影響を與へた。

條約締結後幕府は外國事情を取り扱ふ老中二名を定め、新たに外國奉行五名を置いて列國との交渉に任じさせた。米・英・佛・蘭・露の外國使臣も相前後して著任した。まづ神奈川開港後の貿易の情況を見ると、主な輸出品は生絲・茶・海産物・漆器などで、輸入品の主なものは蘇芳・藥草類・藍・時計・綿布類などであつた。貿易額は年ごとに増加し、外國商人の來往する者も急激に増加した。しかし貿易の盛況と共に諸種の問題が發生し、對外問題も頻繁となつた。

貿易開始後、輸出品の増大に伴つて國內物價は騰貴し、國民の排外熱を盛んにした。これと呼應して尊攘志士の外人襲撃事件が頻發したが、これらの多くは彼我の慣習の相違に原因した。

さきに日米條約が締結されると、幕府は條約本書を交換するため使節を米本國に派遣することを提案し、萬延元年正月正使新見正興・副使村垣範正以下八十一人を派遣した。これはわが國の使節が渡米した最初のことであつて、このとき軍艦奉行木村喜毅・軍艦操練教授方頭取勝義邦（海舟）らは咸臨丸を操縦して太平洋を横斷し、使節一行に先んじてサンフランシスコに到着した。

そのうち、國內情勢は變化し、攘夷運動がいよいよ熾烈となつたので、幕府は五國條約によつて神奈川・長崎・箱館の三港のほか、引き續いて江戸・大阪・兵庫・新潟の兩都兩港の開市開港を行ふべきであつたが、しばらくこれを延期しようとし各國使臣と交渉した。このときイギリス公使の勧めにより使節を各本國に派遣して直接折衝させることとした。そこで正使竹内保徳・副使松平康直らは文久元年十二月横濱から渡歐の途につき、佛・英・蘭・露を訪問し、兩都兩港の開市開港を向かふ五箇年延期することの承認を得、これが代償として輸入税の輕減を行つた。



ヨーロッパ遣使のことは文久三年にも計畫された。すなはち國內における人心の動搖を憂慮した幕府は、同年秋駐日外國使臣と協議の上、横濱鎖港談判のため使節を各本國に派遣することとなつた。ここにおいて正使池田長毅らは翌元治元年三月まづバリーを訪問し、フランス政府と交渉したが不成功に終り、かへつて下關海峡通航の自由及びさきに長州藩が外國艦船を砲撃した事件の償金として十四萬弗を支拂ふことを約定した。一行は七月歸朝したが、各國公使は幕府に對し、バリー條約の認可を幕府に迫つた。しかし幕府がこれを使節の越權行爲として否認するに及び、英・佛・米・蘭四國公使は聯合艦隊を編成し、つひに下關を砲撃するにいたつた。かうして四國公使は長州藩と協議し、海峡通航の自由並びに同方面の砲臺を修築しないことを約して事件の落着をみた。

そのうち、外國公使は機會あるごとに兵庫の開港及び條約の履行を要請し、かうして慶應三年五月二十五日條約は勅許され、十二月七日約の如く兵庫の開港と大阪の開市とが行はれ、江戸・新潟は明治元年十一月十九日にいたつて開かれた。かうして井伊大老による調印のことがあつて以來紛糾した對外國問題も全く解決した。

**政權奉還** 孝明天皇が崩御され、明治天皇が即位された。この間にも討幕運動はいよいよ熾烈となつた。將軍慶喜は内外の情勢に鑑み幕府の改革に着手した。すなはち國內事務總裁・外國事務總裁・會計總裁・陸軍總裁・海軍總裁の五局を置き、老中をして各局の事務を分擔させ、その職責を明らかにすると共に、陸海兩軍の興隆、殖産興業の振興に力を注いだ。

岩倉具視は和宮降嫁に盡力して尊攘派から斥けられてゐたが、時勢の變轉をみて諸藩の志士と通じた。すなはち土州藩の坂本龍馬・中岡慎太郎を介して遙かに太宰府に在る三條實美と氣脈を通じ、薩州藩の西郷隆盛・大久保利通と提携して對幕の計畫をすすめ、さらに中山忠能を介して同志の公卿と聲息を通じてゐた。

一方薩・長の提携はしだいに緊密となり、舉兵討幕の策も決し、藝州藩もこれに加盟して、薩・長・藝三藩の攻守同盟が成つた。かうして中山忠能・中御門經之の二卿によつて討幕の密勅を奏請したが、慶應三年十月十四日大久保利通及び廣澤眞臣に對し、薩・長二藩主に宛てたその密勅が下された。

坂本龍馬はかねてから幕府をして朝廷を尊崇させ、公議輿論を尊重して時局を收拾すべしとの策を立案し、同藩の參政後藤象二郎の賛成を得てこれを同藩の藩論とした。坂本の論旨は封建制の撤廢と上下兩院からなる議會制度の採用にあつたが、後藤はこれを薩・藝兩藩に示して諒解を得た。そして十月三日前土州藩主山内豊信は建白書を幕府に提出した。慶喜は時勢の推移に鑑みて政權奉還のことを考へてゐたが、豊信の建白に接するに及んでその意を決し、あたかも討幕の密勅が下つた十月十四日、幕議を二條城に開いた。天皇は翌十五日これを聽許せられた。家康が將軍に任ぜられてから十五代二百六十五年にして江戸幕府は廢絶した。賴朝が鎌倉幕府を開いてからおよそ六百八十年を経て政治は朝廷に移つたのである。



## 第十四章 明治維新

## 第一節 維新政府の成立

**明治維新** 明治維新は歐米諸國の來航によりもたらされた歐米資本主義との接觸に刺戟され、從來の封建制度を打破して新しく中央集權的近代國家樹立を目標としたわが國史上の一大變革であるが、その背景に尊王論を主體とした復古思想が力を致したことは見逃せない。しかしこの變革が王政復古といふ形式をとりつゝも事實は復古にあらずして革新であつたところに史的意義を認めることができる。この運動は第一に幕府制度の廢止、天皇政治形態の再現に向かつてすすめられた。かの源賴朝が鎌倉幕府を創設してから約六百七十餘年繼續した武家政治は、征夷大將軍が朝廷からの御委任の形で大政をつかさどるものであつた。しかるに江戸幕府は朝廷を敬遠し、これを抑制するのに急なあまり、國政運用上の必要限度を超えて朝廷に干渉した。これは學問の興隆と共に民衆批判の前にさらされることとなり、しだいに尊王論を唱道する運動が展開された。他方幕末における日本をめぐる國際情勢の急激な變化は幕府の鎖國政策を放棄させたが、これを契機として從來觀念的に唱へられた攘夷論は急速に熾烈化し、尊王論と結合して倒幕運動に發展した。かうしてつひに將軍慶喜の政權奉還となり、幕府政治は終末を告げた。慶應二年十二月孝明天皇が崩御され、翌三年正月明治天皇が即位された。この年王政復古の大號

令は發せられ、ここに維新の大業は第一步を踏み出した。天皇の御治世四十五年は新たに近代國家として誕生したわが國興隆の跡であり、世界史上特筆さるべきものであらう。

**王政復古** さきに將軍慶喜が山内豐信の建白を納れて、政權奉還の上奏文を朝廷に上ると、朝廷では國是確立の目的をもつて諸大名の上京を命ぜられたが、政局はなほ暗澹としてをり、わづかに參朝したものは薩摩・安藝・尾張・福井のほか十數藩にすぎず、朝廷の企圖された諸侯の會議開催はほとんど絶望であつた。しかも天皇政治のもとに確立されるべき新政の機構についても、混沌として歸一するところがなく、あるひは公議政體を樹立して維新の政を布くべしと唱へる者、あるひは令制復歸を期待する者があり、また武力をもつて徳川氏の勢力を掃蕩しようとする者などがあつた。かうした形勢を觀望した大久保利通・西郷隆盛は岩倉具視と謀り、薩・長協力して一氣に混亂した時局を打開して革新の實を擧げようと決意し、藩兵を續續東上させて京阪の地に駐屯させ、他方同志中山忠親・正親町三條實愛・中御門經之らの公卿をして朝廷にあつて畫策させ、つひに王政復古の大號令は換發されるにいたつた。

すなはち慶應三年十二月八日から翌九日にかけて朝議が行はれ、復古の大計は今日斷行せらるべき旨を奏上し、天皇は諸親王以下諸臣を召し、維新創業の根本方針を示された。まづ政權奉還及び將軍職拜辭聽許の旨告示され、また攝政・關白・征夷大將軍など幕府の諸職を一齊に廢し、新たに總裁・議定・參與の三職を設けられた。これを王政復古の大號令と稱する。かうして新たに總裁以下の人選が行はれ、革新に盡瘁した皇族・公卿・藩主・藩士が任用され、ここに新政の端緒が開かれた。なほ大號令換發と同じ日、引き続き小御所會議が開かれ、徳川慶喜に對する處置が講ぜられ、官位拜辭、領地奉納を内諭す



ることに決した。

しかしかうした改革に動搖はまぬがれなかつた。當時慶喜は二條城にあつたが、同地にあつた舊幕派の會津・桑名などの藩士らはすでに政權奉還をもつて討幕派に對する屈服なりと信じ、甚だ憤激してゐたが、いま王政復古の大號令換發をめぐる諸事情を聞き知るに及び、これは全く薩・長二派の隱謀から出たものであるとし、悲憤慷慨その極に達した。慶喜は事態の悪化を憂ひ、二條城から大阪城に移つたが、かうした舊幕派の動きを見ると、西郷隆盛は關東攪亂を策し、その目的をもつて派遣された薩摩藩士は藩邸に浪人を集め、江戸市内外に掠奪放火をなした。すなはちこれによつて幕府側に挑戦し、これを武力的に掃蕩しようとする野望に出たものであつたが、果して舊幕府側の激昂するところとなり、薩摩藩邸は焼き討ちされた。この報を聞いた京阪の舊幕派は一齊に蹶起し、君側の奸を除くとの名のもとに慶喜の署名した討薩の表を捧げて京都に入らうとしたが、途に鳥羽・伏見において薩・長以下の兵と衝突し、大敗するに及び、慶喜はひそかに海路江戸に逃がれ、京畿・西國は鎮靜に歸した。

ここにおいて朝廷は慶喜追討の令を發し、慶喜以下の官位をとどめ、慶應四年二月三日には親征の詔を下し、有栖川宮熾仁親王を東征大總督に任じ、東海・東山・北陸三道から薩・長以下二十餘藩の兵が江戸に向かつて進撃した。かうしたうちにあつて、江戸その他の舊幕臣のうちにはなほも薩・長の策謀なりとの考へから征討軍に抗する者が多く、その威勢は侮り難いものがあつた。加ふるに諸外國使臣のうちでもフランス公使はつとに幕府を支持し、イギリス公使はこれに反して薩・長を支持し、それぞれその態度が強硬で、形勢は樂觀を許さぬものがあつた。しかるに江戸に歸つた慶喜は事態の推移を見て、

フランス公使ロッシュの再舉勸告・武器貸與の申し出を斥けて恭順の意を表し、江戸城を去つて上野寛永寺に入つた。舊幕府陸軍總裁勝安房は征討軍が江戸に迫るのを見、征討軍參謀西郷隆盛と交渉した結果、征討軍は慶喜の謹慎恭順の實を認め、諸兵の進撃をとどめた。四月勅使は江戸城にいたり、慶喜の死一等を減じて水戸に屏居謹慎させ、江戸城・軍艦・兵器ををさむべき旨を傳達し、慶喜がこれを諒承したので、ここに江戸は兵火をまぬがれた。ついで田安龜之助(家達)をして徳川の宗家を繼がしめられた。

かうして徳川家の處分は決定され、征討軍は平和裡に江戸に入つた。各地にはあくまでも征討軍と雌雄を決しようとする者が多數存在した。そこで征討軍はこれが鎮壓を試み、まづ上野東叡山に立て籠る彰義隊と戦つてこれをやぶり、關東地方を鎮定した。しかるに東北には會津藩を盟主とする諸藩の反抗があつたので、さらに征討の歩をすすめ、つひに九月にいたり會津城は陥り、東北の地はことごとく靜穩に歸した。以上の一群の争亂をこの年に因んで戊辰戦争と總稱する。

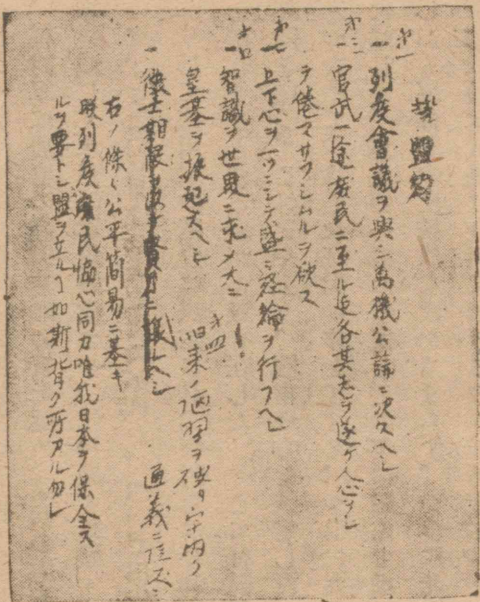
しかも舊幕派の反抗はなほをさまらず、つひに北海道に移つて翌年箱館戦争となつた。さきに舊幕府海軍總裁榎本武揚は江戸における取り極めを不満とし、軍艦を率ゐて品川から蝦夷地に渡り、奥州戦争の敗兵もこれに參じた。よつて征討軍はこの地に進撃してその根據地である箱館を陥れ、舊幕派の反抗は全く鎮定するにいたつた。

五箇條の御誓文 王政復古の大號令は明治新政の方向を明示したものであつたが、内外になほ疑念を抱く者があり、とくに外交政策に關しては從來の開國・攘夷兩論の對立の經緯などから、施政の根本方針を宣示することが急務であつた。よつて慶應四年正月開國進取を外交方針と決し、佛・英・米・伊・



獨・蘭の六箇國使臣に天皇政治の實施を通告し、條約には天皇の稱を用ひることを報じ、和親開國が國是である旨を宣言した。ついで島津忠義その他の建議により、列國使臣の參朝を求められ、ここに外交の第一歩は踏み出された。

明治天皇は同年三月十四日總裁・議定・參與その他を率ゐて、左の五事を誓はれた。これが五箇條の御誓文であり、明治新政府の國是はここに明示された。



五箇條御誓文原案

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ
- 一 官武一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメン事ヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

ついで政府はこの趣旨に基づいて政體書を公布した。すなはち政令二途に出づる思ひをなからしめるため、一切の權力を太政官に歸せしめ、これ

を立法・司法・行政の三權に分ち、一をもつて他を兼ねることを得ぬやうにした。また各府・藩・縣から貢士を選出させて議員として庶政を議せしめ、つぎに官吏は「公選」により任命し、任期を四年とし、諸藩の有した權力をすべて中央政府にをさめることなどが示された。そしてこの三權分立の精神に基づき、從來太政官に議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官を置き、議政官は立法を、刑法官は司法を、他の五官は行政をつかさどらせたが、政體書がわが國情に適しない箇所のあるのに鑑み、これを改正して議政官を行政官に併合し、のちこれを廢し、代つて上局會議と公議所とを別置した。また官吏の公選も一回實施されただけで中止された。

要するに明治政府の政治組織は天皇政治のもと、歐米諸國の政治運用の方針を採用したものであつて、爾後の諸政の改革はこの大本に沿うて行はれた。

なほ政府はこの年九月慶應四年を改めて明治元年とし、二世一元の制を開き、また江戸を東京と改め、二年京都から東京に遷された。

### 第二節 新政の進展

**封建制度の廢止** 新政府の外觀はかうして整備されたが、御誓文の趣旨に基づく政策の實現のためには封建制度の撤廢が絶対に必要であつた。王政復古とはいふものの、まだ名ばかりであつて、事實は幕府の直轄地だけが政府にをさめられたにすぎず、二百七十餘の大名はおのの舊慣に従つて領内の政治



を行つてゐた。ここにおいて木戸孝允・大久保利通はおのその藩主に藩領を奉還することが急務であることを獻議して納められたが、これを契機に列藩にもこれに従ふ者が多く、明治二年六月天皇はこれを聽許され、まだ奉還しない者には返納を命ぜられ、かうして全國の封土奉還をみるにいたつた。これを版籍奉還といふ。そこで政府は藩名を存して前藩主をその知藩事とし、家祿を舊實收高の十分の一と定めて、引き続き藩政をとらせた。ここに政令は一途に出で、各藩主は封建制下の大名である地位を失つて中央政府の官吏となり、全國の土地・人民は舉げて朝廷に歸したので、政府はこれを八府・二十六縣・二百六十二藩に分つた。

版籍奉還により、わが國は近代國家形態へ一歩踏み出したが、藩主であつた知藩事はなほ領主の觀を呈し、封建的色彩がきはめて濃厚であつたので、これを一掃すべく藩を廢止して縣を置き、知藩事をみな東京に引き上げさせ、これに代るに府知事・縣令を中央から任命し、つづいて縣の分割併合を斷行した。この版籍奉還・廢藩置縣は新政の最大難事であつたが、岩倉具視を主班とする政府首脳部の敏腕と一部藩主の積極的協力により、さほどの動搖をみないで成就した。

**官制の改革** さきの政體書による中央集權、三權分立及び公議制もそののちさらに改訂の要が起り、古の太政官制に倣ひ、明治二年七月版籍奉還の直後新官制が公布された。新たに神祇官・太政官の二官が設けられ、神祇官は祭祀・宣教をつかさどるものであり、太政官には左大臣・右大臣・大納言・參議を置き、その下に民部・大藏・兵部・刑部・宮内・外務の六省が設置された。太政官は政府の中樞機關とされ、天皇を輔弼し、政務を總理した。各省の長官は卿と稱し、その下に輔・丞が置かれ、事務を分掌した。また従來の公議所を集議院と改め、議事機關とした。ここに太政官制は確立され、中央集權は封建制度の廢止と相俟つてその實を擧げるにいたつた。

この太政官制も廢藩置縣の完成に即應してさらに改革強化され、四年七月には太政官に正院・左院・右院が置かれた。正院は中央の最高官廳で、太政大臣・左大臣・右大臣・參議が置かれ、三權の事務を總轄し、左院には議長・議員を置いて法制を議定させ、右院では諸省の卿・大輔をして省務を議させた。また諸省を太政官の分官とし、國政をすべて太政官に集中統一させた。他方神祇官を廢して神祇省とし、また従來の刑部省はすでに廢されて司法省が置かれ、民部省の代りに文部省が置かれ、ここに前年設けられた工部省と合せて八省とした。このうち、省の變動増廢はしばしば行はれたが、大綱は變更なく内閣制度の設置に及んだ。

また地方制度も置縣後廢合が行はれ、一應三府七十二縣となつたが、そのうち改變があつて、明治十二年にいたり三府四十三縣となつた。

**諸政の改新** 封建制度の廢止は當然従來の社會組織に大きな變化をもたらした。すなはち四民平等の思想に伴なふ身分制度の變革と土地制度の刷新とが行はれた。

版籍奉還と共に政府は公卿・大名らを華族とし、その家臣らをそれぞれ士族と卒とに分ち、農・工・商の庶民を一切平民とした。そして卒ものちには士族あるひは平民に編入したので、ここに華族・士族・平民の族稱だけとなり、従來の嚴格な差別も幾分緩和され、相互間の結婚は認められ、平民にも姓が與へられ、士族の帶刀は禁ぜられ、華族・士族の農工商業に従事することも許可された。ことに士族と平



民との關係は家祿制度の廢止によつて全く平等となつた。

華・士族に與へられた家祿は國庫の多大の負擔となつてゐたので、政府は四年十二月家祿奉還の規則を定め、奉還を出願する者は、その祿の種類に應じ、六箇年乃至四箇年分を、半額を現金、半額を公債證書で下附することとし、生活の保證を行つたが、やがて九年八月には家祿制度を全廢して金祿公債證書を下附し、明治十五年以後毎年元金を償還することとした。しかしながらこのため祖先以來世祿を食んでゐた士族は、にはかに平民と伍して農工商に従事することとなり、その多くはいはゆる士族の商法として失敗し、貧困に陥るにいたつた。政府はこれが救済として授産その他の方法を講じたが、効果は薄く、彼らの存在は社會に少なからぬ問題を惹起した。

政府は從來幕府・諸藩に區區に行はれてゐた租稅制度を整理し、課稅の公平をはかり、財政の基礎を確立しようとした。よつてまづ地券を發行してこれを土地の所有者に頒ち、明治五年土地永代賣買の禁を解いた。そして翌年から地租の改正に着手し、石高の稱を廢して段別をもつてはかることとし、舊租が土地の收穫を標準としたのを改めて地價を標準とすることにし、稅率を一律に全國的に地價の百分の三とし、米納・麥納を廢してすべて金納とした。これから地價決定のため全國の土地調査に着手し、十四年にいたつて終つた。

**徴兵令の發布** 兵制の改革も庶政の一新と共に行はれた。王政復古によつて兵馬の大權は天皇の掌握されることとなつたが、政府は歐米諸國の制度を參照して兵制の改革に當り、明治四年はじめて禁裏守衛の親兵と地方衛戍の鎮臺とを設け、翌六年一月徴兵令を公布した。ここに士族・平民の別なく男子

二十歳に達する者はことごとく兵籍に編入されることとなつた。

**地方の動亂** 明治二年の版籍奉還により舊來の特權階級である武士層すなはち當時の士族層は、永年の由緒ある地位を名實共に失ひ、ついで六年一月の徴兵令發布により武事獨占者である矜りをも失つた。しかも舊來の陋習をやぶり智識を世界に求めようとする官民上下の希望と努力とは、舊物の破棄と外國文明の移入に集中され、いはゆる文明開化は滔滔として社會の各層に浸潤した。かうして時勢の敗殘者となつた彼らの一部の悶悶たる情は新政府に對する反感をますます強くし、ことあらば起たうとひそかに窺ひつつあつた。また農民も維新により前代の過重な負擔から直ちに解放されたわけでなく、かへつて廣汎な制度の改革や物價の騰貴に生活を脅かされて、農民一揆がしばしば繰り返された。かやうな不安な情勢に火を點じたのが、朝鮮問題に端を發した政府部内の分裂であつた。

朝鮮問題は當時の最大國策の一つであつたが、朝鮮國側の態度に因を發し、武力をもつて朝鮮國との國交再開を要望する論者と、内治を現下の急務とする自重論者とに分れた。かやうな趨勢を見た當時の不满分子は、この征韓論によつて何らかの自己打開の道を得ようとの期待をもつて熱心に征韓論を支持した。一方政府部内でも征韓論がしだいに有力となり、いまや參議西郷隆盛を使節として派遣する運びにまで立ちいたつた。しかるにこのときさきに條約改正問題折衝のためヨーロッパに赴いた岩倉具視・大久保利通らが歸朝し、政府部内の主潮である征韓論に斷然反對するに及び、部内は全く二派に分裂し、つひに聖斷を仰いで使節中止と決すると、征韓論者は相ついで野に下り、こもごも政府彈劾の聲を擧げ、これにさきの不平の徒が加はつて明治七年以後各地に反亂が勃發した。すなはちこの年佐賀には江藤新



平一派が兵を擧げ、九年には熊本に神風連、萩に前原一誠が呼應して起つたが、いづれも政府により鎮壓された。ついでかつての征韓論の主導者である西郷隆盛を擁して薩摩に勃發した亂は、世に西南の役といひ、この種の運動の最大のものであつたが、つひに明治十年西郷の自刃により終末を告げた。これらは維新の變革に伴なふ内亂の結びをなすものであり、武力闘争の時代は過ぎて言論政治の世に入つたことを思はせた。

### 第三節 典憲の制定と憲政の發達

**自由民權運動** 明治の初め滔滔たる歐米文化の輸入と共に、またその政治思想も流入した。各國の立憲政治の實相は神田孝平や福澤諭吉その他によつて翻譯・著述により紹介された。封建治下の束縛から急に解放された人民は、その自由民權の説に動かされ、國家の隆昌、人民の福利はこれにより期待し得られるとした。かやうな氣運に應じて唱道されたのが民選議院設立の運動であつた。

そもそも廣く會議を興し萬機公論に決すべきことは、御誓文によつて確定された國家の大方針であつたから、政府も明治初年の官制改革に當つては、立法機關としてまづ太政官に議政官を置いたが、そのうちこれを廢し、公議所を設け、のち集議院と改めた。しかしながら形式的には存したものの、しだいにその機能を失ひ、ことに四年の改革では立法機關として左院が置かれたが、議員は官選で正院が任免できることとなつてゐたので、もはや公議輿論を徵する機關の意味は喪はれた。かやうに政府は行政權を強

化して公議輿論を顧みず所信に邁進したが、官民間に自由民權を唱へる思想が瀾漫し、政府の施政に反對する者は有司獨裁を非難した。朝鮮問題で野に下つた板垣退助・副島種臣・後藤象二郎・江藤新平らは、七年一月民選議院設立の建白書を左院に提出し、これが世に傳はると、世論は薩・長出身の一部有司が政治を私してゐるとの非難に呼應して、大いに沸騰し、公然と政治を論議する風が昂まつた。

これより先、大久保・木戸らが歸朝すると、わが國もまた歐米諸國に倣つて憲法を制定する必要を認め、木戸はこれを政府に提議した。しかし民選議院の開設については國民に政治的訓練の乏しいことを理由として時期尙早なりとし、國會よりも地方議會の開設を先決の急務であるとした。かうして八年元老院・大審院を設け、漸次に立憲政體樹立の準備に着手し、九年元老院をして憲法草案起草に當らせ、また地方長官會議を召集し、ついで府縣會を開き、輿論の採用につとめた。かやうな政府の漸進主義に對し民間の強硬論者はこれを不満とした。さきの民選議院開設運動は江藤の失脚後、板垣を中心に推進された。板垣は土佐に歸つて立志社を創立し、十一年には發展して愛國社を組織するにいたつたが、この運動は當時の社會思想と共に政治運営に不満を抱いてゐた人人の支持をうけて發展し、翌十二年には支社を設けて關東・東北に遊説し、十三年に國會期成同盟と改稱して、その目標を明らかにした。そして地方政社を糾合し、二府二十二縣、八萬七千餘人の連署した國會開設請願書を政府に提出した。一方政府ではかやうな民間の政治運動をはじめから隱謀であるとし、つとめて抑壓する方針に出で、のちには集會條令を發布して取り締りを嚴にしたが、他方社會の大勢に順應して政府の改組強化を行つたのであつた。そしてさきの元老院の憲法草案は一應十三年末に成稿を得たが、政府部内の反對があつて取り上げ



られなかつた。同時に當時の政府首腦者は國會即開を尙早なりとし、憲法を制定したのち漸進的に國會を開くべしとの意向であつた。ただ參議大隈重信はきよめて急進論を唱へたために、政府内に論議を惹起し、彼はつひに下野するにいたつた。このことははからずも起つた開拓使官物拂ひ下げ事件と共に藩閥政治の弊害を如實に示したものととして、在野の自由民権論者は一齊に攻撃し、國會開設の即刻實施を力説し、國內は舉げて黨幕たる有様を呈した。かやうな情勢を察知した政府はつひに意を決し、十四年十月詔を發せられ、來る二十三年を期し、國會を開く旨を明示された。ここにおいて政情はやうやく鎮まり、國會開設の民間論者はここに政黨を組織して、來るべき國會に備へることとなつた。そしてまづ板垣を總理とする自由黨が結成され、翌十五年には大隈を中心とする立憲改進黨が組織された。自由黨はフランス思想を受けて急進的傾向を有するに對し、改進黨は英國憲法に範をとり、漸進的政策を標榜した。これらの政黨の形式に刺戟されて自由民権主義を唱へる地方小政黨が作られたが、これらに對し保守的政黨が福地源一郎らによつて組織され、立憲帝政黨と稱したが著しい勢力とはならなかつた。各政黨は自黨の主義主張を宣傳するために機關紙を發行し、政論を闘はせて勢力争ひに狂奔した。かうして人民の政治意識はとみに昂まつたが、一部自由黨員は政府の施策及び政黨に對する取り締り強化に憤激して反抗的態度を示し、その行動は福島事件・加波山事件などを惹起するにいたつた。

**典憲の制定** 國會開設の詔勅が下ると、政府はまづ憲法制定の準備に着手し、そのため明治十五年伊藤博文を歐洲諸國に派遣し、外國憲法の實際を調査させた。その結果十七年三月には宮中に制度取調局が設けられ、伊藤はその長官として憲法の起草、諸制度の精査につとめた。やがて華族令の制定公布をみ、新たに公・侯・伯・子・男の五爵位が設けられ、華族のほかに維新に功のあつた者がそれぞれ爵位を賜はつた。ついで太政官制が時代に即應しないのに鑑み、十八年十二月これを廢して新たに内閣制度を定め、内閣總理大臣を首班に外務・大藏・内務・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・逓信の各省大臣をもつて内閣を組織し、天皇を輔弼し、政務の責任を負はせた。同時に宮中の官制もまた改め、宮中に内大臣・宮内大臣・宮中顧問官が置かれた。そして伊藤は初代の内閣總理大臣となり、宮内大臣を兼ね、從來太政大臣であつた三條實美は内大臣となつて宮中に入つた。ここに維新創業以來の公卿の勢力が全く政界から姿を沒するにいたつたことは注目すべく、同時に伊藤内閣もまた大部分薩・長藩をもつて占める藩閥政權であつたことも、封建的傳統の抜くべからざるものがあることを示すものである。

政府は二十一年國務上最高の諮問府として樞密院を設置し、いはゆる元勳及び政務に練達の士をあげて顧問官とした。

なほこれら中央官制と共に地方自治制の整備をはかつた。すなはち十一年四月には府・縣の下に郡・區・町・村を置き、それぞれに長を定め、また府會・縣會には公選の議員をして地方の財政を議させることとし、憲政實施に備へた。そのうち地方自治制は時代の進展と共に種種の變遷をみた。

憲法草案起稿の任に當つた伊藤博文は、井上毅・伊東巳代治・金子堅太郎を助手として鋭意審議立案に當り、同時に皇室典範の起草を行つた。草案が成ると樞密院に下し審議を盡させられた。審議は八十餘回に及びやうやく完了した。かうして明治二十二年二月十一日帝國憲法發布の大典が舉行され、ここに立憲政治の基礎は確立された。明治時代のこの憲法はわが國家の組織に關する根本法であり、天皇の



統治の大權と臣民の權利・義務を定め、臣民の參政權の賦與が規定された。また憲法と共に皇室典範も制定され、同時に議院法・貴族院令・衆議院選舉法など帝國議會の組織權限が定められた。

**憲政の推移** 憲法發布の翌年貴族院議員の互選・勅選と衆議院議員の總選舉が行はれた。第一回帝國議會は二十三年十一月東京に召集され、こののち年開會された。政黨はここに言論の自由を得て豫算その他で政府としばしば衝突し、政府對政黨の軋轢は熾烈となつた。解散は繰り返され、内閣は度度交迭し、政情は紛糾した。二十七八年の日清戰役中は一時妥協をみたが、そののち波瀾は已まなかつた。ところが板垣の率ゐる自由黨と大隈を黨首とする進歩黨とは合同して憲政黨を結成し、ときの政府に當つたので、伊藤内閣は退き、伊藤は大隈・板垣を奏薦して後繼内閣を組織させた。かうしてここに政黨内閣は實現し、大隈は内閣總理大臣として外務大臣を兼ね、板垣は内務大臣となり、陸海軍大臣以外の閣僚はすべて憲政黨員であつた。しかるに舊自由黨系と舊進歩黨系黨員との間に軋轢を生じ、板垣は辭表を呈出し、憲政黨は分裂して舊進歩黨系の黨員は憲政本黨を組織し、舊自由黨系の獨占する憲政黨と對抗した。

伊藤博文は憲法の發布にあたり、政府は政黨以外に獨立すべきものとし、イギリスの政黨内閣に倣ふべきでないと考えたが、議會開設以來十年の經驗により、健全な政黨の發達を俟たねば憲政の運用は圓滿を期し難いとし、ここに同志を廣く求め、三十三年九月立憲政友會を組織し、みづからその總裁となり、憲政黨は解散してこれに加はつた。ここにおいて憲政本黨は大隈を總理としてこれに相對立した。こののち政友會は黨勢おほむね盛んであつたが、議會は政府と政黨の活潑な討論に終始し、憲政は比較的順調にすすめられた。

**法典の編纂** これより先、政府は全國劃一の法典制定の必要を認めてゐたが、從來の成文法は主として刑法であつた關係上、明治三年上代の律令と明・清律とを參酌して新律綱領を撰修した。そののちヨーロッパ、とくにフランス刑法を參考にし、他方司法省に法律顧問として佛人ポアンナードを聘して研究をとげ、十五年から刑法・治罪法を實施した。なほ治罪法は實施後改正すべきものがあり、二十三年裁判所構成法・刑事訴訟法の發布と共に廢せられた。

かうして刑事法典は比較的短期間に制定されたが、民事法典編纂は依るべき法典が無かつたので、その制定に困難をきはめた。八年太政官布告により、民事の裁判に關しては成文の法無きものは慣習により、また慣習無きものは條理によるべしと指令した。そしてポアンナードの草案を基に二十三年これを公布し、二十六年から實施の豫定であつたが、本法は多分にナポレオン法典を參酌したため、わが國俗民情に適しないとの理由をもつてその實施を延期し、新たに起草することとして、穗積陳重・富井政章・梅謙次郎の三人を起草委員とし、主としてドイツ民法とわが國の慣習を參酌して、やうやく三十一年から施行した。なほ商法その他の法典もこれらと前後して編纂され、三十二年までには諸法典はほぼ完成實施された。



## 第十五章 明治外交の推移

### 第一節 初期の外交と條約改正

外交方針の確立 江戸幕府が歐米諸國と締結した修好通商條約が、締結諸國に對し最惠國條款・治外法權を認め、また關稅自由主權もないといふ重大な缺陷をもつてゐたことは、當時のわが國の國際的地位から見ても止むを得ぬものであつたが、幕府が崩壞して近代國家として誕生した明治新政府が、この改革に着目したことは當然であつた。

新政府は幕府の政權奉還後三月を経て、明治元年正月外交團に對し、皇室としての新しい立場を通告し、日本國代表者が天皇であることを宣言したが、新政府承認については外交團の意嚮は賛否ともごもであつた。しかしイギリス公使パークスの主張がひに勝を占め、イギリスがまづ信任狀を捧呈し、同年末にいたり新政府はやうやく列國の承認を得た。一方新政府も外交を管掌するものとして太政官に外國官を置き、知事その他の職員を任命したが、翌二年正式に外務省を設け、卿・大輔・少輔・大丞・權大丞・少丞・權少丞らの職員を置いた。駐外使節としては、はじめは常置の官がなく、必要に應じ大使・理事官などの職を設けたが、三年閏十月、外務省に大辨務使(特命全權公使)・中辨務使(辦理公使)・少辨務使(代理公使)などを置き、翌年はじめて駐劄公使を任命し、故島翁信をフランス駐在兼イギリス、ド



一行 大使 倉 岩

イツ公使に、森有禮をアメリカ駐劄公使に任じた。かうして外交の機關は整頓したが、確たる外交方針を樹立するにはいたらなかつた。故にわが國が國際場裡に進出するためには、大いにその文物制度を學び、これを移植して内治の改革をはかる必要があつた。その上さきの諸條約は明治五年に滿期となるので、これを改正して對等條約に改めようとする議が政府部内に起り、有力な政治家を歐米に派遣することになった。かうして四年岩倉具視を特命全權大使とし、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尚芳を特命全權副使に任じ、その他各部門の専門委員計五十名を隨行させた。彼らはアメリカを経てヨーロッパ各國を歴訪し、二年のち歸朝した。そして使命の一つである條約改正の件は、わが國の準備不十分のため不成功に終つたが、彼らになした各國の法律・財政・教育・産業の狀況調査はそ

の後のわが國內政の改善に大きな寄與をなした。

明治外交は隣邦である朝鮮・支那及びロシアをその主要な對象としてゐる。とくに鮮・支に限定される



といつてもよい。ロシアにも古くから接觸してゐたが交渉は比較的薄く、問題が鮮・支に波及してはじめて重大な利害を感じるにいたつたのであり、その他英・米などの諸國とはさらに間接的であつた。かうみると、明治外交が鮮・支の國內事情及び對外關係に基底を置いたことはおのづから明らかである。

**日清交渉の開始** わが國と支那との交通の淵源はすこぶる古いが、國家としての交渉は斷續常ならなかつた。新政府はまづ清國との修交を恢復しようとし、三年豫備交渉を行ひ、翌年七月にいたり、やうやく修交通商條約の調印をみるにいたつた。この條約は歐米諸國との條約と異なり、大體に日清對等の關係において結ばれた。しかしながら本條約の批准が同六年に成つた直後、琉球問題から發したわが政府の臺灣出兵によつて國交はふたたび惡化した。

琉球中山國は慶長以來島津氏の屬領となつたが、明・清に朝貢し、その正朔を奉じてゐた。故に琉球は日支兩屬の觀を呈した。しかるに明治政府は四年廢藩置縣と共にこれを處理する必要に迫られ、五年八月恩謝使の入京を機に琉球國を廢して琉球藩とし、國王を藩王とし一等官に列し、金三萬圓並びに東京藩邸を與へた。しかしこれは全く日本側の一方的行爲で、宗主權を保有すると考へてゐた清國政府に對して、これを承認させるべきなんらの外交手段も講じなかつた。しかもこの前年琉球藩民が臺灣西南岸に漂着し、牡丹社蕃に殺戮されたとの報をきくと、征臺の議が起り、副島外務卿の熱心な支持を受け、清國政府との交渉を打ち切り、七年四月臺灣に兵を送り、牡丹社蕃を陥れ、月餘にしてほぼ平定した。

ここにおいて清國政府は統治權侵害の理由をもつて、わが國の出兵の責任を追求するにいたつたので、わが方も出先當局に交渉させ、さらに大久保利通を北京に派遣した。兩國代表は自説を固執したが、清國駐劄イギリス公使の調停で一應妥協點に達した。しかしまた琉球の歸屬については決定をみるにいたらなかつたが、わが政府ではこの機に琉球併合を畫し、つひに十二年にいたり琉球藩を廢して沖繩縣とし、藩王を華族に列した。この處置に琉球の一部藩臣は清國政府に干渉を依頼し、琉球の歸屬に關し日清間に不穩の空氣が漲つた。その間前アメリカ大統領グラントの勸告もあつて、分轄協定が議せられたが成功せず、他方清國では内外多事のため、本問題に發言なきまま日本の勢力下にをさめられる状態となつた。

**日鮮關係の進展** 過去數百年わが國と朝鮮との關係は對馬領主宗氏を經由する特異のものであり、ことに江戸時代には幕府が國交の全責任を負はせた結果、交渉は宗氏の利害を中心に動く有様であつた。この事情は明治政府になつても變化なく、對馬藩の主張によつて新政府の成立を朝鮮政府に通告するといふ舊套を追つてゐた。一方朝鮮では國王李熙の生父李昰應(大院君)が國政をつかさどり、鎖國政策をもつて對外方針としてゐた。明治五年以降、政府は對馬藩からその外交權ををさめ、もつぱら外務省をして管掌させたが、交渉は停頓した。ここにおいてわが國內にも出師を論ずる一派さへ出て、西郷隆盛を大使として朝鮮に派遣し、これを強行せんとしたが、たまたま岩倉・大久保らがヨーロッパから歸朝し、極力出師の不可を説いたので、大使派遣の議は中止された。これにより主戰論者は相ついで野に下り、不平の徒がこれに加はつて各地に騒亂が起つた。しかるにこれと期を同じうして朝鮮でも形勢一變の兆があり、大院君李昰應は隱退し、その對外方針は新しい方向をとるにいたり、日韓關係はやうやく好轉した。しかし政府は朝鮮内部に舊勢力が蟠居するのを見て、武力をもつてこれを威嚇すべく軍艦を派



遣し、交渉の促進を企てた。わが軍艦は江華島において攻撃され、ついで外交交渉は開始され、九年二月日韓修交條約は締結されて、朝鮮をして清國の屬邦にあらざることを明らかにさせ、わが國との通商港を開くなど、わが方の主張は容認された。かうして日韓關係はこの修交條約によつて形式的には軌道に乗つたが、この日本の強硬外交は朝鮮の朝野を刺戟し、反日の空氣が漲つた。また一部の政治家は開國の希望を抱き、爾後朝鮮内には二つの潮流が認められるにいたつた。

朝鮮國內における反日勢力は、きはめて根強いものがあつた。すなはち辨理公使花房義賢の赴任のうち、朝鮮の改革論者が日本の指導を受け、まづ軍制の改革に着手すると、他派の巨頭大院君は反日勢力を糾合し、十五年七月暴徒は王宮に侵入して政權を握つた。兵火はわが公使館に及んだので、公使は逃れて仁川から長崎に歸り、これを政府に報じた。ここにおいて政府は軍隊を派遣し、公使に訓令を與へて歸任させ、朝鮮政府に抗議を提出した。しかし交渉は決裂に瀕した。これを見た清國は朝鮮からの懇請により干渉に乗り出したが、わが國がこれを拒絶すると、日鮮破綻するを不利とし、中心人物たる大院君を天津に護送したため事態は一變し、八月三十日日本側花房公使、朝鮮側李裕元・金宏集との間に條約が締結され、償金その他及び日本公使館内に守備兵駐屯の權が承認された。これを濟物浦條約といふ。清國側吳提督は直隸總督李鴻章の命により事變後も京城に駐屯し、朝鮮の秩序維持の任に當つた。

本事變の結果として京城市内に日清兩國の軍隊が駐屯したことは、朝鮮の朝野に大きな衝動を與へた。いはゆる親日・親清兩黨はここに生まれ、前者は獨立黨、後者は事大黨と呼ばれた。ここにおいて兩黨の争ひは日ごとに激化し、日支兩國がその自國に接近せんとする黨に援助を與へるにいたつて形勢

はとみに緊迫した。つひに十七年十二月獨立黨は清國が安南問題に關し佛國との戦ひにやぶれたのに乘じ、にはかに王宮を襲ひ事大黨の要人を殺害し、政權ををさめて大改革を斷行せんとしたが、事大黨が救ひを清軍に求めたので、清兵は王宮に入つて王を迎へ、獨立黨の要人を殺傷した。獨立黨政府はわが公使の王宮退出と共に顛覆し、首領の一部は日本に亡命し、事大黨はふたたび勢力を得、清國の勢力は増大した。わが出先當局が朝鮮内の政情に通ぜず、戚族殺害の策に同意したことは、朝鮮國政府をして事變の主責任を日本政府に負はしむべしとの強硬態度をとるにいたらせ、事變後の條約締結に多大の障害を生じた。全權井上外務卿と朝鮮國側全權金宏集との間に漢城條約が結ばれたが、この政變は朝鮮内における日清關係をさらに複雑にするにいたつたので、兩國共に政治的協定締結の必要を痛感し、わが國は漢城條約ののち二箇月を経た十八年四月參議宮内卿伊藤博文を全權大使に任じ、天津において清國側全權李鴻章との間に天津條約を締結させた。これにより朝鮮國內に駐屯の兩國軍隊は全部撤退すべきこと、軍事教官派遣の中止並びに朝鮮國內に重大事件發生の際は、日清兩國あるひはその一國が出兵するとき、は、まづ一方に通告すべきことが約された。かうして一應朝鮮内の日清關係の調整は成功したかに見え

たが、兩國對立の形勢はますます明らかになり、朝鮮國內の複雑な政情と相俟つて破局へと近づいた。

日露關係 嘉永六年ロシア大使ブチャ・チンの來朝以來、日露國境問題の紛糾はつづいた。幕府時代に、千島はエトロフ・ウルップ兩島間の海峡をもつて境されたが、樺太は暫時兩國共有と定められた。明治政府も引き續き失地回復の名のもとに樺太進出を計畫したが、實力がこれに伴はず、徒らに交渉を重ねたので、明治六年黒田清隆の具申により樺太を放棄し、日露紛擾の途を絶ち、總力を擧げて北海



道開拓に従事することに決し、八年樺太全島をロシア領とし、千島はことごとく日本國領土と定め、その他オホーツク海・カムチャッカにおける日本人漁業權を認めることとして本問題は落着した。このうち日露關係はロシア國皇帝の消極的極東政策の影響を受け、さしたる問題も起らずおほむね平穩であった。明治二十四年ロシア皇太子のわが國に來朝した際、大津において日本人のため狙撃されたことは、當時大事件として一時兩國國交に大きな衝動を與へたが、大事にいたらないで終つた。

このほか明治初年の外交交渉としては、八年小笠原島の領有を列國が確認したことなどである。

**條約改正** 明治外交は不平等條約の撤廢と關稅自主とその基調とする。よつて政府は不平等條約の撤廢に苦心し、明治九年の日鮮修好條規には日本國民に對する領事裁判權を承認させたが、正式に歐米諸國にその意嚮を表明したのは十五年の外務卿井上馨の交渉に始まる。彼は法權と稅權の一部回收の原案を列國使臣に示したが、同意を得るにいたらなかつたので、法權と稅權の改正を分離して交渉をすめることにした。ついで列國の反對が法典の不備にあることを認め、まづ法典編纂を行ふこととなり、外務省に法律取調局を設け、民法・商法の審議を行ひ、改正案を作成して列國側と交渉したが、わづかに法權及び稅權の一部を改訂したにすぎず、加ふるに外國人判官任用と内地雜居については國內に反對があり、つひに政府は條約改正の無期延期を列國代表に聲明し、井上外務大臣は辭職するにいたつた。

井上外相失敗の後を受けて外相となつた大隈重信は、列國會議をすてて個別交渉を開始した。その趣旨は外人判官を大審院に置き、外人被告の最終裁判に關與させることとし、また法權回復の代償として外人に内地雜居を許し、土地所有權を賦與することになつてゐた。これはメキシコをはじめ、米・獨・

露國の同意を得たが、イギリス政府の反對を受けたばかりでなく、國內輿論もまた井上案と同じ理由で猛烈な反對を示し、大隈は兇徒の彈に傷つき、内閣は瓦解するにいたつた。

そこで外人判官任用反對が輿論であるのに顧み、大隈に代つた外相青木周藏は領事裁判權の無條件撤廢、その他ほとんど對等に近い改正案をもつて交渉を開き、つぎの外相陸奥宗光はさらに全面的對等條約案をもつて輿論の反對を封じ、二十七年イギリスとの間に平等條約を締結し、これに基づいて各國と交渉し、三十年末をもつて關係各國との間に條約を改正した。ここに安政以來はじめて公正な立場において相互の利權を基調とする對外交渉に成功した。しかし改正條約においては不平等條約の撤回に主眼をおいたので、關稅自主權については未解決であつた。稅權回復が關係列國の同意を得て、日本政府の希望通りに實現したのは明治四十四年であつた。

## 第二節 日清・日露戰役とその後の情勢

**日清戰役** 明治十八年の天津條約は一應當面の日清間の危機を避けるに効があつた。しかしその間に介在する朝鮮の國內事情はさはめて混沌たる様相を呈し、ことに國王並びに戚族の對外施策は一層この空氣を助長するにいたつた。しかもこれをさらに極度にすすめたのが東學黨匪の騷亂であつた。東學黨は元來宗教團體であつたが、その根強い信仰の力は政治運動に發展し、つひに朝鮮政府とくに戚族にとつては恐るべき政敵となつた。二十七年東學黨の叛亂が大きくなると、その目標となつた戚族閔氏はこれが鎮



壓のため、出兵を清國の朝鮮駐在の總理袁世凱に乞うた。彼は直ちに李鴻章に打電したので、李は直隸提督麾下の部隊に出勤を命ずると共に、天津條約に基づき日本政府にも出兵を通告した。かねてから東學黨の動きに注意中のわが政府は、ここに清國との勢力の均衡をはからんがため、濟物浦協約に従ひ軍隊を出動するに決した。しかるに急遽歸任した大島公使が京城に着くと、黨匪はすでに政府軍と妥協して事態は靜穩となつてゐたので、日本軍駐屯の要がないのを見、清國側と協議して共同撤兵を本國政府に請訓したが、政府並びに軍部はこの機を利用して朝鮮政府の改造を計畫し、日本の勢力を確立すべしとの主張が強く、清國政府に共同して朝鮮の内政改革を提議して拒絶されると、これを口實に單獨行動をとることに決した。よつて公使は政府の命により朝鮮國王に急激な改革案を提示し、國王の拒否するをみて、清國の勢力を朝鮮國內から排除する必要を上申したので、政府はいよいよ日清の開戦を決意し、明治二十七年（西曆一八九四）七月朝鮮政府に對し清鮮の宗屬關係破棄を要求し、政府改造のため閔氏一派を斥けて大院君に政權を委任するにいたつた。この斷乎たる日本政府の態度に、清國側はひたすら衝突を回避し、一方北京外交團の有力者ロシア公使・イギリス公使に仲裁を依頼して平和的解決を望んだが、七月二十五日の日本軍の豊島沖における清國軍艦の擊攘、二十九日の成歡の陸戦により戦端はつひに開かれ、八月一日明治天皇の對清宣戰の詔の渙發となつた。李鴻章は頼みとする北洋海軍が九月十七日鴨綠江沖で、また陸軍が九月十六日平壤でやぶれたので、戦局の前途を慮り講和の一日も早きを期待して北京外交團に干渉を求め、その機會を捉へることに努力した。清國政府はまた使節を再度日本に派遣し、日本の要求を探つたが、使節の資格の點で日本政府の容れるところとならなかつた。そこで二十八年三月李鴻章を頭等

全權大臣に任命し、改めて和議を乞うたので、わが國は總理大臣伊藤博文・外務大臣陸奥宗光を全權辦理大臣とし、下關において談判を開始し、いくたびか會議を重ねた末、四月十七日の調印をみるにいたつた。その結果、清國は朝鮮の完全獨立を承認し、遼東半島・臺灣・澎湖島を日本に割讓し、戦費康平銀二億兩を支拂ひ、清國と歐米諸國との間の現行條約を基準に日清條約を締結し、かつまた最惠國待遇を認めることと、沙市・重慶・蘇州・杭州四市の開放とを約した。これを下關條約といふ。しかるにかやうな平和交渉の進行中、さきに李鴻章によつて提議された列國外交團の動きは、明治天皇が下關條約批准の三日後に露・獨・佛三國からの申し入れの形となつて現はれた。ロシアは當時ニコライ二世の治世となつて積極的極東政策をとることになつたが、下關條約において日本が朝鮮の獨立及び滿洲の一部割讓を要求したとの公報を得ると、李鴻章の依頼を受けて北部支那の現状變更は自衛上認容し得ぬとの方針を決定し、單獨行動を避けて關係列國を勧誘し、獨・佛兩國の同意を得たので、ここに三國共同して四月十三日遼東半島還付の申し入れをわが政府に送つた。わが國はこの提議を全面的に受容した。かうして十一月八日遼東半島還付條約は成立し、代償として康平銀三千萬兩を得た。

**朝鮮の獨立と改革** 朝鮮王國は下關條約により正式に獨立を確認されたので、着着政府の機構を改め、二十九年には元號を建てて建陽と稱し、翌年光武と改元し、その年十月には國王は皇帝と稱し、國を大韓帝國と改めた。かうして體裁は一應整頓したが、その實はすこぶる舉らなかつた。わが國はわが勢力がしだいに朝鮮に浸潤すると、その改革を積極的に指導し、まづ戚族閔氏が清國に通ずるのをみて、これを逐つて大院君と提携したが、ついでこれを退けて國王に政權を賦與した。ここにおいて王族は久し振



りに政權に接近したが、このことは宮廷一派の擡頭を招來した。そして朝鮮政界内におけるわが國の地位が日に増し強くなると、かねてこれを不満としてゐた一派は、日本の遼東半島還付をみて、この際ロシアと結んで日本の掣肘を脱しようとして計畫した。このほかアメリカに頼つて獨立を全うせんとする者があり、これら親外派の勢力は漸次昂まつた。しかるに日本の支援する一派の運動は、さきの政變により致命的打撃を蒙り、親外派の勢力にはかに増大し、つひに國王のロシア公使館入りをもつてその勝利に歸した。ここにおいて、朝鮮においては從來の清國に代り日露關係は著しく尖鋭化した。

**北清事變** 日清戰役は全く極東の一小事件であつたが、結果において影響するところはすこぶる大きかつた。日本は莫大な償金を得て資本主義經濟を發展させ、他方清國は敗戦によつて國內は亂れた。ロシアはウイッテの施策に基づき、まづ遼東半島を日本から還付させ、償金支拂ひに當つては財政的援助を與へ、一方李鴻章と二度露清秘密條約を締結して東支鐵道建設權を獲得し、滿洲に足場を得るにいたつた。ついで旅順港及び大連灣を二十五箇年の期限で租借した。獨・英・佛も續續利權を得たので、この趨勢は清國民間に排外思想を昂まらせ、外人排斥・キリスト教反對の運動が展開された。そしてその中心となつたのが義和團であつた。義和團は一種の秘密結社で、迷信をもつて人民を煽動してゐたが、これが一部の野心ある政治家に利用されて一大政治運動と化し、排外に狂奔するに及び、北京外交團は政府に嚴重な抗議を送つたが、十分な解答が與へられず、加ふるに政府部内が二派に分れ公然これを煽動したため、北京は全く戰時状態と化した。排外派はつひに正規兵をもつて公使館攻撃を開始し、これを包圍したので、列國は軍隊を北京に派し、わが政府も獨・露・佛・伊・奧・英・米の聯合軍と共に北京

京城を總攻撃して圍みを解くにいたつたが、清國政府もつひに和を請ひ、謝罪使の派遣、暴徒の處罰、四億五千萬兩の償金を三十九年年賦に拂ふことを約して局を結んだ(西曆一九〇〇)。

**日英同盟の締結** 義和團の騷亂は極東の政界に一大衝動を惹起させたが、從來の日・露・清三國の國交をなんら好轉させず、むしろ清國の弱體さをさらに表面化させたにすぎなかつた。ロシアは團匪の一部が滿洲に進出して鐵道を破壊し、ロシア人に危害を加へ、あまつさへ地方官憲が東支鐵道の引き渡しと從業員の撤退とを要求し、武力を行使するにいたつたので、ここに積極的に滿洲占領を計畫し、清國とひそかに協約を結び、ほぼその勢力下に置くことに成功した。かやうなロシアの南下政策は、わが國の對鮮外交に影響するところが大きいところから、わが國內でも事態處理に關し種種の意見が交された。すなはち一はロシアと結んで朝鮮の獨立保障をはからうとするものと、一はイギリスと同盟して武力をもつてロシアの勢力を滿洲から驅逐しようとするものが主な意見であつた。これは孤立外交がいかに恐るべきかを經驗したわが外交陣がとくに考慮したところであり、ここに協調外交への轉換がうかがはれる。そしてロシアとの提携を論ずる一派は山縣有朋らを主唱者とし、伊藤博文もかやうな意見を抱持してゐた。一方ロシア國內でも日本との協調を必要と認める駐日外交陣の人人があつた。また日英提携論者は主として外交當局の主張であり、當時イギリスが東洋において隨處にロシアと衝突してゐた事實から案出されたものであつたが、當時世界の最強國をもつて自他共に認められたイギリスが、やうやく外交舞臺に現はれたばかりの日本と結ぶことは、ほとんど豫想されなかつた。しかるにイギリスは當時獨・奧・伊の三國同盟と露・佛の二國同盟との間に挟まれ、いはゆる名譽の孤立を保つてゐたが、ウィクトリ



ヤ女王が崩御してエドワード七世の治世に入ると、ソールスベリーの保守党内閣はチェンバレン植民相・ランスダウン外相の發意により、當時の國際情勢を察し、永年の孤立外交を一擲してドイツとの提携を策し、もつてヨーロッパにおける同國の地位を確保すると共に、すすんで日本と同盟を結ぶことに決した。かうして日英同盟の交渉は開始され、三十五年（西曆一九〇二）一月三十日イギリス外相と日本側林董公使との間に調印が行はれた。それによつて兩國共に清國・朝鮮の獨立を認め、イギリスは清國、日本は清國・朝鮮國內に特殊利益を有することとし、二國のうち一國が利益擁護のため第三國と開戦する際は、他の一國は中立を守ること、また他の國が第三國に參戦したときは共同作戦をとることを約し、有効期間を五箇年とした。この日英同盟締結により日露提携論は自然冷却し、いよいよ日露間の溝は深まつた。

**日露戦役** 日英同盟締結はロシアを對象とすることは明らかであつたので、その報はロシア當局をいたく刺戟した。ロシアは平和を希望する意圖から從來の露佛同盟を強化して、その趣旨を將來東亞にも及ぼすべきことを宣言してこれに對抗すると共に、他方滿洲問題に關し清國と條約を結び、軍隊を滿洲から一齊に引き上げることを約した。しかるに宮廷内に積極論者が勢力を得ると、この態度を一變し、ベゾブラゾフの滿鮮占領論は皇帝ニコライ二世を動かし、勢ひの赴くところつひに軍隊を各地に駐屯させた。そして森林伐採に名を藉り、鴨綠江左岸にロシアの勢力範圍を設けるを國策とし、極東總督府を旅順に置いて全滿洲をその管下にをさめるに及び、ロシアの意圖は明白となつた。半島獨立保持を堅持するわが政府部内にはしだいに主戰論が漲り、圓滿な解決は不可能となつた。かうして日露間の國交は斷絶し、日本海軍の旅順港攻撃となり、ついで三十七年（西曆一九〇四）二月十日宣戰布告となつた。

日露戦役は兩交戰國のみならず國際關係に大きな波紋を惹起した。日英同盟締結がロシアを對象とする以上、イギリスが戰爭中日本に與へた援助は少なからぬものがあつた。それは日本海軍の増強を援け、ロシア海軍の膨脹を抑壓した。またアメリカは日本の立場に加擔し、とくに大統領ルーズヴェルトが示した有形無形の援助は特筆せねばならない。

一方ロシアはフランスと同盟してこれに對抗したが、フランスのロシアに與へた援助は、英・米の日本に與へたそれに較べてはるかに小さなものであつた。戦局はおほむねわが國に有利にすすみ、三十八年三月の奉天會戰と五月の日本海海戰によつて大勢は決した觀があつた。ロシア國內にも戰爭の前途に自信を失ふ者が多く、わが國でも兵力・財力共に不安を感じ、ひそかに和議の機會をうかがつた。かうしてアメリカ大統領の國際間に占める勢力がつひに平和條約締結をもたらせ、三十八年九月五日わが國の小村壽太郎・高平小五郎兩全權とロシアのウイッテ・ローゼン兩全權との間にポーツマス條約の調印をみるにいたつた。

かうして結果は日本の勝利をもつて結ばれたが、双方の損害はほぼ同程度であり、わが國は領土的にもわづかに南樺太を獲たにすぎず、償金は皆無であつた。それにもかかはらずロシアはこれにより大打撃を受け、政治的・社會的に大動搖を示し、帝政崩壞の遠因をなした。

**戦後の外交** ポーツマス條約の成立により、わが國の國際的地位は著しく重きを加へた。戦後のわが外交方針はロシア勢力の滿洲からの排除と朝鮮の安定をその基調とした。

日英同盟はポーツマス條約の最中に改訂され、わが國は極東からインドにわたるイギリスの權益につい



て攻守同盟の責に任ずることとなり、その負擔は増大したが、双方の利害關係はさらに密接となつた。そののち四十四年に時勢の推移に應じふたび改訂され、わが國が他國と交戦する場合があつても、イギリスは參戰の義務をまぬかれることとなり、漸次その性質を變貌するにいたつた。なほこの機會に有効期限を十箇年と定めたが、本同盟はその満期後、大正十年ワシントン會議をまつて廢棄された。

その他の諸國に對しても協調外交の立場から新情勢に適應する諸條約を締結し、國際關係を調整した。フランスとは四十年六月條約を結び、相互の特惠權益を承認した。アメリカは日露戰役中わが國に好意的支援を惜しまなかつたが、そののち日本が滿洲に積極的經營を行ふに及び、やうやく對日感情が悪化し、ルーズヴェルトはその外交政策の立場から、しだいに日本の掣肘につとめ、ために日米關係は一時險惡化した。四十二年兩國間に覺書を交換し、局面の宥和につとめた。ロシアは國內事情とヨーロッパの外交事情からかへつてわが國と接近し、四十年日露協約が成立し、のちいくたびか改訂された。

**日韓併合** 日露戰役における敗退に伴ふその後のロシアの極東政策の衰退は、半島における列國の立場を著しく變化させた。大韓帝國は日露開戰の當時はもはや獨立を維持すべき力さへ失つた觀を呈した。仁川沖海戰にみられた日本の積極攻勢は、半島における日露勢力の分岐點であつた。日本政府はこの機に乗じて半島における絶對的政策の樹立が戦局の動きに絶大な影響を與ふべきことを認め、その第一着手として、三十七年二月二十三日林權助公使と韓國外部大臣臨時署理李址鎔との間の日韓議定書となつて現はれた。これは純然たる同盟條約であるが、その中にもし韓國が第三國から侵害を受けた場合、または内亂により危険のあるときは、日本政府において臨機必要な手段をとることが認められたこと、及び

相互の承認を経ずしてこの協約に反する協約を締結し得ざることが約された。しかもこのことは韓國政府が直ちにロシアとの間に締結した條約協定全部を破棄した事實によつて示された。日露戰役中、わが政府は韓國内に駐屯軍を置き軍政を布いた。ポーツマス條約において日本は韓國の政治上・軍事上及び經濟上優越權を有し、必要な指導保護及び監理の措置をとり得べき權利が認められた。よつてわが政府はその方法として韓國政府の外交權を接收することとし、米・英二國の同意を得たので、三十八年十一月伊藤博文を大使として韓國皇帝と交渉させ、つひに皇帝の裁可を得て協約に調印した。しかし本協約は實質において韓國獨立の意義を喪失させるものであつたから、朝鮮朝野の憤激を惹起し、民心はすこぶる動搖した。わが政府は統監府を京城に、各開港場に理事官を置いて外交權接收の監理をなすこととした。官制は公布され伊藤が初代統監に任ぜられた。これにより韓國はわが宗主權を認めることとなつたのである。伊藤統監は駐屯軍を背景に半軍政を布き、このため庶政は一新した。かやうな統監政治に對する反對運動は、四十年ハーグ會議における韓國皇帝の密使派遣となつて現はれたが、列國の承認を得るにいたらなかつた。しかもかへつてこれはわが政府の統監政治の強化となり、皇帝は讓位を餘儀なくされ、皇太子の即位となり、日韓議定書はさらに擴大されて統監の權限強化となり、韓國政府は施政の改善については統監の支配を受け、法令の制定、重要な行政上の處分、高等官吏の任免についても統監の同意を得ることに定められ、軍隊は解散させられた。ここにおいて韓國の政情は一變し、政府の實權は全く統監に移り、もはや併合は時機の問題となるにいたつた。

たまたま、ほぼときを同じうした日韓兩國元勳の遭難は併合促進の機會を作つた。すなはち前統監伊



藤博文は四十二年十月ハルビンで一韓人に狙撃されて歿し、韓國首相李完用も十二月襲撃を受けて負傷した。一部韓國人有志の日韓合邦建白書は併合の機を窺つたわが政府の同意するところとなり、慎重考慮の末、つひに四十三年（西曆一九一〇）八月、寺内正毅が新統監として着任するを機に條約案を提示し、この月二十二日寺内統監と李首相との間に併合條約は調印された。ここにおいてわが國は國號を廢してその地を朝鮮と改め、統監を廢して朝鮮總督を置き、以前の韓國皇帝を王とし、皇太子及び大皇帝を皇族とし、その他官制を定めて統治の任に當つた。

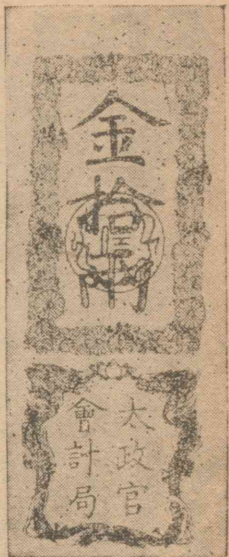
## 第十六章 經濟の發達

### 第一節 資本主義的體制への準備

舊經濟制度の撤廢 江戸時代商業の發達は都市・地方に活潑にみられたが、なほ封建制度に束縛されて十分な伸張をみなかつた。その原因の一つは鎖國による貿易の制限にあつた。しかるに幕末外國との通商開始となると、すでにかなり高度にあつた外國資本主義とここに接觸することとなり、封建的經濟組織は急速に崩壊の一途を辿ることとなつた。かやうな時期に斷行された明治維新は、まづ何よりも第一に封建制度を改變し、資本主義體制を整備するの必要に迫られたのである。

明治四年の廢藩置縣は維新の大變革を一應完成させたものであつた。これによつて中央集權國家の基礎は固まつたので、これを契機に政府の社會的・經濟的改革が實行された。封建的身分制度の撤廢と共に職業・經濟活動の制限束縛は解放された。すなはち問屋株・座の特權は廢止されて營業の自由が認められ、同時に職業・住居の制限も解放されて、各人は生産條件のよい土地に職を求めて自由に移轉できることとなり、ここに近代資本主義への發展の道が開かれた。交通制度も明治二年には關所がごとごとく廢止されて交通は自由となり、驛傳の制度も撤廢されて運輸機關の傳統的獨占が撤去された。これらは政府の開國方針による外商との自由取引の許可と相俟ち、産業の發展に拍車をかけることとなつた。





土地制度の改革によつて從來の封建的農業經濟關係に基づく諸制限は徐々に改革され、とくに地租改正は近代的土地所有權の確認の上になつた劃一的地租制度の基礎を作つた。

新貨幣制度の樹立 維新の變革により舊制度は相ついで撤廢されたので、政府はここに積極的に歐米資本主義諸制度を移植することとなつたが、草創の際として

官札の多端さは

め、歳入がまだ擧らなかつたため財政の困難を感じ、まづその根柢となる貨幣制度の改革を斷行した。江戸時代においては幕府の硬貨と諸藩の藩札などが並び行はれ、すこぶる複雑であつた。政府は當初租税だけに頼らなければならなかつたので、まづ明治元年四月不換紙幣を發行した。すなはち太政官札である。

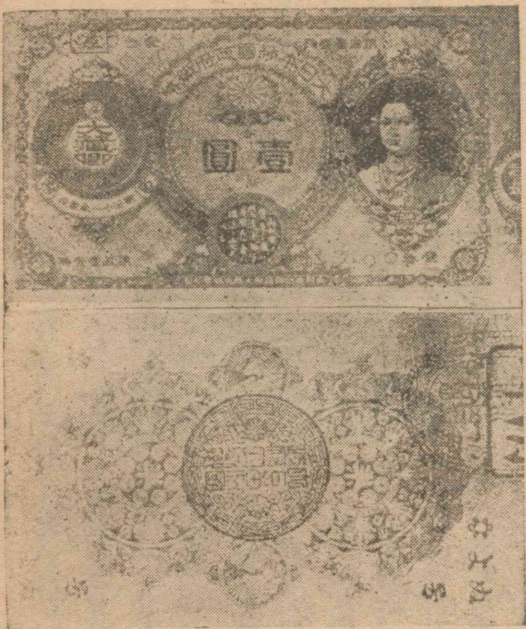


民部省札

ついで翌年民部省札を發行し、その他大藏省兌換證券、開拓使兌換證券などの紙幣が相ついで發行されたが、これらの官札は製造が粗悪で贋造が容易であつたので、五年四月以降新紙幣を發行し、舊紙幣の回收を行ひ、十二年にいたつてこれを完了した。

一方正貨は明治二年太政官内で造幣局設置の布告と共に新貨幣鑄造を發表し、銀貨をもつて本位貨幣と決定し、三年十一月から新貨の鑄造を始めたが、アメリカにあつた伊藤博文から歐米の實情に照らし

横札嘴矢の壹圓紙幣(表裏)



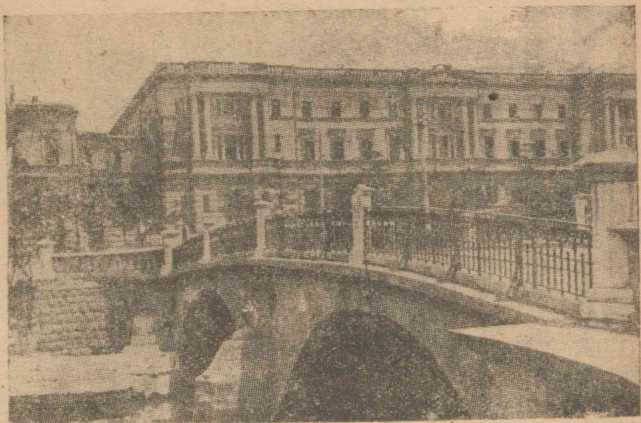
金本位に改むべきことを建議したので、四年五月新貨幣條例を發布した。しかし政府はなほ銀銅貨による支拂ひには制限を加へつとも、貿易銀と稱する一圓銀貨を鑄造するなど、金本位制とは名儀上で實質は金銀複本位制であつた。しかも舊金銀貨は一應新貨幣發行後も交用されてゐたので、通貨の全國劃一化が大いに要望され、七年九月にいたり舊金銀貨の通用停止の發令となつた。

またこれら正貨と共に諸種の不換紙幣が流通して幣制は混亂してゐた。加ふるに國立銀行條例による銀行券發行があり、ここに不換



紙幣・新紙幣・銀行紙幣が互に流通した。さらに西南の役には軍費として歴大なる紙幣が發行されたため紙幣の暴落は甚しく、公債は下落し物價は騰貴した。他方明治八年頃から進行しつつあつた世界的銀價下落の結果、銀の割高な日本へ銀の流入を促進し、代つて金及び金貨が外國へ流出した。明治四年以降十七年までにおける新鑄金貨は五千五百餘萬圓で、うち四千三百餘萬圓は海外に流出し、この結果日本は實質上銀本位國となつた。他方紙幣の増加に比し正貨は減少し、十三年末には流通紙幣の六%にも達しなかつた。ここにおいて財政整理が強く要望され、松方正義の登場となつた。

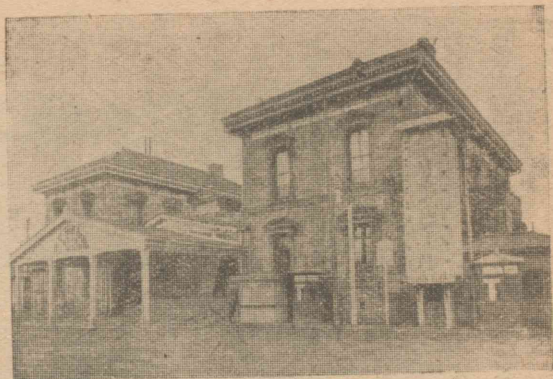
**銀行制度の整備** 新政府は近代産業の助成指導を經濟政策の基調としたので、當然金融・商業組織の庇護助長につとめた。明治元年閏四月設立の商法司は政府のかやうな態度の現はれて、これにより商人の金融の便をはかつた。そのうち商法司は通商司に繼承されたが、これはわが國貿易の獨立的發達を助長するのを任務とした。そして各要地に支署を置き、その下に通商會社・爲替會社を設けた。通商會社は内外商業の振興を目的とするもので取引所の嚆矢であり、爲替會社は幣制整理の目的をもつて設立され、これらは政府の異常な特權と庇護を受け、幕末以來の御用爲替方を中心に地方の富豪を動員して組織されたが、統一性を缺いてゐたのでまもなく失敗した。しかも不換紙幣の濫發により價値は低下をきたし、そのため幣制統一が焦眉の急務となつたので、統一的金融制度の確立が叫ばれ、銀行設立の氣運が生じた。伊藤博文の建議によりアメリカ國立銀行の組織にならつて、五年十一月國立銀行條例が公布され、この結果翌年から東京第一・横濱第二・新潟第四・大阪第五の國立銀行が開業され、銀行券發行と官金出納の事務が特權として與へられた。しかるに金貨の海外流出、紙幣の暴落により營業困難となつた



ので、九年八月改正國立銀行條例の公布となり、正貨の兌換を廢し、資本金額の八割の公債證書を政府に預けて同額の銀行紙幣を發行することが認められた。ここに銀行は好轉し、以後銀行は相ついで設立され、十二年にはその數百五十三となり、資本金の總額も十數倍の四千餘萬圓に増加した。かうして銀行制度は資本蓄積の媒介の役割を果した公債・不換紙幣と結んで急速に發展した。しかしながら反面おびただしい銀行紙幣の發行で紙幣價値の暴落が甚しかつたので、政府はここに不換紙幣整理を急務とし、新たに大藏卿に就任した松方正義は明治十五年日本銀行條例を公布し、中央銀行たるべき日本銀行を設立し、資本金一千萬圓のうち半額を政府の出資とし、在來の紙幣・銀行券を消却すると共に、十七年五月兌換銀行券を發行させて兌換制度を確立した。これにより經濟界はしだいに安定し、十九年から正貨の兌換交換を開始した。

紙幣整理はその後も續けられ三十二年にいたり終了した。なほさきの國立銀行條例は十六年改正され、各國立銀行は創立後二十年をもつて營業をやめるかまたは私立銀行に轉ずるやうに定められたので相ついで普通銀行に轉じ、銀行業は發達した金融信用機關として巨額の資金を運轉し産業の發達を促進させた。



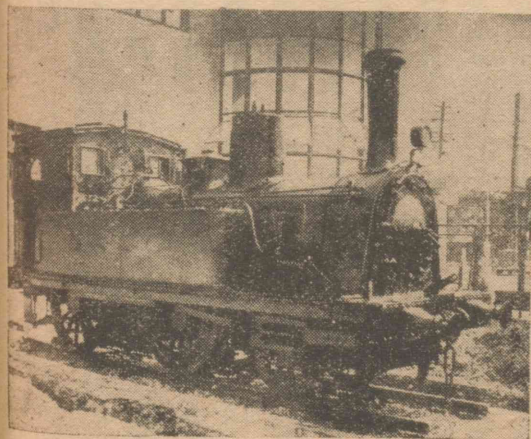


舊新橋停車場

このほか特殊銀行も政府の助成保護により創始され、明治十二年十二月對外貿易の金融機關として政府民間の共通出資をもつて横濱正金銀行が設立されたのが最初である。

**會社企業の發達** 會社企業については明治三年通商司監督のもとに半官半民の回漕會社が設立され、東京・大阪間の定期航路を經營したが一箇年で解散したので、商司は三井に命じ廻漕取扱所を設けさせ、のちに郵便蒸汽船會社を作らせた。また陸運では陸運元會社が設立されたが、八年にいたり全國貨

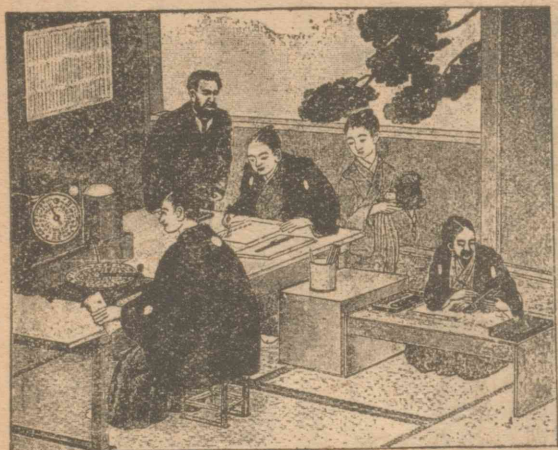
物運送の綜合機關として内國通運會社と改稱した。このほか開墾事業會社として開農社が四年に、鐵道については三井と政府の共同で關西鐵道會社が六年に設立され、また二本松製絲會社が製絲會社の嚆矢として設けられるなど、會社は續々と設けられて、十四年にはその數一千八百、資本金は二千七



第一號機關車

百餘萬圓の多きに達した。

**新交通制度の輸入** 封建的諸制限を廢止し交通の自由を確立した政府は、積極的に新交通機關の移殖に努力した。まづ鐵道については幕末からその氣運が認められたが、新政府はつとにその必要を感じ、明治二年英人の建言によりイギリスにおいて外債を募り、東京・横濱間の鐵道敷設に着手し、二年を要して五年九月開通した。これがわが國の最初の鐵道である。また大阪・神戸間も二年に設置された關西鐵道



信

受

局の手により七年五月に完成し、つづいて京都・大阪間、つぎに京都・大津間が開通し、ここに神戸・大津間の全通をみた。東西兩京を結ぶ鐵道ははじめから企圖されたが、東海道經由と中山道經由とに意見が分れ、かつ經費支辨に苦しみ、そのため遅れて二十二年にいたり、やうやく完成をみた。かやうな政府の計畫と並んで民間においても私設鐵道計畫が富豪の間に起つたが、資金の調達などで運營にいたらず、やうやく十四年に日本鐵道會社が設立され、資本金二千萬圓をもつて東京・青森間の鐵道が計畫された。そして十五年埼玉縣川口から起工し、以來十年を要して、二十四年九月にいたり東京・青森間五百二十九哩が全通した。海運に關してはすでにペリー渡來以後、西洋型汽船の購入



と造船が幕府・諸藩によつて行はれたが、新政府も積極的にこれを保護助長し、廻漕會社を設立した。廢藩置縣に當り諸藩から沒收した汽船を拂ひ下げ、補助金を與へて經營させたのが郵便蒸汽船會社であつた。通信制度については、まづ明治四年以後新郵便制度が東京・大阪間をはじめとして全國に實施され、六年にいたり完成し、從來の飛脚營業を禁止し、全國均一の郵便税率が設けられた。さらに海外諸國との連絡を求め、清國及び朝鮮からアメリカに及び、十年には萬國聯合郵便條約に加入した。

電信も明治二年東京・横濱間にはじめて開通され、のちしだいに擴張をみ、十四年には各地方民の出資により電信局設置を許可し、十八年には電信條約改正を行ひ、全國均一制を實施するにいたり、幹線は全國に敷設されたが、これより先十二年には萬國電信聯合條約に加入した。

## 第二節 近代産業の發生

政府の産業政策 維新の變革と共に、わが國はここに、急速に歐米式産業を移植してこれを整備した。しかも商工階級はこれを擔當することができなかつた。よつて政府みづからいはゆる「富國強兵」を標語として近代的生産様式を官營の形で直譯的に輸入し、さらにこれを民間に普及發達させるといふ方策をとつた。この近代的生産様式を移植して産業を發達させるためには、資本と勞働力が前提條件であつた。政府はこの資本獲得の方法として不換紙幣・公債の發行及び租税の徵收を行つたが、とくに租税なかんづく地租による財政収入こそは政府の産業開發の主要な財源であつた。政府はこの地租収入確保のためには、従前の高率な地代を地主のために確保したほどであつた。近代的産業の成立を資本の供給において負擔したものは、第一にかやうな高率な地代を支拂つた農村であつた。つぎに勞働力の供給者としては十分な資本の蓄積をもたない商人及び手工業者、以前の下級武士階級及び小農民であつたが、その大部分を占めるものは農民であつた。そもそも田地の永代賣買禁止の解除と地租改正とによつてしだいに土地を失つた小農民は、その勞働力をもつて新しい生産様式の實現に必要な方面に流れ出る事となつたのである。

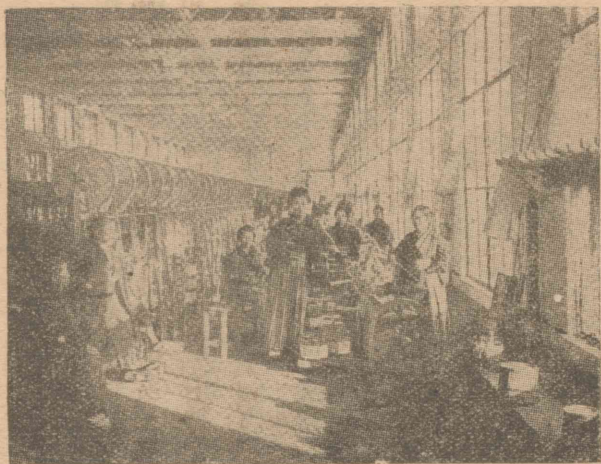
政府はかうして集めた資本をもつて近代産業を興した。しかしながら當時の國際情勢は急速に近代的生産様式をとらざるを得なかつたので、これを實行する場合、必然的に重點主義を採用した。その一つは軍事工業であり、他の一つは纖維工業であつた。

維新前すでに各所に舊幕府及び諸藩の經營にかかる軍事工場が設けられてゐたが、政府はこれらを接收してみづからこれを經營した。その主なものは東京砲兵工廠・大阪砲兵工廠・横須賀造船所・長崎造船所・兵庫造船所・石川島造船所などであつた。そしてこれらの軍事工場運営と關聯して鑛山業・製鐵業などの發達を考へ、まづ舊幕府及び諸藩經營の諸鑛山ををさめてこれを經營し、また釜石鑛山に製煉所を計畫したが、收支が償はないで廢止となつた。若干の化學工業も開始されたが、これら諸工業はまだ附隨的のものにすぎなかつた。

纖維工業は當時激増しつつあつた綿絲・綿布の輸入を防遏するための紡績業と、この輸入を賄ふだけの輸出を増進させるための製絲業とがその中心であつた。紡績業としては、すでに以前から存在した堺



紡績所を、明治五年官營の模範工場としたのをはじめとし、さらに英國から機械を輸入して、愛知及び廣島に官營紡績所の設置をはかった。また製絲業については、當時最大の輸出額を占めた生絲の生産を



富岡製絲工場

機械製絲に轉換させるために、明治五年官營工場として群馬縣富岡に模範製絲工場を設け、フランス式の方法を直輸入して製絲を行つた。このほか勸業局に製絲試験所を設けて、各地方製絲業者の教育機關とした。

他方政府は殖産興業の重要な方策の一つとして博覽會・共進會の開設を行ひ、明治六年ウィーンの萬國博覽會參加をはじめとし、十年には第一回の内國勸業博覽會を東京上野公園に開催し、新産業の普及及び技術の發達をはかった。

政策の轉換 政府の殖産興業政策遂行の機關の中心として華華しい指導的役割を果たしたのは工部省であつた。これは明治三年創設され、十八年廢止となり、その事務は遞信・農商務・文部など諸省に分轄されたが、同省十五年間の諸事業はわが國の新産業發達の大きな基礎となつた。しかし

ながらこれらの事業は決して經濟的に有利に經營されたものでなく、缺損は莫大な額に上る有様であつた。すなはち官營模範工場に要した經費が明治八年六月までに二千三百五十九萬圓であつたのに對し、

収入はわづかに六百七十七萬圓にすぎなかつた。加ふるに紙幣價格の暴落に伴ふ經濟界の混亂は根本的に財政整理を必要とした。ここに松方正義大藏卿の手に爲された新財政經濟政策は、政府の劃期的政策轉換であつたが、とくに産業發達史上重大な意義をもつものは官營工場の民間拂ひ下げであつた。そしてこのことは、他面この轉換を可能ならしめた經濟的諸條件がすでに民間に備はつたことを示すものであつて、それは國立銀行預金及び貸附金の増加によつても明らかである。かうして政府經營の鑛山・工場は十五年頃から漸次民間に拂ひ下げられたが、その拂ひ下げ價格はほとんど無償かまたはきはめて低廉であつて、企業家に巨大な利益をもたらし、ここに財閥擡頭の兆をみることとなつた。

ただ軍事工場及び軍事工業に不可缺の事業は、ほとんど拂ひ下げられなかつたことは特筆すべきことである。そしてこれらの諸産業は他方交通・通信制度の整備と相俟つて急速に發展した。

拂下諸産業 (主ナモノ)

一、鑛山	拂下年	拂受者
高島炭坑	明治七年	後藤象二郎(のち三菱)
油戸炭坑	十七年	白勢成熙
小坂銀山	〃	久原庄三郎
院内銀山	〃	古河市兵衛
阿仁銅山	十八年	〃
大葛金山	〃	阿部潜

第二節 近代産業の發生



釜石 鐵山	明治十六年廢業	十八年 田中長兵衛買收
三池 炭坑	二十一年	佐 佐 木(のち三井)
幌内 炭坑	二十二年	北海道炭坑鐵道會社
佐渡 金山	二十九年	三 菱
生野 銀山	二十九年	三 菱
二、造船		
兵庫造船局	十九年	川 崎
長崎造船所	二十年	三 菱
三、纖維工業		
廣島紡績所	十五年	廣 島 縣
愛知紡績所	十九年	篠 田 某
新町紡績所	二十年	三 井
富岡製絲所	二十六年	三 井

當時政府の産業助成がいかにか強大であつたかの一例として、海運における三菱勢力の伸展がある。さきに政府の補助を受けて設立された郵便蒸汽船會社は、社運不振のため解散された。しかるにこれより先、舊土佐藩士岩崎彌太郎は明治三年九十九商會なる運漕會社を起し、のちこれを改めて三菱汽船會社と稱し、さきの半官半民の郵便蒸汽船會社と競争したが、たまたま臺灣出兵のことが起つたので、政府は汽船を買入れて三菱に委嘱して一切の軍需の輸送に當らせ、ついで郵便蒸汽船會社の解散に當りその事業を繼承させて、政府所有の船舶を無償で下附し、なほかつその上に多額の補助を與へた。ここにおいて

個人經營を公共事業に改めて郵便汽船三菱會社と稱した。かやうな政府の保護政策のもとに海上権は全く三菱の手に歸するにいたつた。この機に乗じて三菱は海上ばかりでなく、十三年には爲替事業を開始し、これを礎石に海上保險業・銀行業・倉庫業へと事業網をひろげ、わが國の經濟界に廣汎な支配力をもつにいたつたので、この獨占保護に對する反對の氣運が生じ、十五年には共同運輸會社が設立され、兩者の間に激烈な競争が發生したが、十八年合併して日本郵船會社が設立された。

**農村經濟の變化** 明治十四年に終つた地租改正が當時の農民に與へた影響は大きかつた。新しい地租は従前の封建的貢租とその額がほぼ匹敵するほどに高く、しかも金納であり、小作料は依然として現物であつたことは、農民をして貨幣經濟の方向に向かはせた。しかも地租の高率と紙幣整理の進行に伴なつて起つた恐慌とは自營農民をして小作農たらしめ、他方大土地所有者の發達をみた。明治二十三年において二町以下の土地所有者は全體の八十七%を示し、しかもそのうち六十%は八反以下といふ零細な土地所有者であつた。かやうな事情はしだいに農作物の商品化を促進させ、とくに米作と養蠶に集中されることとなり、反對に棉作の減退をみるにいたつた。

**貿易の發達** 貿易もまた政府の近代的大産業の保護助成政策の一翼として試みられたが、當時は關稅自主權を持ち得ず、條約の關係上その改正に努力が注がれたが効果がなかつたので、初期にあつては貿易の利はほとんど外國商人の手に占められた。例へば明治十年の貿易額をみても輸出額の九割四分、輸入額の九割五分は外國商館が行つてゐた有様であつた。しかもほとんど輸入超過であつたので、この貿易關係を有利に展開するため、あらゆる方法が講ぜられた。政府の殖産興業政策の代表的指導者である大



久保利通は、その案として一に邦品の海外市場への宣傳、二に邦品の海外試賣、三に民間商人の直輸出の奨励を建議した。よつて政府はこれが實行を試み、博覽會への出品、官吏の海外派遣が行はれた。そして直輸出の計畫は政府の直輸出政策と民間業者の商權回復要求とが結び合ひ、明治九年アメリカに對し生絲の直輸出が行はれたが、その大きなものとして明治十三年横濱に製絲家を中心に設立された同伸會社を擧げることができ、これによつて積極的に生絲の販路が擴大された。なほ同年横濱正金銀行の設立されたことも、大いにこれを助成した。爾來直輸出會社が續續と設立された。また生絲と共に茶の輸出も、各地に製造所を設け、起立工商會社を通じてアメリカに輸出された。このほか種種の商品の輸出が行はれた。

一方輸入品は主として綿絲と砂糖であつたが、なかんづく綿絲は内國産に比し優秀かつ低廉であつたため滔滔として流入し、國內の棉作が衰へたので、政府は機械紡績業の移植にとめた。砂糖も同様な状態で、これもまた機械生産を移植し、同時に甜菜糖の製造を北海道に實施することとした。かうして政府は輸出の促進、輸入の防止に努力したが、關稅自主權をもたなかつたことは大きな妨げであつた。

明治中期までのわが國の經濟は資本主義體制の移入・整備に忙しく、したがつて本格的發展は認められず、ことに資本の缺乏と市場の不足とは大きな障害となつてゐた。

### 第三節 産業改革

#### 日清戰役の經濟的意義

明治二十七・八年の日清戰役はわが國の資本主義の誕生を完成させるべき條

件を與へられた。明治二十年代のわが國は一應近代的な生産様式の移植をほぼ完成させてはゐたが、なほその裏面には幾多の矛盾を藏してゐた。巨額の國債、不換紙幣、地租中心の租稅、産業の官營及び保護主義をその基礎とした資本主義は、早晩國內市場の狹隘化に直面せざるを得なかつた。日清戰役はかやうな經濟的事情を背景に持つてゐた。この戰役に要した經費は二億四十萬圓であつて、その五二%は國債、三五%は特別資金繰り入れ、すなはち軍事賠償金をもつて充てられた。かやうに戰時中日本國內に散布された資金のほとんど全部は借り入れ金であり、これが日本の貨幣資本の蓄積をすすめ、各種軍需品の需要増加と相俟ち、日本資本主義的産業の勃興に寄與した。しかしかやうな巨額の公債募集は當時としては著しく困難であつた上に、資金借り入れは一時インフレーションを惹起させたが、戰爭が日本の勝利となつたことは重大な意義をもつものであつた。とくに朝鮮から清國の勢力を排除したこと、新たに植民地として臺灣を獲得したことは、わが國の資本の市場を確保したが、さらに償金として三億六千萬圓といふ巨額の貨幣資本を得たことは、資本主義活動の原動力となつたのである。その第一の理はれとして貨幣制度における金本位制の確立が擧げられる。從來わが國は銀本位であつた。すでに歐米は早くから金本位制を施行してゐたので、つとにその必要を感じてゐたが、とくに金を獲得する資力がなないので放任されてゐた。たまたま償金を多額に獲得したので、明治二十九年松方藏相はこの機に金本位制を採用することとし、金を輸入して新金貨を鑄造し、翌三十年十月一日から舊銀貨ををさめて金貨を通用させることに成功した。ここにおいて日本の貨幣は世界の貨幣と共通になり、物價も世界的活動の内に動くこととなつた。爾來大正六年金の輸出禁止まで二十年間、日本は純然たる金本位國として世



界資本主義と接觸した。また金本位制の採用と共に、日本の資本主義發達に寄與した條約改正が、この時代にやうやく實を結んだことも、戦役の勝利の影響であることは勿論であつた。

戦後の産業 日清戦役によりその基礎を確立したわが國の資本主義は、その誕生當時から享受してゐた國家の保護のもとに、當時の外交事情を背景としてますますその生産を軍需に向けた。すなはち「戦後經營」の名のもとに政府は陸・海軍の大擴張を行ひ、ひそかにきたるべき戦争の準備に狂奔した。戦後の諸産業はもとよりこの線に沿うて展開されたのである。そして積極的にこの政策を遂行するためには償金だけではなほ十分でなかつたので、ここに政府は増税を斷行し、三十三年にはその年額七千五百餘萬圓に達した。この増税のほかには公債が募集された。この結果企業熱は多少の起伏はあつたがしだいに隆盛となり、戦前千三百にすぎなかつた會社は三十五年には八千六百となり、工場も三千三百から七千八百に増加した。

かやうな企業發達にはその前提として金融及び交通制度の發達が認められる。財政・經濟の異常な擴大に當り、國立銀行の私立銀行への轉換と銀行條令の制定はその發達を助長し、二十六年から三十三年の間に、數において三倍、資本高にいたつては十倍近くの激増を示した。この時代の金融機關の發達を特徴づけるものとして特殊銀行の設立がある。すなはちさきの横濱正金銀行のほかには日本勸業銀行・日本興業銀行・農工銀行・北海道拓殖銀行などである。ここにおいて在來の商業的金融機關のほかに農工業に對する長期かつ低利な融資機關が設立された。なほこのほか新たな植民地臺灣に對する中央銀行として臺灣銀行が開業した。しかし三十四年の恐慌の影響を受け、銀行はやうやくその數を減じ、小銀

行資本の合併が行はれ、ここに急激な資本集中をもたらすこととなつた。

鐵道は官營と共に私設鐵道の進出が著しく、政府の國營方針強行にもかかはらず増加の一途を辿り、三十年には官設六百六十二哩に對し、私設は二千二百八十二哩と三倍を示した。しかるに日清戦役後經濟恐慌が襲ふと、鐵道會社はいづれも打撃をうけ、小資本は大資本に併合されて、私鐵における企業の集中が行はれ、つひに三十九年には私設鐵道の國有が實施されるにいたつた。この鐵道の發達は當時代の産業の劃期的躍進をもたらした不可缺の條件であるが、さらに地方産業の開発に寄與するところが大きかつた。在來の農村自給自足經濟はいよいよ弱まり、工業と農業との相互關係はますます促進された。

海運業も經濟的進出に對應して沿海運輸から遠洋航路へと躍進をつづけた。さきの日本郵船會社は二十六年商法實施により純然たる民業に轉じ、はじめてインド航路を開き、遠洋航路の開拓に志した。このことはわが國の紡績業の發達を助長することが大きかつた。またこれより先、十七年には大阪商船會社が設立され、二十年には淺野廻漕部が設立された。これらの海運業は日清戦役で未曾有の發展をとげ、外國船の購入が盛んに行はれ、郵船は歐洲・北米・濠洲の三航路を開き、世界大汽船會社の列に伍するにいたつた。政府は戦役により航海業保護の必要を感じ、航海獎勵法を發布し、優秀船に獎勵金を與へることとなり、この趨勢に應じ淺野廻漕部は發展的解消をして東洋汽船會社が設立された。船隻も戦前の倍に増加し、なかんづく巨船の發達の著しいのが特徴であつた。

かやうな諸制度の發展の上に立つたわが國の工業は急速に上昇した。しかもその重點が纖維工業を中心とする輕工業と軍事工業を中心とする重工業にあつたことは從來と異りはなかつた。明治三十三年に



は纖維工業は總工場數の七割に達し、職工もまたほぼ七割を占めた。しかもその纖維工業の大部分は製絲・紡績・織物工業であつた。このうち、紡績はこの時代に入つて全く機械生産となり、從來の手紡及び幼稚な機械を壓倒した。生産額も二十四年

綿絲紡績業發達表

年 度	工場數	錘 數	生産高	輸入高	合 計	輸出高
明治十年	三	千本 八	千圓 二	千圓 五〇	千圓 五三	千圓 一
二十一年	一九	千本 七六	千圓 二二	千圓 二〇	千圓 二三	千圓 一
二十五年	元	千本 三五	千圓 二四	千圓 八	千圓 二五	千圓 一
三十年	七四	千本 九〇	千圓 五二	千圓 五三	千圓 五六	千圓 一四〇
三十五年	八〇	千本 二四八	千圓 七〇	千圓 八	千圓 七六	千圓 一九七
四十年	八三	千本 一五〇〇	千圓 九八〇	千圓 八	千圓 九八	千圓 三三〇

明治三十三年現在(十人以上の原動力工場)

製 絲	工場總數	十人以上	五十人以上	一百人以上	五百人以上	一千人以上
紡 績	二二九	一一一	七六	三五	三	〇
	一五三	一〇五	八九	四三	二	

いに行はれたが、その發展には同様緩慢で、經營も家内工業が併存された。これらの纖維工業も工場増加は三十年以降停止して、しだいに大工場經營に移行することとなつた。重工業はまだ著しい進展をみせなかつたが、ただ軍事工業とくに兵器製造・造船業の部門においては、

官營工場を中心としてしだいに發展した。また鑛業部門においても技術の發展は顯著であり、石炭・石油・鐵の生産は飛躍的躍進をとげた。八幡製鐵所が明治三十四年に設立されたことも官營中心の兵器製造の現はれであつた。

このやうに日清戦役以後産業の確立期におけるわが國の資本主義は、軍事工業の發達と對應して纖維工業とくに紡績と製絲において徐々に産業改革に向かつて進行した。そして農民の手工業は漸次奪はれ、それに代つた製絲業は資本の支配のもとに立つことになり、農民をしてますます商品生産の方向に向かはせた。この産業改革が輕工業においてとくに顯著であり、工業的規模がきはめて小さかつたことは、わが國における貨幣資本がまだ十分でなく、かつまた技術の未熟であつたことを示してゐる。

**日露戦役の經濟的意義** 日露戦役に要した諸經費は約十七億圓に上つたが、その八割以上は公債國債によつて充てられた。かやうな巨額の公債は内地において募集困難であつたので、その六割を外債によつて調達し、一部を外國からの軍需品の購入代價に振り當てた。かうして調達された十數億圓は大部分軍需品購入のため支出されたので、貨幣の増加は著しく、物價は昂騰し、インフレーションは進行した。このことは一般的には國內の景氣を刺戟したが、とくに軍需方面に集中したので、國民經濟の上にはしだいに矛盾を生じさせ、農民・都會小市民の生活は逼迫した。勝利に對する喜びはかやうな矛盾を一時抑制したが、戦後償金の皆無であつたことは日清戦役の場合と異なる點であつた。ここに財政問題が著しく重大になつた。戦果を確保するためには巨額の經費を要し、あまつさへ植民地としての樺太はさきの臺灣ほど資源に恵まれず、滿洲における利權確保もまた非常な經費を要した。戦後の經營は一に財政



問題處理から出發せねばならなかつた。

政府はこの對策としてまた増税を立案した。戰時中非常特別税の名をもつて徴收した増税は、税法整理案審査會により固定化され、このほか石油税・織物消費税・砂糖消費税が新設または増率された。すなはち戰後の税制は間接税の膨脹にその特徴が認められる。明治末年には國税中直接税に比し、間接税はおよそ倍の數字を示した。

**産業改革の完成** 戰後の外債の募集と外資の輸入は、わが國の金融力を増大させ、わが國の經濟範圍は滿・蒙から樺太に及んだので、内地の産業もその規模を擴大するにいたつた。日清戰役までは金融及び運輸事業の發達が中心であつたのに比べ、いまや主要工業が産業改革の中心となつた。

そもそも日清戰役前後におけるわが國の工業は、輕工業とくに織維工業部門が中心であつたが、この時代以後の發展を特徴づけるものは重工業部門一般の確立であつた。もとより以前にもすでに重工業は存在したが、それは軍事工場とくに官營の兵器工場及び造船・鐵道工場であつた。それがこの時代に入ると、民間資本の發達が顯著にみられた。機械工場の如きは三倍の多きを加へた。これは戰勝による原料資源の確保と軍事的必要が拍車をかけたのであつた。そして全工場の生産の機械化は高度に進んだ。この發達の一例として鐵鋼の生産と需要をみれば、需要においては明治三十年代と四十年代とで約二倍の増加を示してゐるが、國內生産は鉄鐵は需要の四十%から六十%に上昇して輸入を追ひ越し、鋼鐵は十六%から四十%に増加したことは、重工業生産の確立を意味するものであつた。なほかやうな大工業生産確立と裏附けるものとして電氣事業の發達が挙げられる。その資本金は十年間に約二十數倍し、發電力も同様の驚異的躍進をとげた。

かやうな重工業の發展に比し、輕工業である織維工業もまた著しい進展をみせた。生産の集中、資本の集積は綿絲紡績業にとくに顯著にみられ、機械化はさらにすすんだ。一會社の生産高は二倍にあがつた。他方製絲業においては、大工業生産は座練の小經營もしくは家内工業を存続させつつ發達したが、やはり紡績業ほど急速ではなかつた。明治末期においては、工場數に於いても職工數においても、全工場中首位を占めたのは依然として紡織業であつた。これらの織維工業はその國家的保護が大體において薄いにもかかわらず、かやうな發達をみた理由の一つは、勞働賃銀の低廉によるものが多く、これはまた他面勞働問題として世人の注目するところとなつた。

かやうな工業の進展に比し、農業生産は正に停頓状態を示した。農村の自給自足經濟はますます崩壊し、自家消費を主要目的とする農作物及び外國・外地農業などの壓迫をうけた農作物はしだいに凋落し、市場を目的とした商業的農産物が増大したことは棉作の凋落と桑園すなはち産繭の増大に最も明瞭にみられる。米もしだいに輸入超過となり、廉價の臺灣米・朝鮮米が供給され、米の商品生産化を促進させた。かくて食糧農作物に對する輸入關稅の設定及び引き上げが必要とされるにいたつた。

工場統計 數字中上段は明治三十六年、下段は大正三年を示す

	織維工場	機械工場	化學工場	飲食物場	雜工場	特別工場	計
工場數	4537 8541	473 1401	1075 1770	1073 2663	792 2507	324 180	8274 17062
原動力工場	2381 5235	300 1137	278 844	328 1108	457 1349	208 160	3741 10334
勞働者數	270974 536299	34223 87825	49988 84096	35920 58360	34222 78780	58512 88044	483838 853964

(特別工場トハ電氣業金屬精鍊業等)



明治末期にはわが國も一應産業改革の過程を終へ、生産の主要な部分の機械化は實現したが、なほこれを世界經濟の上からみるときは、むしろ農業國であつた。

主要産業生産力指數(明治二十七年を100とす)

年 度	農 業		工 業			鐵 業	
	米	麥	生絲	綿絲	織物	造船	鐵
明治二十年	九九八	九七八	五七九	七九	三七八	三七二	七六六
二十七年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三十年	九七三	九〇八	一一八〇	一七四八	一七一六	三三三	一四〇〇
三十五年	三五九	九三〇	一五九〇	二六三六	三二一九	四〇〇八	一五五〇
四十年	二四三	一一六	一七三	三三三	三三八三	七四五六	二六七三
四十四年	二五二	一一五	二四五五	三八六三	四四三	一〇五九	三三七

額は明治三十年と末年とを對比すれば、輸出高におよそ三・二倍、輸入高において二・八倍の増加を示し、總額十一億圓に達したが、輸入品の五五%は原料品で、一六%が原料用品で、一〇%が全製品であるのに比し、輸出品の五一%は原料用品で、二八%が全製品であり、産業改革といふも、まだ初步的段階にあつたにすぎなかつた。

輸出貿易品種目別割合表(%)

年 次	食料品	原料品	原料用品	全製品	其他製品
明治三十年	一一八	100.0	五〇八	二二〇	二八
三十五年	一一〇	100.0	四六五	二九〇	二二
三十八年	一三四	八五	四三三	三三〇	三七
四十二年	一一七	八九	四八六	二九六	一〇

輸入貿易品種目別割合表(%)

年 次	食料品	原料品	原料用品	全製品	其他製品
明治三十年	二四三	二四四	一六六	三三四	一一
三十五年	一八一	三六六	一四四	二七三	一四
三十八年	一九八	三三七	一八九	二六八	一六
四十二年	一三〇	四二九	一八三	二五二	〇六

明治末期の經濟界 日露戦役後の近代産業發展時代は、すでに急速な生産及び資本の集中を伴つたが、このことはひいては金融・信用の擴大を招き、かつそれに助成され、銀行資本による産業の支配がもたらされた明治末期十年間における全國銀行の拂込資本は三億圓から六億圓に、預金高は八億圓から二十億圓に、貸附高は十億圓から二十八億圓へと飛躍的增加を示してゐる。しかも銀行の數はかへつて減少し、銀行資本の集中が明白に現はれ、ここに大銀行が出現した。また近代産業の發達と並行した會社組織の増加もその中心は株式會社で、一社平均の資本金高を増大し、數において總會社の半分に満たぬにもかかはらず、資本金では九〇%近くを占めるにいたつた。かうして金融資本の支配力は明治末にすでに顯著となり、四十二年には十六銀行から成るわが國はじめての國債引受シンジケートが組織された。

金融資本の増大と資本の集中とは企業の大規模化をますます助長した。これは漸次一業種内における少數大會社の獨占的傾向を一層大にした。この傾向は大正時代以後著しくなつた。この大資本の産業獨占こそいはゆる財閥の産業支配の傾向を示すものである。

一労働問題の發生 資本主義經濟の發展につれ、手工業・家内工業はなほ残されてはゐたが、多くは機械工業・工場工業に移り、各種の工業生産品の大部分は各工場から送り出されるやうになり、多くの男女工がその中で労働することとなつた。しかるに政府や資本家の労働者に對する保護・待遇は甚だ不十分であつた。とくに製絲業・紡績業には女工を使用することが多く、しかも多くは未成年者であり、さばめて低廉な賃銀で、しかも衛生設備の不十分な工場で長時間ことに夜業をも強制され、その弊害は甚しかつた。これは時代のすすむと共にますます烈しく、明治四十年末には私立工場一萬五千の職工總數五



十八萬四千人のうち六三％は女工であつた。しかも全職工數の五〇％以上は十四歳以上二十歳未満であり、労働時間も稀には十八時間にも及ぶ様であつた。日給の如きは十四歳以上は二十四錢、十四歳以下は十四錢であつた。當時の物價は白米一升十八錢であつたから、これをもつても想像されよう。わが國の纖維工業の發達が、かやうな犠牲のものになされたことは注目し値するものである。

これに對する政府の施策はきはめて消極的であつた。國內に活潑な社會運動が發展すると、やうやく四十四年にいたり工場法を制定し、労働者保護に乗り出したが、みるべき効果はなかつた。

なほ社會事業も古く明治二十年日本赤十字社が皇室の御内帑金の下賜をうけて慈善事業を行つたが、四十四年に明治天皇から御内帑金百五十萬圓の御下賜を得て恩賜財團濟生會が設けられた。このほか民間にも種種の社會事業團體の發生をみ、明治末年にいたり漸く盛んとなつた。

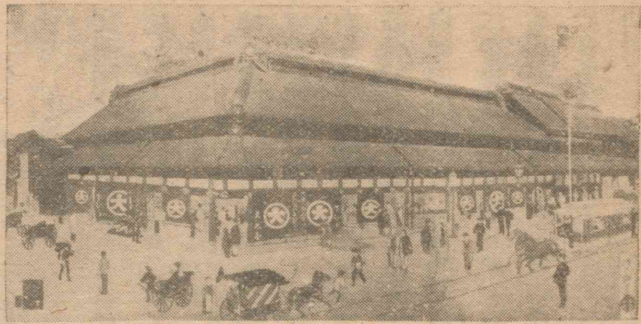
## 第十七章 明治文化の展開

### 第一節 思潮の推移と教育の確立

**文明開化** 明治維新は制度の上からはなほ幾多の不徹底さをまぬかれなかつたが、觀念的にはかなり徹底した進歩思想が普及してゐた。四民平等・斷髮令・帶刀廢止・非人らの差別撤廢などはその現はれであつた。さらに明治政府の開國主義に導かれ、西洋の文物と共に西洋思想はますます盛んに流入し、なほ社會の一部には守舊派の思想は存在したが、文明開化は實に當時の流行語となり、歐米事情に通じない者は頑迷な者と斥けられるほどであつた。

かやうな西洋思想をわが國に紹介し普及させた大人物は福澤諭吉であつた。彼は早くから徹底した開國論者で、身分制度の束縛を厭ひ、蘭學並びに英學を學んだのち、歐米に赴いてその文明に接し、歐米事情を「西洋事情」(慶應二年刊)によつてわが國に紹介した。この書は歐米文明輸入の魁となつた。この書についてわが國思想上重要なものは明治五年刊行の「學問のすすめ」であり、はじめて彼の主張を大膽卒直に表明し、いはゆる自由民權の思想を鼓吹した。また「文明論之概略」は當時の混沌とした思潮のうちに西洋文明を了解させたが、このほか數多くの著述はいづれも彼の指導的思想家の面目を示すものであつた。





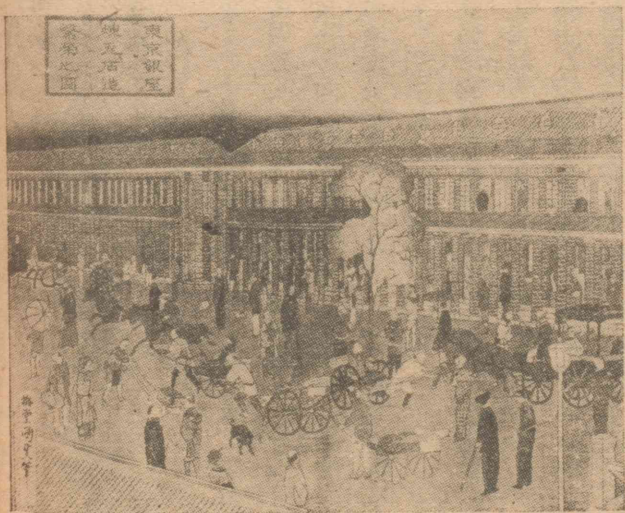
明治初年東京風景

福澤について中村正直は英國遊學から歸朝して英國流の功利主義、すなはちスミス・リカルド・スベンサー・ミルらの學說の紹介につとめ、同人社を組織して社會教育の普及に志した。スマイルスの「自助論」を翻譯した「西

國立志篇」は福澤の著作と相並んで明治初期の讀書界を風靡した。

これらのイギリス思想と共にルソー・モンテスキューの流を汲むフランス流自由主義思想は箕作麟祥・板垣退助・中

江兆民らによつて移入された。中江の「民約譯解」、馬場辰猪の「天賦人權論」は人民の思想の上に大きな影響を與へた。なほこれらイギリス及びフランス流の思



明治初年銀座風景

想のほかキリスト教博愛主義が新島襄らによつて紹介された。かやうな種種の思想は人民に對し、人間各個の價値の尊重、人間平等の觀念を與へ、政治的には民選議院開設運動を唱道するにいたつた。

これらの新思潮に對し、しだいに國學者・漢學者の中から保守論が叫ばれた。加ふるにドイツ流の國家主義的思想が強まりつつあつた。まさに「眞政大意」「國體新論」などの著書により天賦人權説を唱へ、極端な自由主義思想家であつた加藤弘之は、まもなくドイツ思想を承けつぎ、「人權新説」を著して弱肉強食の進化論を採用し、ルソーの説を斥けた。しかもこの國家主義思想は當時の支配層に立つ爲政者の理論的武器となるに及んで勢ひを得た。功利主義者・自由主義者は等しく志を得ないで野に下り、あるひは没落し、わづかに民間の學者・評論家に限られる有様となつた。フランス流自由主義者西園寺公望の主宰する東洋自由新聞もわづかに三十四號をもつて廢刊せざるを得なかつた。

かやうな際、政府の最大の指導者である伊藤博文は獨・塊の新知識すなはち歐化的國權主義をもつて歸朝し、自由主義者の没落を餘處に、立憲政治樹立の指導理念としてドイツ思想をとるにいたつた。かやうな政府の理念に従ひ、思想界のみならず政治・軍事・學問・文藝などにおいて、ドイツ文化は最も盛んに攝取されることとなつた

歐化主義とその反動 政府は條約改正促進のためその組織を強化して、伊藤みづから内閣を組織し、急激に歐化主義を奨勵した。すなはち一方において國權主義を唱へつつ、他方極端な歐化主義をその政策とした。その結果いはゆる鹿鳴館時代が現出し、上流階級は衣服はもとより社交上の禮式にいたるまで、わが國の舊慣をすてて歐風を模した。從來人民の一部の間に唱へられた男女同權論もしだいに具體



化し、女學雜誌・女學新誌などの婦人雜誌が相ついで發行され、婦人問題は急激に昂まるにいたつた。政府によつて採用された歐化主義は勢ひの赴くところ極端に走り、あたかも手段であるものが目的であるかのやうになるにいたつたので、しだいに反動が現はれた。國粹保存を唱へる運動は發生し、とくに三宅雄二郎・井上圓了・杉浦重剛らによつて組織された政教社が、雜誌「日本人」において人民が猥りに歐米を模倣するのを攻撃した。なほこの頃注目すべきことは社會主義思潮が現はれたことである。明治二十年頃からこの思想はやうやく自由主義に對して社會の一隅にはじめて現はれた。徳富蘇峰はその先驅者で、彼は「國民の友」を發行し、泰西の社會主義を紹介輸入した。この思潮は酒井雄三郎により引き繼がれ、しだいに社會問題に結びつくにいたつた。

**日本主義の發生** 國粹主義と歐化主義との衝突により、二十三年に教育勅語が發布され、やがて日清戦役が起ると共に、やうやく人民の國家意識が昂められ、この傾向は日露戦役の勝利によつてさらにすすめられた。日本武士道、極端な國家主義が高唱されたのもこの時代である。しかも一方産業改革の進捗と共に、國內には種種の社會問題が發生するに及び、さきの社會主義思想は人民の間にしだいに擴がり、活潑な議論が展開された。しかしかやうな運動はしだいに抑壓されて、大きな勢ひにはならなかつた。

**學制の頒布** 明治四年廢藩置縣斷行の直後、文部省が新設されると、翌年八月學制が頒布された。これはフランス作麟祥らの洋學者を中心とした學校取調御用掛のもとに、翌年八月學制が頒布された。これはフランスの組織的・統一的制度に倣つたもので、さきの國學中心の方針はここに轉換することとなつた。その項目をみるに、初等教育に重點を置き、つぎに師範教育と女子教育の必要を説き、商業學校の設立と翻譯



第一節 思潮の推移と教育の確立

事業の急を説いたことは當時の教育と社會情勢との關聯が窺はれる。なほその太政官布告に「自今以後一般ノ人民華土族ノ農工商及婦女子 必ス邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」とその精神を述べてゐる。

**最初の國定教科書** この學制に従ひ各種の學校は新設または増設され、人民一般の向學心はいよいよ昂まつたが、この制度は實際の經驗に基づいたものではなく、諸國の制度を參照して作つたものである上に、劃一厯大にすぎるので十二年九月廢止され、教育令が公布された。本令は當時の思潮の影響を受け、自由主義的制度を目標とし、劃一主義を廢し、さほめて簡潔なものであつた。しかしこの教育令は反動的にすぎあまりに自由主義であるために、民間に教育輕視の風を生じ教育界は頹廢したので、翌年改正教育令を公布し、教育行政を振肅し、義務年限を延長して大いにその振興をはかつた。



かうして教育法規は整頓し、教育施設もしだいに備はつたが、教學の思潮は當時の歐化思潮の影響を受け、しだいに維新の方針と相反するにいたり、やがて思想界は混亂に引き入れられた。ここにおいて教育界の革新もまた強く要望された。森有禮の改革はかやうな時代の所産で、その改革は政府の施策と密接な関係のあつたことは勿論であつた。十八年十二月文部大臣となつた森は翌年學校令を公布し、その方針を明示した。その主張は國家主義教育の樹立にあつた。すなはち政府の抱く近代國家主義の立場に立つた教育制度の確立であつた。かうして十九年帝國大學令をはじめ、諸學校通則・小學校令・中學校令・師範學校令など相ついで制定され、これにより國家意識の昂揚をはかる政府の意圖が明示された。しかし社會の思潮は依然として對立が烈しく、道德教育の方針は動搖をまぬかれなかつたので、明治二十三年十月三十日、明治天皇は教育に關する勅語を下賜あらせられ、明治教育の龜鑑はこれにより定められた。なほこれにつづいて井上哲次郎は勅語衍義を著し、その趣旨の貫徹につとめた。

**教育機關の整備** 學制は學區制度を布いて全國を八大學區に分ち、一大學區を三十二中學區に分ち、一中學區を二十の小學區に分つた。明治十二年上述の學區制は廢止され、小學校の設立は町村の自由裁量にゆだねられ、義務年限は十六箇月以上と定められたが、これは翌年三箇年に延長された。森文相の改革によりさらに四箇年となつたが、四十年には六年と定められた。そして就學率も漸次増大した。

明治二十年

四六・三二%

三十年

六六・六五%

四十年

九七・三八%

四十四年

九八・二〇%

中等教育については、十九年の中學校令により尋常中學校は府縣の管轄とし、高等中學校は文部省直轄とし、その數は全國を通じ五校に限定した。のち尋常中學校は中學校と改稱され、女學校が明治三十二年前後から設立された。明治二十七年高等學校令が設定され、もとの高等中學校は高等學校と改稱された。本令において大學豫備教育機關として別に大學豫科が設けられたが、のちにいたり獨立して専門學校となり、高等學校は純然たる大學豫備學校となつた。



工部大學校

師範教育については早くも明治五年師範學校が、七年には女子師範學校が教師養成の目的で東京に設けられ、そのち各地に増設された。師範教育令はこれを尋常師範學校と高等師範學校とに分ち、各府縣に尋常師範學校一校を置き、地方税をもつて支辨させ、東京に高等師範學校を置き、官立とした。また専門教育は専門教育令發布ののち、官立・私立共に著しく發展した。

大學については、明治元年東京に、さきの江戸幕府時代の昌平黌・醫學所・開成所を再興し、そののち改めて大學本校・大學東校・大學南校と稱したが、明治三年大學本校を閉鎖し、他の二校はそののち合併



して東京大學とし、法・醫・文・理の四科を設けた。明治十九年帝國大學令が發せられ、大學には帝國の名が冠せられ、國家の須要に應ずる學術・技藝を教授し、併せてその蘊奥を攻究することを目的とし、工部大學・農林學校を併せて綜合大學の實を擧げた。これが現在の東京帝國大學で、のち三十年には京都帝國大學、四十年には東北帝國大學、四十三年には九州帝國大學など相ついで設けられた。

以上は官立であつたが、私立學校も明治初年からみられ、福澤諭吉によつて創立された慶應義塾はその先驅であつた。のち中村正直により同人社が、新島襄により同志社が、近藤真琴により攻玉社が設けられ、英學・漢學などが教授され、いくたの人材を輩出した。爾後最も發展したのは慶應義塾及び同志社と、大隈重信により創設された東京專門學校（のちの早稲田大學）などで、これらは學問の發達に寄與するところが大きかつた。

女子教育は明治初年の歐化主義の影響を受けて、男子教育と共にその必要が力説された。明治五年大學學校の境内に女學校が設けられたが、初期における女子教育は概して不振で、わづかに水交女塾・跡見女學校その他が設立されたにすぎなかつた。やうやく三十二年にいたり高等女學校令が公布され、爾來内容の整備改良がしだいになしとげられることとなつた。

## 第二節 宗教の變遷

**神佛分離** 江戸時代に佛教は幕府のキリシタン禁制の政策により特別に庇護を受け、國民生活のうち

に浸潤し、國教の如き觀を呈したが、信仰の方面はすこぶる沈滞した。しかるに明治維新となると、政府は神道を尊重して佛教を輕んじ、明治元年には神佛分離の令が發せられるにいたつた。これにより僧侶の神社管理は停められ、神社における菩薩・權現などの佛教的稱號は廢止され、神社に浸潤した佛教の勢力は斥けられた。このためいはゆる廢佛毀釋の運動は各地に行はれ、寺院は焼かれ、佛像は破壊され、寺院は著しく迫害された。

**教部省の設置** 神佛分離によつて神道ははかに地位を高め、さきに太政官七官のうち置かれた神祇官を新たに太政官の上に置き、四年八月には神祇省と改稱し、祭祀のことをつかさどらせた。しかるに他方廢佛毀釋に憤激した佛教徒が各地に騷亂を起すと、政府もまたその傳統を尊重し、佛教徒の建議を參酌して翌年神祇省に代つて教部省を設け、神道・佛教の教義・教則及び一切の事務を管理し、神職・僧侶と共に教導職に任じた。そのうち大教院が設置されたが、佛教徒の不滿が甚しく、まもなく廢された。十年には全く教部省を廢し、その事務を内務省に移管した。

**キリスト教の復活** キリスト教は江戸時代嚴重な禁壓を蒙り絶滅したかにみえたが、九州とくに長崎地方には、潜伏してひそかに信仰を維持する者があつた。幕末通商條約締結以來キリスト教は琉球・朝鮮を足場とし、宣教師は外交使節の一員として來朝すると、從來の禁壓方針と摩擦を生ずるやうになつた。明治政府も當初制札をかかへて嚴禁の方針を明らかにし、たまたま發見された長崎浦上の教徒三千人を檢擧し、各藩に預けてその改宗につとめた。この處置に列國公使は抗議を提出したが、政府はこれに應じなかつた。しかし歐米文明の移入と共にキリスト教に對する關心も深まり、宣教師による布教が



しだいに行はれた。さらに明治四年條約改正の協議のため歐米に赴いた岩倉特派大使の一行は、列國からキリスト教禁制について抗議を受けたので、政府の希望する條約改正はキリスト教禁制解除が先決であることを痛感し、歸國後信仰の自由を認むべき旨を上申し、ここに政府は方針を一變し、六年二月にはキリシタン禁制の高札を撤去し、さきの浦上教徒を釋放した。しかしこれはキリスト教を禁止しないといふだけで、公然と認容するまでにはいたらなかつた。

ここにおいて外人宣教師は大いに布教につとめ、また各方面に招聘された外人も學藝の傳授と共にキリスト教思想の普及をはかつた。すでに明治五年には横濱の外人居留地に十一名の會員から成る日本キリスト公會が創設されたが、これはわが國の最初の新教教會である。またロシア正教會のニコライも同年布教の中心を東京駿河臺に置いた。このほか、ヘボン・フルベッキ・ブラウン・ゴープルらは著名な宣教師で、明治初期の文化に寄與するところが大きかつた。他方わが國人で傳道に携はる者も漸次増加し、中村正直・新島襄らはその中心であつた。中村はもと幕府の儒官であつたが、幕末にイギリスにわたり文物を研究し、歸朝後キリスト教化された儒教主義を唱へ、キリスト教を公許奨励すべきことを力説した。新島は幕末に國禁を冒してアメリカに赴き神學を修め、歸國後育英・傳道をもつて一世の革新をはからうとし、八年十一月京都に同志社英學校を創立した。そして歐化思潮に恵まれ、教化事業は急速度に發展した。

**宗教界の紛糾と信教の自由** 神道の隆盛とキリスト教の勃興とは以前種種の特權を賦與されてゐた佛敎との間に烈しい闘争を展開し、いはゆる敎育と宗教の衝突は各所に現はれ、世間の視聽をあつめた。

しかしかやうな情勢に刺戟され、佛敎界も目醒め、學校を興し慈善事業を經營して一般の注目をはき、また内部制度の改革を斷行し、他方佛敎界の發達と相俟つて有力な宗教の一つとしての地位を保つた。神道も三條の敎憲に則とり敎義の普及につとめ、黒住敎が一派の設立を許されたのをはじめとし、江戸時代からの扶桑敎・金光敎・天理敎から新神道十三派の敎派神道が現はれ、神道興隆の氣運に乘じ布教に當つた。キリスト敎もしだいに民情習慣に適應するにいたり、ことにプロテスタント派の勢力はますます大きくなつた。

不	元	行	の	部
形	勢	目	今	興
興	廢	競	神	道
佛	道	道	道	道

かやうに明治初期の宗教界は一般的風潮の影響を受け、いくたの變遷をみたが、なかんづく從來禁ぜられてゐたキリスト敎が歐化主義の發展に伴ひしだいに發展し、政府もつひに默認するにいたつた。かうして明治二十二年にいたり憲法が制定され、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定されて、ここにキリスト敎は神

道・佛敎と共に積極的に布教を試みるにいたつた。



## 第三節 諸科學の發達

洋學の輸入 江戸時代わが國人は蘭學を通じ西洋の自然科學を相當攝取してゐたが、開國と共に急激に諸學の流入をみ、さらに維新となつて開國進取が國是として唱へられると、西洋の學術は相ついで紹介され、洋學のもつ科學的研究方法と體系により、わが國の學術は急激に進歩した。そして當時の國情は自然科學をはじめ、法律・經濟などのいはゆる實學を發展させることとなり、政府は積極的に歐米學者を招聘し、同時に俊才を海外に留學させ、國家有用の學者・技術家の養成に努力した。他方教育制度の整備と教育の普及と共に伴ひ、國民の知識は加速度的に上昇した。

精神科學 江戸時代に發達した儒學及び國學は幕末において尊王論の高唱により特殊の展開を示すにいたつたので、維新後の急激な状態に當つては、その用に應ずることができなかつた。歐化思想の流行と共に洋學はこれらを歴し、政治體制の整備、國民生活の改善のため、歐米の學術を參酌した政治・法律・經濟の研究が大いに叫ばれるにいたつた。ことに法律においては法典の編纂の必要上西洋法律學の研究が起り、初期には當時最も進歩してゐたフランス法が主として輸入され、これと共に英・米の學もまた行はれたが、伊藤博文の歸朝後ドイツの法律が大いに盛んとなり、帝國憲法がこれを範とするに及び、獨法學は法學界を風靡し、公法・私法共にドイツ法中心に行はれた。

哲學もまた初期には英・佛などの功利主義・實證主義の風が盛んであつたが、のち理想主義哲學であるドイツ哲學が主流をなすにいたつた。かやうな風潮は他の諸學にも齊しくみられ、歴史學でもはじめはギゾー・バックルらの佛・英史家の影響を受けたが、しだいにドイツ史學が輸入され、ランケの史風が學界を風靡し、のちランブレヒトやマルクスの史觀が現はれた。經濟學もアダム・スミスの富國論やリカルドの經濟論が紹介されたが、のちドイツ經濟學が學界の中心となつた。文學も英文學・佛文學の影響を受け、獨文學がこれに加はつたが、その翻譯が明治文學に及ぼした影響は甚だ大きなものがあつた。

かやうな諸學術の發達には渡來した學者の力によるところが多く、例へば法學のポアンナード、哲學のケーベル、歴史學のリースの如きが著名であつた。

學術においても、かやうな歐化主義に刺戟されてわが傳統文化の自覺がやうやく起り、ことに日清戰役後、東洋哲學研究は漸次隆盛になり、インド哲學・支那哲學においては村上專精・南條文雄・井上哲次郎らの學者の研究が現はれた。國史に對する研究もこの頃から盛んとなり、國史學科が新たに設けられ、二十八年には史料編纂掛が設けられ、漸次大日本史料・大日本古文書が出版された。また古典に對する研究についても、さきに皇典講究所・皇學館が開かれ、大學内にも古典講習科が設けられて、やうやく盛んとなつた。

自然科學 江戸時代にその中心であつた醫學は、オランダ醫學について明治初年には英・米醫學が主として輸入されたが、フルベッキが來朝するに及びドイツ醫學が移植された。そしてドイツ醫學が最も世界的に卓越することを建言するに及び、わが國の醫學はこれを採用し、續々とドイツ醫學者が招聘された。中でもベルツ・デーニッツらは著名であつた。かうしてわが國の醫學は急速に進歩をとげ、緒方



正規・三浦守治・北里柴三郎・野口英世らの輩出をみ、歐米學界に名聲を擧げるにいたつた。數學は維新前かなり進歩してゐたが、明治に入り菊池大麓・藤澤利喜太郎らが西洋に留學し、かの地の數學を輸入してわが國數學界の基礎を定め、天文學では寺尾壽が佛國の天文學を採用したが、東京天文臺の設置により研究は著しく進捗し、平山信は新小屋「東京」を發見し、木村榮はZ項を發見し、わが學界の名を内外に發揚した。物理學・化學は山川健次郎・長岡半太郎・松井直吉らにより、動物學は米人モールスにより、植物學は矢田部良吉により、人類學は坪井正五郎・モールスにより、地震學は大森房吉により、それぞれ西洋學術の粹をとつて學界に進歩をもたらした。自然科學においても、明治時代はおほむね西洋の紹介模倣、翻譯に始まつたもので、獨創的研究は明治末期以後に俟たざるを得なかつた。

**出版事業の隆盛** 明治文化の興隆は印刷術の進歩によるところがきはめて大きかつた。印刷は久しく木版印刷であつたが、幕末から明治にかけ、長崎のオランダ通詞本木昌造は苦心の末西洋の技術をとり活字の製法を研究して活版所を開いた。これから活字印刷は長足の進歩をとげ、交通・通信機關の發達に伴つて、新聞・雑誌の刊行をみるにいたつた。

すでに幕末には早くもバタビヤ新聞をはじめ、岸田吟香の發行した新聞紙があり、横濱で英人の發行した萬國新聞紙もあつたが、維新後その數にはかに増加し、政府の太政官日誌、民間のものもほ草などがあり、ついで横濱毎日新聞をはじめとし、日刊新聞の發行されるものが多かつた。明治二年には新聞紙印刷條例が布告され、五年頃から東京日日・郵便報知・讀賣・曙などの諸新聞が起り、新文明の先覺をもつて任じた。のち政論が盛んとなると、新聞はその社説に重點を置き、政治の得失を論難した。



明治初年の日刊新聞(横濱毎日新聞)

雑誌ははじめ新聞と判然區別し得ない形態と内容であつたが、二十年頃から發達して、政治・經濟・道德・宗教・風俗などの評論を掲げ、ついで文藝雑誌も出で、さらに學術の發達と共に専門雑誌も續出した。また書籍の出版もはじめは翻譯書が多かつたが、のち専門の書籍の出版が大いに盛んとなり、國民的教養を向上させるにいたつた。

### 第四節 文藝

**初期の文學** 明治維新後、文教は廣く國內に及び、文化は絶えず海外から流入し、わが國社會の發展は實に目覺ましいものがあつた。ことに印刷術の進歩は文學界に一大發展の機を與へた。しかしながら政



體は一變したが、文學への影響は直ちには現はれず、なほ江戸末期の延長であつて、江戸戯作者の流れを汲む假名垣魯文らの形式的勸善懲惡主義の作品が横行するにすぎなかつた。のちやうやく政治家による政治思想の小説化が現はれ、矢野龍溪の「經國美談」、東海散士の「佳人之奇遇」などが最も著名であつたが、さらに翻譯小説が現はれ、際立つて大衆の好奇心を喚起した。これらはいづれも時代を反映した一種の傾向小説であり、また文學としての價値は少かつたが、讀者に與へた感激は大きかつた。

**小説** 明治十八年坪内逍遙が「小説神髓」を發表したことは、明治文學に一大轉機をもたらした。彼はこの新文學論により、小説の本道が寫實にあるべきだとの理論を展開し、新しい小説道の體型と新文學の神髓を説いた。ついで「當世書生氣質」を發表し、その態度を作品上に示した。この影響を受けて寫實主義小説は盛んとなり、二葉亭四迷はロシヤ文學の影響を受けて小説「浮雲」を著し、さらにその氣運を助成した。このほか尾崎紅葉・山田美妙らは硯友社を作り、續續傑作を發表して名聲を博した。同時代に出た幸田露伴は浪漫主義に立つ理想小説「五重塔」などを出した。

紅葉一派の硯友社が文壇を賑はしてから三四年、明治二十四五年にいたると寫實主義はやうやく飽かれ、浪漫主義が迎へられるやうになつた。この時代を代表する作家は泉鏡花・樋口一葉・廣津柳浪らであつた。泉鏡花の作品は觀念小説とも呼ばれ、寫實よりも觀念の表現に重きを置いた。川上眉山も同様な傾向をもつ作品を發表した。樋口一葉は女性として明治最大の作家で、微妙な描寫をもつて女性の心理を描き、女性に對する熱烈な同情をもつたところに讀者の胸をうつものがあつた。彼女の出現に刺戟されて三宅花圃その他の女流作家が輩出したが、彼女に及ぶ者はなかつた。明治三十年前後から既成文壇の寫實派・浪漫派は行き詰り、批評家が輩出して時代文學の主潮や將來の方向に對し作家を指導することにとめたが、文壇はちほむね不振であつた。しかるにヨーロッパにおいて世界文壇を支配した自然主義の影響はやうやくわが國に波及し、自然主義文學を勃興させることとなつた。浪漫主義の頹廢は美を棄ててただ真なるものの探求へと向かつた。國木田獨步・島崎藤村・徳田秋聲・田山花袋・正宗白鳥らは代表的作家で、それぞれの作品「運命論者」「破戒」「あらくれ」「蒲團」「泥人形」は人生の表裏をありのままに示してゐる。しかしながら自然主義は必然的に宿命主義であり、決定主義であり、主觀の飛躍を許さぬところから行き詰りを生ずるにいたつた。夏目漱石のいはゆる餘裕派文學、谷崎潤一郎の耽美派の文學はかうして現はれた。漱石は自然派がややもすれば暗澹たる人生苦を描くに對し、理智的な態度に一脈のユーモアを交へ、いはゆる則天去私を標語として非人情の美を説き、明治末期の文壇に巨歩を印した。谷崎潤一郎は藝術のための藝術を創作し、人生の中から美を剔出してゐるところに特異な境地がみられる。かうして明治末年には自然主義はしだいに衰へ、新理想主義・新現實主義が擡頭するにいたつた。

**新體詩・和歌・俳句** 明治初期に歐米の影響を受けて新しい形式の長詩が起つた。すなはち新體詩である。外山正一（く山）により「新體詩抄」が著はされた。ついで島崎藤村・土井晚翠・蒲原有明・薄田泣菫らがそれぞれ特色のある作品を示した。のち新體詩は長詩に改められた。和歌ははじめ桂園の流れを汲む高崎正風を中心として、國學者系統の歌人が多かつたが、落合直文はこの革新を企ててその表現に清新さを加へ、門下には與謝野鐵幹・尾上柴舟・金子薫園・與謝野晶子らのすぐれた歌人を出した。別に萬葉調を鼓吹した正岡子規は、のちの島木赤彦・齋藤茂吉らのアララギ派の基礎を築いた。また一



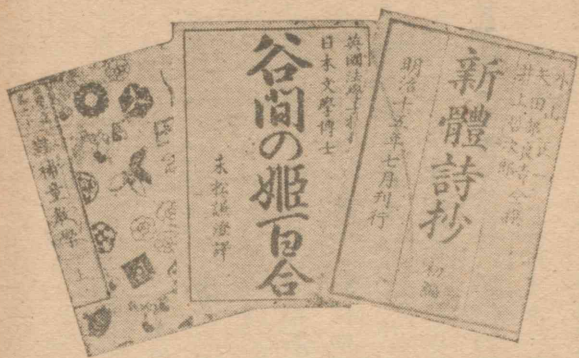
方自然主義の影響を受けて人生派ともいふべき石川啄木が現はれたことも注目すべきことである。つぎに俳句は、初期には天保の墮落的傾向をそのままに、月並俳句が行はれたが、正岡子規が出て、天明の

蕪村を宗とし、種種の俳論と共にいくたの清新な句を作り、俳諧に新しい生命を與へた。高濱虚子・河東碧梧桐・内藤鳴雪・夏目漱石らはいづれもその一派である。なほこのほか全く従来の季題趣味を脱し、自由に觀照の世界をもつる荻原井泉水の一派も見落し得ぬものがある。

**戯曲** 明治初期に戯曲界に活動したのは河竹默阿彌で、その著作は三百餘曲に上り、天才の名を擅にしたが、その思想は多く勸善懲惡主義で、むしろ江戸歌舞伎の最後を飾る作家であつた。

默阿彌ののち、いはゆる史劇が勃興し、また新派劇・翻譯劇も出現した。坪内逍遙は史劇作家の第一人者であり、またシェークスピアの翻譯劇を作るなど、明治戯曲界に大きな足跡をのこした。なほ翻譯劇では森鷗外らにより北歐・ドイツの社會劇が紹介された。

**音楽・演劇** 音楽界もまた、洋學の輸入により面目を一新し、明治十二年伊澤修二の建議に従ひ、音楽取調掛が文部省内に設けられた。明治十三年には國歌



明治初年の文藝著作



狩野芳崖筆 悲母觀音圖

「君が代」が制定されたが、これは日本古來の雅樂の施法による樂曲であつた。當時はなほ外國の曲が主として歌はれたが、しだいに日本人による樂曲も現はれた。明治二十年には音楽取調掛は獨立して、東京音楽學校が創設されたが、當時のいはゆる鹿鳴館時代の際會し

音楽會の開催が多く、洋樂は大いに普及した。日清・日露戰役を契機に軍歌が創作され、のちには軍歌から唱歌へ轉換し、民衆音樂はしだいに擴大された。かやうな洋樂の發展に比べ、從來からの邦樂には

さしたる進歩もみえず、家元制度をもつて技藝の傳統を獨占私有する有様であつた。

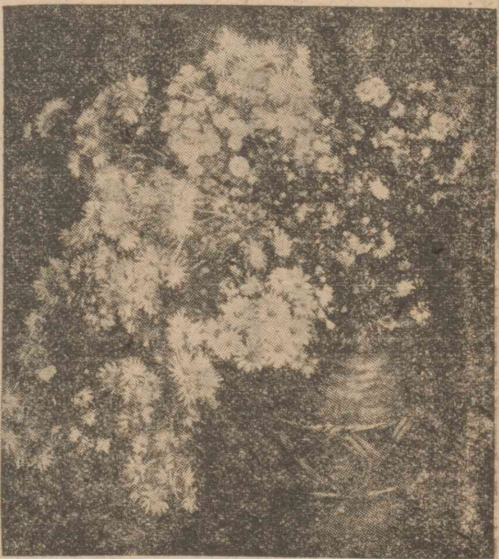
明治初年の日本演劇は當時の文明開化の影響を受けてむしろ輕蔑されたが、二十年代にいたりやうやく本格的發展をみせるやうになつた。二十二年の歌舞伎座開場は明治演劇の勃興であり、九代目團十郎を中心として展開



橋本雅邦筆 壽老人圖



された。彼は作者福地櫻痴らと提携して史實の穿鑿と寫實的な科白を旨とする演技を試みた。そのうち菊五郎・左團次らの出現は、他方俳優の地位の向上と共に演劇の隆盛をもたらした。日清戦争を契機として川上音二郎による壯士芝居の出現をみたことも注目すべきことであつた。

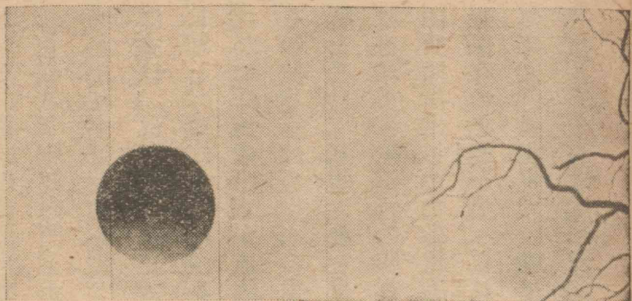


黒田清輝筆 花瓶花圖



師法 圖

なほ傳統の演劇界にもしだいに西洋演劇の影響を生じ、いはゆる新劇が演ぜられることになつた。川上も二度渡歐し、歸國後シェイクスピアの戯曲をわが國に紹介した。またかねがねヨーロッパ演劇に憧れて渡歐した市川左團次（同先代の子）は、歸朝後小山内薫と提携して日本ではじめての新劇「自由劇場」の創立を策した。これは渡歐中に見聞したロンドンのステイジ・ンサイティを参考にしたものである。この自由劇場が舊劇俳優をもつて組



下村觀山筆

織されたのに對し、新人を養成して新劇を行はうとする坪内逍遙の率ゐる文藝協會が成立し、この運動は大正時代に入つてますます發展した。**美術・工藝** 明治初年には、舊物破壊の思想がきはめて強く、ために城郭の破壊、古社寺の焼却、古美術品の破壊が相ついで行はれ、また貴重美術品の海外流出も多かつた。加ふるに歐化主義の影響を受け、歐米模倣の風が漲つた。明治九年には、工部大學内に美術學校が設立され、フォンタネージ・ラギーサ・カペレッチらの外人藝術家が招聘されて、洋風の技藝が大いに流入された。

極端な舊物破壊は、日本美術を衰微させるにいたつたので、有識者は日本國有の技術保存の要を痛感した。ことに明治十



高村光雲作 木彫猿

一年東京大學の哲學の教師として來朝した米人フェンロサが日本美術の優秀なことを力説するに及び、世人の注目を惹き、岡倉天心もまた海外を視察してわが國の傳統



美術の保存振興の急を言したので、政府も美術教育の重要性を認め、明治二十一年東京美術學校を設立し、岡倉をその校長に任じた。また古社寺保存會を設け、帝室技藝員を置くなど、やうやく美術復興の氣運が盛んとなつた。この時代に、日本畫家には狩野芳崖・橋本雅邦・川端玉章らがあり、洋畫の粹をとつて、舊來の畫壇に新生面を開いた。芳崖の「悲母觀音」、雅邦の「雲龍」・「十六羅漢」などは傑作と稱せられる。雅邦の門下から横山大觀・下村觀山が出て、京都では四條派に竹内栖鳳、圓山派に山元春舉らが出て名聲を博した。

洋畫は、はじめ小山正太郎らが出て開拓したが、明治二十八年黒田清輝がフランスから歸朝して新畫風を起し、翌二十九年美術學校に洋畫科が設けられた。彫刻科には高村光雲・竹内久一らが出て、木彫のほか洋風の彫刻が發達した。

その他建築にも從來の本造から煉瓦造が採用され、のち鐵骨建築が發達し、染織・陶器なども洋風の影響を受けて新規な趣を呈するにいたり、世界的に有名な作品が現はれた。

政府は美術建築物の保存をはかるため、明治三十一年古社寺保存法を制定したが、昭和四年にいたつて國寶に指定した物件保護のため國寶保存法を公布した。また明治末年から史蹟・名勝・天然記念物の調査保存の必要が唱へられ、大正八年以降これを國家事業とした。また美術振興策として明治四十年から毎年文部省主催で美術展覽會が開催されたが、大正八年に帝國美術院展覽會と改稱され、民間の日本美術院展覽會と相俟つて、わが國美術の發展に寄與した。

## 第十八章 大正昭和時代

### 第一節 協調外交と日華關係

ヨーロッパ大戰と日本の參戰 二十世紀初頭ヨーロッパにおけるドイツを中心とする獨・奧・伊三國同盟と英・佛・露の三國協商との對立は、その都度種種の外交工作が行はれたにもかかはらず、漸次險惡化し、さらに互に利害を同じくする國國の間には軍事協定が結ばれるにいたり、ここにヨーロッパの天地は一觸即發の危機を孕んだ。大正三年六月、オーストリア皇太子夫妻がセルビアの一青年に暗殺されると、七月末オーストリア・ハンガリーはセルビアに宣戰を布告して、ここに戰端は開かれ、ついでドイツは八月一日ロシアに、三日にはフランスに宣戰布告を發し、四日にはイギリスはドイツに、ついでオーストリア・ハンガリーもドイツと共に、これらの國國に宣戰を布告するに及び、全ヨーロッパは戰亂の雲に包まれるにいたつた。

ヨーロッパ大戰勃發によりイギリスが參戰すると、日英同盟に繋がるわが國の立場はきはめて注目されることとなつた。ときの大隈首相はじめ平和手段により極東の戰禍を事前に防止しようとの意見であつたが、外相加藤高明の主張通り斷然對獨開戰の閣議を決し、日英同盟の誼と東洋平和の樹立を理由に、八月二十三日ドイツに對し宣戰の布告が發せられ、ドイツの租借地である青島を陥れ、南洋の獨領



諸島を占領した。ついで九月には英・佛・露三國の對獨單獨不講和のロンドン宣言に加入した。翌年末ロシアの形勢悪化に伴ひ、これに軍事的援助を與へ、對露提携を強化する目的をもつて新協約を締結し、國際場裡に有利な地位を占めようとしたが、まもなくロシア國內の革命勃發により無効となつた。なほわが國は大正六年から聯合國側の要請により、海軍を地中海・インド洋に派遣して通商擁護の任に當つた。

**ベルサイユ會議と國際聯盟** 第一次ヨーロッパ大戦は參加國において三十二箇國、參加人員約六千八百萬人を算し、兵火は五箇年間ヨーロッパの天地を覆うたが、戦死傷者三千三百萬人、戦費三千七百億圓といふ未曾有の犠牲をのこして、大正七年十一月ドイツの降伏によつて終熄した。翌年一月各國全權はバリーに集合してドイツに對する講和條約を議定し、わが國からも西園寺公望・牧野伸顯らが全權として參加し、ベルサイユ宮殿において條約の調印を行ひ、その結果わが國は膠州灣及び山東省内のドイツの權利を獲得し、同時に赤道以北の舊獨領南洋諸島の委任統治の權利を得た。

戦争の慘禍を痛感した各國は恒久的平和の樹立を冀望したが、アメリカ大統領ウィルソンは、ベルサイユ條約會議の席上國際聯盟案を提議して四十餘國の參加を得た。わが國は逸早くこれに加入し、常任理事國として積極的に協力することとなつた。

**ワシントン會議** ヨーロッパ大戦の慘禍を體驗した列國も、大戦の記憶がやうやく薄らぐにつれ、ふたたび列強の對立局面が現はれてきた。その如實に示されたものが大西洋における英・米の海上權競争であり、太平洋における日・米の海軍競争であつた。ここにおいて大正十年七月、アメリカ大統領ハーディング

は軍備制限問題と太平洋及び東亞問題協議の目的をもつて國際會議開催を提唱した。わが國はこれに應じ、英・佛・伊の諸國と共にワシントンに會議を開催し、加藤友三郎・徳川家達らが全權となり、その結果海軍軍備制限條約、日・英・米・佛間の四國條約、九國條約が議定された。なほこの四國條約締結により日英同盟は廢棄された。

**海軍軍備制限問題** 國際聯盟成立後の列國の外交政策の基調は海軍軍備制限の問題に存した。ワシントン會議においてはアメリカ全權ヒューズの提案により、いはゆる五・五・三の比率が決定されて主力艦及び航空母艦の保有が定められた。わが國ではこれをもつて國防の安全を保ち得ぬものとして反對したが、結局太平洋における列國の防備制限すなはち安全保障協定をもつて受諾した。

しかしながらこの會議では、主力艦と航空母艦の制限が協定されたのみで、補助艦の問題は未解決のままのこされたため、その後まもなく補助艦の建艦競争の現象が發生し、國民の過重負擔が増大した。そこで昭和二年アメリカ大統領クリッヂが發起して日・英・佛・伊の五國海軍の補助艦縮小會議を開催することになつたが、佛・伊はヨーロッパの特殊事情から參加を拒絶したので、日・英・米の三國のみで同年六月スイスのジュネーブに集合して開催した。しかし英・米間に主張が一致せず、イギリスがアメリカとの均一率を拒否したので、會議は四十日で決裂した。

ほぼときを同じうしてフランス外相ブリアンは國際間の紛議を戦争により解決するのを禁ずるため、アメリカ國務卿ケロッグと不戰條約案を議してゐたが、昭和三年四月折衷案が成ると共に、日・英・獨・伊など十數國に提議し、ほぼ各國の賛成を得た。ここで十五箇國の間に不戰條約が締結され、八月二十



七日パリで調印し、わが國からは内田康哉が參列した。本條約はのちにロシヤをはじめ多くの國國の參加をみた。

ジュネーブの三國會議決裂以來、海軍軍備競争熱はまたまた昂まつたが、不戰條約の道義的誓明により列國の平和思想に大きな影響を與へ、ふたたび軍縮の機運が擡頭した。國際聯盟の對策に刺戟されて、五海軍國の間に補助艦協定をまとめ上げ、ワシントン條約と共に綜合的軍縮條約を完成しようとする意見が具體化し、かうしてロンドン海軍軍縮會議は昭和五年一月からロンドンで開かれた。わが國から若槻禮次郎・財部彪の兩全權らが出席し、この會議に當りわが國はあらかじめ對策として、攻撃に不十分、防禦に十分な兵力量として、大型巡洋艦の對米七割、潜水艦の現有勢力維持と補助艦總括噸數對米七割の三原則を主張したが、アメリカとの妥協がきはめて困難で、一時決裂に瀕したがつひに諒解に達し、日・英・米間に協定が成立して調印を了した。一方佛・伊はまた妥協案を得ないで協定に參加しなかつた。なほ協約の有効期限を昭和十一年末とし、滿期の前年さらに協定を新たにすることとした。かうして十年來の軍縮案はここに一應綜合的に成立したが、この協定に對する不滿はわが海軍部内及び民間の一部にも起り、批准は半年後の十月にやうやく行はれたほどで、この空氣がわが國の政情に及ぼした影響はきはめて深刻であつた。

わが國のみならず各國の複雑な政情はいくたびの海軍軍縮會議開催にもかかはらず解決をみなかつた。とくに海軍のみならず、空軍・陸軍の制限が絶対に必要であつた。昭和七年三月からジュネーブにおいて國際聯盟主催のもとに陸・海・空の全般にわたる軍備縮小會議が開かれ、加盟國のみならず、アメリカからも代表者が列席して六十餘國に及んだ。わが國からも松平恒雄・佐藤尙武・松井石根・永野修身がこれに出席したが、各國の複雑な政情と國際情勢に支配されて纏まらず、半ばにしてドイツの脱退などがあり、未解決のまま九年六月終了した。

世界大戦後のわが政府の對外政策はこれを不満とする軍部及び民間の一部の非難するところとなり、支那問題の紛糾と共にここに一轉して、彼らの唱道するいはゆる自主的外交と稱する非協調的態度を示す氣運を生じ、これがつひには孤立を招き、わが國を破局に導くこととなつた。

**對支問題の新展開** ひるがへつて支那問題をみるに、清國は日露戦役後國力が衰へ、かねて滿洲人のもとに服従するのを好まなかつた漢人は、明治四十四年武昌に黎元洪を中心とする革命運動が起ると、これを契機として孫文・黃興をはじめ、各地の革命家が續々と蜂起し、動亂は全土を覆うた。かうして四十五年清朝はほろび、中華民國がこれに代り、袁世凱が選ばれて大總統となり列國の承認を受けた。

ついでヨーロッパ大戦が起り、わが國はドイツをやぶつて膠州灣を占領し、ドイツの山東における地位を繼承したのを機會に、ときの外相加藤高明は膠州灣占領地域の善後措置を議し、併せて年來の日支間の諸懸案を同時に解決するため、大正四年一月日置公使を通じ袁世凱に五項二十一條から成る提案を行つて協議を開始した。これは世に對支二十一箇條の要求と稱せられるもので、その骨子とするところは滿蒙における日本の指導的地位を條約上の權利とする點にあつた。これは中國の主權を脅かすものであつたので、中國政府は極力これに反對し、わが國の態度を難詰し、交渉は停頓したが、わが國はつひに最後通牒を發して強硬にその承認を迫り、五月末辛うじて二項十三條の改訂案は成立した。なほこれ



と併行して山東還付問題は解決し、この方面の根本的諒解は一應成立した。しかしながら中國國內ではこの要求をなかく國恥とし、ベルサイユ會議でもこれが廢棄の要求書を提出して烈しく抗争したが、山東問題のみは英・佛・露・伊四國の承認を得てその權益を保持したので、中國の努力は水泡に歸した。この結果日華關係は惡化し、排日の運動は昂まつた。

**九國條約** わが國は上述の對支政策を、當時しだいに中國に關係してきたアメリカにも承認させるために、大正六年六月アメリカのヨーロッパ大戦參加を機に、石井菊次郎が特使として渡米し、大統領ウィルソン・國務卿ランシングと懇談し、支那問題に關し石井・ランシング協定と稱される日米共同宣言が十一月二日取り交はされた。これにより日本の滿蒙における地位と、中國の領土保全と門戶開放・機會均等を相互に確認するに成功した。

しかしこの協定は明らかに矛盾を藏してゐたので、やがて開かれたワシントン會議でも極東問題は重大な問題の一つとしてとり上げられ、ここに「支那に關する九國條約」となつて現はれた。これはジョン・ヘイ以來の米國の傳統的對支政策の基調である門戶開放・機會均等・領土保全の三大原則を法文化したものであつたから、もはやさきの石井・ランシング協定はその意義を失ひ破棄された。

その後中國内の排日運動はしだいに熾烈化し、大正末期から昭和初頭にかけ局部的に幾多の問題を惹起した。やがて田中内閣の強硬外交は山東出兵を境として日華關係をとみに惡化させ、濟南事變を發生させた。これはやうやく統一の氣運にあつた中國民衆に烈しい排日思想を宿らせるにいたつた。しかもわが國の對支政策が一貫性を缺いた結果は、排日から侮日へと轉ずることとなり、わが國の一部にもしだいに積極的解決を要望する聲が昂まつた。

## 第二節 政黨政治の展開と國內情勢

**政黨政治の確立** 憲法發布以來二十餘年を経て國民の政治的訓練もやうやくすすみ、大正時代にいたり政黨の勢力はいよいよ大きくなつた。伊藤博文に代り西園寺公望を總裁とする立憲政友會は、明治末期から大正初期に多數黨をもつて衆議院を制してゐたが、これに反し憲政本黨から改組した立憲國民黨は、黨勢が餘り振るはず第二黨に甘んじた。しかるに桂内閣が成立すると、桂太郎は既成政黨の改造を企て、國民黨の一部その他を糾合して立憲同志會を組織したが、在野黨の攻撃に遭ひ、わづかに二箇月にして總辭職した。政黨の力によりかくも短命に終つた内閣は空前で、これから政黨の力はとみに増大した。そのうち立憲同志會は改組して立憲政友會を組織し、憲政會・政友會はほぼ勢力を同じうして互に争つたが、大正七年政友會總裁原敬が内閣を組織すると、軍部及び外務を除きことごとく黨員をもつて閣員とし、ここに名實共に政黨内閣が成立した。

しかるにそののちまもなく政黨内閣に破綻を生じ、官僚内閣がこれに代つたが、ことに清浦内閣が貴族院を基礎にする内閣を組織すると、ふたたび護憲運動が起り、政黨は從來の確執をすてて特權内閣打倒を叫び、その結果憲政會總裁加藤高明を主班とする護憲三派内閣が生まれ、こののち暫時、衆議院における多數黨の黨首がこもこも内閣を組織することとなつた。



**普通選挙法の採用** 政黨の發達と共に國民の政治的關心はますます強くなつたが、なほ選挙法は制限選挙で直接國稅の一定納入額を條件とする不平等のものであつたから、普通選挙法實施の要望はつとに叫ばれた。大正八年資格の制限が若干ゆるめられ、十四年にいたり普通選挙法が成立し、國民の男子はすべて二十五歳以上は選挙權を、三十歳以上には被選挙權をも與へられることとなり、有権者は一躍四倍に増加し、廣く政治に關與する機會を得ることとなつたが、婦人の參政權はなほ認められなかつた。この男子普通選挙法は昭和三年から實施された。

なほこれと相並んで裁判を行ふ上に陪審法制度も認められ、輿論を本とする趣旨は達成された。

**政黨内閣の解消** 政黨政治のすすむにつれ、政黨は互に政權の獲得に狂奔して國民を忘れ、しだいに弊害を生ずるにいたつた。その上資本家との抱合による種種の疑獄事件の頻發は、やうやく政黨に對する不信を強めた。加ふるに昭和四年頃からアメリカに始まつた恐慌は全世界に擴がり、わが國もまた深刻な影響を受け、財界の不況、社會の不安は日を逐うて深刻となつた。この政黨政治の不信はロンドン條約に對する不滿などと合して政黨政治否認に發展し、軍部を主體とする政治運動は滿洲事變を契機として表面化し、昭和七年ときの犬養首相が暗殺されるに及び、ここにはゆる舉國一致内閣の出現となり、政黨は全く政權から脱落するにいたり、つひに軍閥政治に移行した。

**經濟界の進展** ヨーロッパ大戰はわが産業發展の新しい躍進時代を劃した。ヨーロッパ諸國はことごとく戰禍の中心に捲き込まれ、生産力の破壊と世界市場における既得權の喪失とを惹起した。しかるにわが國はアメリカと共にその中心から遠く離れてゐたため、ここに産業は未曾有の繁榮を克ち得た。か

貿易指數

年次	輸出額	輸入額	合計
明治三十九年	四三・七五	四八・六九	八二・四四
四十二年	四三・七五	四八・六九	八二・四四
大正三年	四三・七五	四八・六九	八二・四四
四年	四三・七五	四八・六九	八二・四四
五年	四三・七五	四八・六九	八二・四四
六年	四三・七五	四八・六九	八二・四四
七年	四三・七五	四八・六九	八二・四四
八年	四三・七五	四八・六九	八二・四四
九年	四三・七五	四八・六九	八二・四四
十年	四三・七五	四八・六九	八二・四四

うして日本資本主義の世界經濟における地位は不動なものとなつた。

つぎに産業の状態を見るに、大戰によりあらゆる産業が急速に進展した。とくに輕工業における織物業の機械化と重工業に顯著にみられた。農業においても消極的ながらも發展がみられ、必然的にその商業化を促進した。農業の機械化がしだいにすすんだことも注目すべき現象

であつた。このほか、海運業も世界的船舶の缺乏と需要の激増で絶大な利潤をもたらした。船腹の増加は著しかつた。したがつて貿易も急速に市場の擴大をみ、その輸出入合計は明治末年の五倍に達し、とくに大正四年から七年までは年々數億圓の出超を示した。

會社數(百分比) 拂込資本高(百分比)

資本高別	大正三年	十四年	大正三年	十四年
五萬圓未満	七五・九	四九・五	六・五	一・八〇
一〇萬圓	九・四	二二・九	四・七〇	一・七四
五〇萬圓	一〇・九二	三・八一	一・五八	七・八九
一〇〇萬圓	一・八三	六・六	九・六	五・九二
五〇〇萬圓	一・七五	六・七	二四・七	二〇・六四
五〇〇萬圓以上	一〇・七	一・〇	二八・六	三二・〇四

かやうな好景氣は歐洲大戰による全く變態的產物であつたから、戰爭の終熄による反動もまた大きかつた。世界經濟の相貌は一變し、大恐慌は産業界各方面に破綻を生じた。貿易は衰退しかつ入超となり、海運界には繋船現象を生じ、各産業は資本・企業の衰微と共に大資本への集中をもたらした。

前時代からみられた金融資本の經濟界支配は戦後ますます



ます著しく、株式企業の發展による急激な生産の大規模化と資本の集中とが行はれた。このことは右の表に明らかである。

かやうな基礎に立つて銀行の産業全般にわたる指導と支配が確立された。近代産業はもはや銀行とは獨立に存在することを困難ならしめた。しかもあらゆる部門におけると同様、銀行においても恐慌が資本の集中をうながす重大な契機となつた。大正九年の大恐慌、十一年末の全國的取り付け、翌年の關東大震災、昭和二年の金融恐慌などは弱小資本の消滅と大資本の強大化とを招來し、加ふるに政府の整理政策もこれを促進した。大戦當時の金融界においてはおよそ二十の大銀行が競争の立場にあつたが、昭和二年の恐慌以來、三井・三菱・住友・第一・安田の五大銀行の支配するところとなつた。

一方財政も大正九年の恐慌以來、經濟界の不況その他救済による支出増加のため膨脹の一途を辿り、ひいては軍事・産業公債の累積をきたし、加ふるに關東震災復舊費はこれを公債財源により支辨したので、大正末年には公債總額五十億圓を突破し、ことに外債を多く起したことは外國爲替の低落となり、國際的信用を失墜するにいたつた。ここにおいて財政整理がしきりに叫ばれて緊縮政策が實施された。

少數の大資本家はここに産業界を支配した。そもそもわが國の資本主義は國家の熱烈な保護のもとに發展をつづけたがために、その指導體である資本の獨占者すなはち財閥は、その時時の政府の適切な保護を絶對に必要とした。この結果政府と財閥との關係はしだいに不可分となり、財閥による政治左右の傾向を強からしめた。この傾向の赴くところ政治の腐敗は表面化し、世人の非難するところとなつた。

社會運動の發生

ヨーロッパ社會に瀰漫した自由主義・民主主義・社會主義・共產主義はつぎつぎに

わが國に移入され、社會の各方面に思想の對立をみるにいたつたが、大戦の影響に基づく物價の昂騰は國民生活に脅威を與へた。他方農村恐慌は全國民の半ばを占める農民に深刻な影響を與へ、社會問題はとみに叫ばれた。大正七年八月富山縣に起つた米騒動を契機として、各府縣に暴動が發生した。こののちしだいに社會問題が誘發され、農村には小作爭議、都市には労働爭議が頻發し、これはやがて労働組合の結成を導き、ひいては無産政黨が樹立されるにいたつた。例へば同盟罷業の統計を見るに、大正三年には件數五〇、人員七九〇四人であつたが、七年には四一七件、六六四五七人に激増した。その他水平社運動も起り、十二年三月京都において大會が開かれた。また青年・學生・婦人の社會運動も新たに起り、他方これに對する反動保守的運動も生じ、社會問題は日を逐うて深刻となつた。

### 第三節 軍部の政治支配と太平洋戦争

社會運動の激化 ヨーロッパ大戦後、經濟的不安と共に起つた思想的動搖は、政黨政治の腐敗墮落に刺戟されて活潑な社會運動を展開した。ことに社會主義・共產主義思想の流入は青年・労働者などの間に強く影響を與へ、現状打破を指すいはゆる左翼運動となつて擴大された。この形勢に對し、政府は社會施設をなすと共に取り締りの強化を策し、大正十四年には治安維持法を制定して社會運動の取り締りを法文化した。しかしながらわが國の資本主義社會の諸矛盾は各相に現はれ、この種の社會運動はしだいに活潑化し、當局の彈壓に對し潜伏的方法をもつてすすめられて政治問題と化した。しかし相つゞ徹



底的嚴罰により、その勢力はやうやく分散して衰微するにいたつた。

しかるに一方かやうな運動に對する反動運動は、一面中國における排日運動の激化と、これに對する政府の微温的外交を不満とする見地から、對支強硬運動すなはち國家主義的運動となり、これまた國家の改造をひそかに策するいはゆる右翼運動として徐徐に發展した。しかもこれが青年とくに軍部の青年將校の間にかねてから抱懷された「大陸論」と合致するに及び、その勢ひは急速に増大した。

**軍部の政治關與と滿洲事變**　そもそも日清・日露の兩戰役が滿洲の地で行はれた結果、滿蒙の地にはしだいに日本の勢力が浸潤したので、軍部を中心とする一部の帝國主義者は、これを支那本土から分離してなんらかの特殊權益の地とするの野望を抱き、これをわが國の資本主義經濟の進展と、増加する人口問題の解決策とに裏附けて、わが國民一般に滲透させようと努力した。さきの對支二十一箇條の要求はその端的な表現であつた。しかもこれが強硬外交によつて一應の成功をみると、これを重大關心國であるアメリカに諒解させるため石井・ランシング協定を結ぶにいたつた。しかしながらこの協定はワシントン會議における九國條約の締結により無効とされた。日清・日露以來の軍事的自負心をいたく傷けられたわが滿蒙權益論者は、ここにおいてなんらかの方法によりその目的の達成を計畫することになり、國內の武力増強に努力した。そしてかやうな思想の中心は陸軍であり、ことに滿洲の地に駐屯する關東軍がその中樞となつてゐた。

一方海軍力縮減を中心議題とする軍縮會議は、ロンドン會議にいたりほぼ綜合的な協定に達したが、この決定が海軍部内の強硬派の期待に背き、かつ統帥權干犯との聲を聞くと、部内の不平分子は大いに憤激

した。かうして關東軍を中心とする陸軍の強硬派と海軍の一部急進派は、民間の右翼派すなはち狂熱的愛國者と合作し、ここに彼らの呼稱する「昭和維新」といふ武力革命を企てることとなつた。

彼らは武力行爲により徐徐に改革を斷行し、すでに早く昭和三年には張作霖爆死事件を起したが、ロンドン會議後にはかに活潑となり、昭和五年には愛國社と稱する民間團體の一人による濱口首相の暗殺未遂事件があり、翌年三月には三月革命と稱する組織的暴動が計畫され、つひに九月には滿洲奉天附近において突如關東軍の支那軍攻撃といふ大事件となつて表面化した。これは自衛權の發動とはいふものの、關東軍を中心とする軍部の中國侵略の第一歩であり、ときの若槻内閣の存在を全く無視し、かつまた統帥部の命令なくして行動したところに重大意義をもつてゐる。しかも政府の不擴大方針にもかかわらず、滿洲各地に武力行動を展開し、彼らの手によつて滿洲人の總意なりとして滿洲國を建設し、中國の主權からの離脱を強行した。そして元首として前清朝皇帝傳儀を迎へ、二年後には帝政を實施するにいたつた。ときの政府は拱手傍觀するだけであり、もはや軍部による政治支配は嚴然たる事實となつて現はれた。しかも政府が彼らの意思に反して極力その擴大防止につとめると、相ついで武力行爲を實施したので、民心の動搖は甚しかつた。

一方國際聯盟は中國側の要求により滿洲における日本の軍事行動調査のため、リットン卿を首班とする調査團を派遣したが、その結果日本軍の行動は正當な自衛權の發動とは認められず、かつ「滿洲國建設」は滿洲人の意思を無視し、國際義務の根本原則に違反するものと報告され、各國がこれを認めると、軍部に指導されたわが政府は、昭和八年三月國際聯盟脱退の事前報告をなし、列國と對立するにいたつた。



そのうち滿洲事變の畫策者が續續中央部に復歸するに及び、この大陸政策はしだいに陸軍全般の根本方針に變じ、政府は彼らに傾使され、他方列國からの抗議と外交孤立との間に立ち苦闘をつづけるのみとなつた。國內における武力行爲による既存勢力破壊は絶間なくつづき、昭和七年五月十五日には一部軍人による暴動が行はれ、滿洲の軍事行動に反對した犬養首相は暗殺され、ここに政黨内閣は姿を消し、中間内閣が現出した。廣田外相による對支三原則の政策も軍部の行動に揉み消され、徒らに全世界に對し疑惑を深めるだけとなつた。

滿洲國の發展に勢ひを得た軍部は、さらにその鋒先を接境地帯に向け、熱河を占領して滿洲國に加へ（昭和八年三月）、南下して北支に向かひ、塘沽停戰協定の成立から梅津・何應欽協定となり、察哈爾省に關する協定（昭和十年六月）から、つひに宗哲元政權との間に緩衝地帯設置の名目で、冀察政權樹立に成功した（同年十一月）。

**支那事變と防共協定** 軍隊特有の組織を利用した集團的武力行爲は、昭和十一年二月二十六日の「二・二六事件」となつて現はれ、政府及び政界の首脳部らは暗殺され、國民を恐怖に陥れた。騒動後の肅軍工作はなんら方向を轉換させるものでなく、むしろさらに積極化し、北支における日支の摩擦はつひに支那事變を捲き起した（昭和十二年七月七日）。しかも戦火はさらに上海地區に及び、やうやく全面的日支戦争となつた。戦闘はおほむね日本の優勢に進捗したが、戦局はますます複雑化を加へ、中國側の抗戦は南京における日本軍の殘虐行爲を契機にさらに激化され、中國政府は重慶に移り長期戦の兆を呈するにいたつた。

轉じてヨーロッパの形勢を見るに、ドイツにおいてはナチスの進出が目ざましく、黨首ヒットラーの唱へる狂熱的愛國主義から現状打破、失地恢復に狂奔し、一九三四年（昭和九年）八月ビットラーはドイツの總統となり、ここにイタリヤのムッソリニのファシズム政治と並んでヨーロッパ政界に不安と動搖を與へた。思想的に共通點をもつわが軍部はこの形勢に刺戟され、ますますその主義貫徹に盲進した。昭和十一年十一月まづ日・獨兩國間に防共協定を結んだが、翌年十一月にはイタリヤがこれに加はり、しだいにその性格を明確にし、併せて外交場の孤立からまぬがれようとした。

**軍部の政治支配の強化** 軍部の獨裁的傾向は支那事變の勃發後さらに深くなり、もはや武力行爲を用ひず政治的手段をもつてするを可能ならしめるほどとなつた。寺内陸相時代、陸相の現役制度復活は、もはや陸軍の同意を得るでなければ何人も内閣組織は絶對不可能となるにいたつた。ついで彼らは民間機關の掌握を計畫し、まづ經濟を支配する財閥を籠絡し、ついで政黨の懷柔をはかつたが、もはや政黨は軍部の獨裁を阻止する勢ひを失つてゐた。ついで内閣閣僚中にも軍部大臣以外の重要職に軍人を入させ、徐徐に軍部獨裁内閣への進路をとつた。

昭和十三年一月、近衛首相は國民政府を相手とせずとの聲明を發表したが、その後、支那事變の戦局が好轉しないのに鑑み、十一月にはこれを否定して國策が「大東亞新秩序の樹立」にあるとの意向を明らかにした。これは反面中國におけるヨーロッパ諸國の勢力驅逐を前提とするものであつたので、しだいに歐米諸國とくに米・英兩國と摩擦を生ずることになつた。もはやわが國の政治は妥協を許さないものとなつたから、獨ソ不可侵條約の成立（昭和十四年八月）の如き好機にも、その外交政策の再検討を行



ふ餘裕を失つてゐた。しかも政黨の無力化はさらに政府の御用政黨を形成させることとなり、輿論の統一の名のもとに既成政黨は事實上解消するにいたり、同時に政府はその政策實行の機關として公事結社の大日本翼賛會を組織させた。これはさきに制定された國家總動員法の施行と相俟つて、軍閥政府の施策を最も有効に國民のすべてに徹底させ、これを統制運用するのには極めて適切であつた。

**アメリカの調停とヨーロッパ大戦の再發** 支那事變勃發以來日本の軍事行動は激化の徴候を示すにいたつたので、アメリカは國際政策の根本方針に關する聲明を發表してその外交目的を明確にし、つづいて國務長官ハルは日・支兩大使に個別的に會談し、兩國の紛争に關し調停の意志ある旨を申し入れたが、わが國はこれに返答せず積極的に支那派遣軍を増強した。一九三七年十一月アメリカその他十八箇國はブラッセルに會議を開き、日支紛争の平和的解決をはかつたが、わが國の拒否するところとなつた。かうして日本は歐米外交界においては獨・伊以外の國と全く隔絶するにいたつた。

一方ドイツはこの頃からしきりに近隣に侵略行動を開始したが、昭和十四年九月ポーランドに進撃すると、英・佛兩國は對獨宣戰布告を發し、ここに第二次ヨーロッパ大戦は勃發した。ついで翌年六月イタリヤもまたドイツに參戰し、全世界は樞軸と反樞軸の二大陣營に判然と區別された。ここにおいてさきの日・獨・伊三國防共協定は、さらに三國軍事同盟の結成にすすんだのは自然の成り行きであつたが、この同盟結成の對象がアメリカにあつたことは、日米關係をさらに緊迫化させた。しかもヨーロッパ戦線におけるドイツの勝利、フランスの對獨降伏は三國同盟の主唱者をしてますます己が力を過信させ、その唱へる新秩序の成功を夢見させるにいたつた。

**東條内閣の成立** 歐洲諸國の難局に乗じたわが國の軍部指導者は、支那事變の前途の見通しが困難であるのを見、新たな舞臺として南洋に眼を轉ずるにいたつた。そして昭和十五年六月、當時の米内内閣の外相有田八郎は、東亞及び南洋の諸地域は地理的・歴史的・經濟的にもきはめて緊密な關聯をもつから、これらが一つの圈に統一されることは必然的な歸結である旨の聲明を發表し、ついで八月近衛首相により、この新しい理念を「大東亞共榮圈」なる言葉に集約し、その範圍は日本・滿洲國・中國のみならず、インド支那・東インドを含むと定義し、のちこれをさらにタイ・ビルマにまで擴大した。

英・佛・蘭及びアメリカは日本の在外資産凍結・通商條約廢棄その他の手段でこれに對抗し、日本を壓迫した。かやうな狀勢に對し、近衛首相はみづから對米和平交渉に當らうと努力したが、東條陸相その他の強硬論者はこれに妨害を加へたため、交渉は遅延として進捗をみなかつた。加ふるに上述の諸國が聯合して日本の進出を防止するためにはゆるA・B・C・Dラインを結成し、昭和十六年十月マニラに軍事會談を開くに及び、軍部を中心とする急進派は、つひにこれらの諸國とくに米・英と開戦せざるを得ずとの結論を得、その指導者たる東條陸相は近衛内閣を解體させ、ついで新内閣を組織し、閣員をこれら強硬派をもつて固め、首相みづから現役に復歸して陸相及び内相・軍需相を兼ね、ほぼ獨裁的内閣を組織するにいたつた。昭和十二年以降の軍部の政治支配はここに全くその極に達した。

**太平洋戦争の勃發** 東條内閣の出現はもはや米・英兩國との妥協を不可能にするかにみえた。しかしその以前に破局に瀕した日米會談をつづけるために、來栖特派大使がワシントンに派遣され、野村駐米大使と共に新提案を行つたが、双方の妥協は見出されず、つひに軍事行動をとることとなり、十二月八日



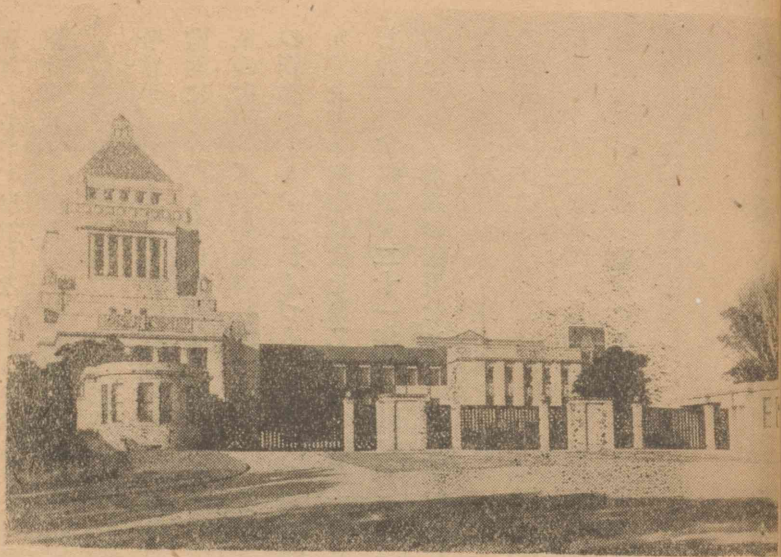
宣戦布告に先立ち、わが國の海軍は突如ハワイ眞珠灣を攻撃し、ついで南方の米・英基地に武力行動を開始した。太平洋戦争はかうして勃發し、米・英・カナダ及び多くの汎太平洋諸國は相ついで日本に宣戦を布告した。開戦當初の先制攻撃により戦局はわが國にきはめて有利に展開され、フィリピン・マレー・蘭領東インドは相ついで降伏し、西南太平洋の米・英・蘭の根據地はことごとく日本軍の手に歸し、佛印政府・タイ國政府は日本と協力を約し、ここに「大東亞共榮圈」は成功したかにみえた。

**戦局の轉換** しかるに緒戦においてやぶれた米・英兩國は徐徐に反撃準備を固め、つひに十七年五月の珊瑚海海戦と六月のミッドウェー海戦における日本海軍の敗北を境とし、ここに戦機は大轉回をみることとなつた。ついでわが戦線の最東南端にあるガダルカナル島における敗北は、もはや日本の攻略を停止させた。

一方國內においては東條内閣は必勝を期するため著著獨裁政治を強化し、いはゆる舉國一致態勢をととのへた。あらゆる政治機構はその軍閥政治遂行に支障のないやうに改組され、政黨は翼賛政治會一本にほぼ纏められ、議會政治はただ形式的に存続するのみで、巨額の軍事豫算も無修正のまま通過させるのを常とした。言論もしだいに統制され、經濟統制法はつぎつぎと發布され、戦局の悪化と共に國內の不平を抑壓するため治安維持法は改められ、國防保安法・戦時刑事特別法と各種の法律はつぎつぎと公布され、全國民はもはやただ軍閥政府の指導のもとに慕進した。また政府はその占領地行政の一動向として假獨立許容の策を講じ、これらの住民の喝采を博さうと試みた。

敗戦

政府のあらゆる努力にもかかわらず戦局は日に悪化の一途を辿り、米軍はしだいに中部太平洋



議事堂

洋に進出し、昭和十九年七月サイパン島は占領された。この結果東條内閣は總辭職し、小磯内閣が成立したが、さらにフィリピンに、硫黄島に上陸されると、もはや戦運は明らかとなつた。加ふるに日本内地の爆撃はしだいに熾烈化し、軍事生産力は急速度に低下した。他方軍事同盟を約して「新秩序建設」に戦つた獨・伊兩國のうちイタリヤはすでに十八年九月無條件降伏し、ドイツもまた二十年五月八日聯合國の軍門に降つた。六月末沖繩島におけるわが軍の運命が決すると、七月米・英の二國はポツダムに會談を開き、中國と共に三國の名で日本の無條件降伏を要求する宣言を發表し、ついでソ聯もこれに参加署名した。八月初旬廣島・長崎に相ついで原子爆弾が投下され、つづいてソ聯が日本に宣戦布告を發し、滿洲に進入すると、天皇は八月十三日聯合國に對し、ポツダム宣言を全面的に承認して無條件降伏の旨通達され、十五日詔書を公布し、大本營に對し即時軍事行動の停止を命じ、國民に對し



武器をすてて反抗しないやう命令された。ここに太平洋戦争は三年有半を経て全く終結し、九月二日横濱沖ミズリー艦上にてわが國の代表は降伏文書に調印し、わが國は全面的敗北を喫するにいたつた。

民主主義國家の建設 降伏文書に従つて聯合國軍は九月以降日本各地に進駐し、ここにわが國は總司令官マッカーサー元帥の管理のもとに置かれることとなつた。進駐の目的はボツダム宣言の完全な履行監理にあり、すなはち武装解除、軍指導者の排除、戦争犯罪者に對する峻嚴な處罰、日本領土中の諸地域の占領、軍事産業の破壊、戦時中はゆる「國家管理化」の計畫のもとに安定した財閥の經濟的地位の剝奪であり、なかんづく日本國民の根本的民主主義への轉換を指導監視するにある。戦時中はずより、大正・昭和時代を通じ政治の推進力であつた軍部はここに全く解消し、國民はあらゆる自由を獲得した。天皇は昭和二十一年の年頭に當り詔書を發せられ、明治初年の五箇條の御誓文を引用し、その趣旨に則り、舊來の陋習を去り、民意を暢達し、官民は擧げて平和主義に徹し、教養豊かに文化を築き、民生の向上をはかり、新日本を建設すべしと述べられ、かつみづからその神格を否定され、人民との間の紐帯は相互の信頼と敬愛とによつて結ばれるものであつて、單なる神話と傳説とにより生じたものではなく、また日本國民も他の民族に優越する民族で世界を支配すべき運命を有するといふが如き架空な觀念に基づくものでないと示された。わが國の今後の進路は民主主義による新國家の建設にある。人民またこれに積極的に協力してゐる。

年表

西紀 300年	政權の推移	主要事項	朝鮮	支那 西洋
400年	地方の	391 朝鮮出兵	高麗 百濟 新羅	
1500年	織田・豊臣 徳川幕府	1477 應仁の亂をはる 1543 ポルトガル人の來朝 1549 キリスト教の傳來 1573 室町幕府の滅亡 1592 文祿の戰 1600 關原の戰 1603 江戸幕府開く 1639 龜永鎮國令	明	1492 コロンブスのアメリカ発見 1498 ポルトガル人インドに達す 1517 ルターの宗教改革 1530 コペルニクスの地動説 1558 エリザベス女王即位 1600 英國東印度會社の設立 1616 シェンクスビーヤ撃つ 1649 英國共和制となる 1660 英國王政復活 1661 ヴェルビキリーの血球発見 1687 ニュートンの重力法則発見 1707 大アフリカン國の成立 1769 フランスの蒸氣機發明 1776 フランスの獨立宣言 1789 フランス革命の勃發 1796 シェンナーの種痘法發明 1802 汽車の發明
1600年		1684 貞享暦の採用 1716 吉宗將軍に任ぜらる 1727 このころ甘藷全國にひろまる	清	1853 ロンドン博物館の開設 1863 電線傳信の發明 1897 無線電信の發明 1919 ワシントン會議
1700年		1774 解體新書完成 1808 開官林藏神太探檢		
1800年		1853 ペリー來朝 1867 王政復古 1889 憲法發布 1914 第一次世界大戰の勃發 1931 滿洲事變の勃發 1939 第二次世界大戰の勃發 1945 ボツダム宣言受諾		
1900年				

斜線のこいところは實權を示す  
うすいところは幾分弱いことを示す







Approved by Ministry of Education  
(Date Jan. 21 1947)

昭和廿二年二月十五日  
文部省検査済

昭和廿二年一月廿一日印刷  
昭和廿二年一月廿五日發行  
昭和廿二年二月十五日翻刻印刷  
昭和廿二年二月二十日翻刻發行

著作權所有

著作兼  
發行者

文部省

日本歴史下

定價金五圓八拾五錢

翻刻發行者

東京都神田區錦町一丁目十六番地  
師範學校教科書株式會社

代表者 森下 松衛

印刷者

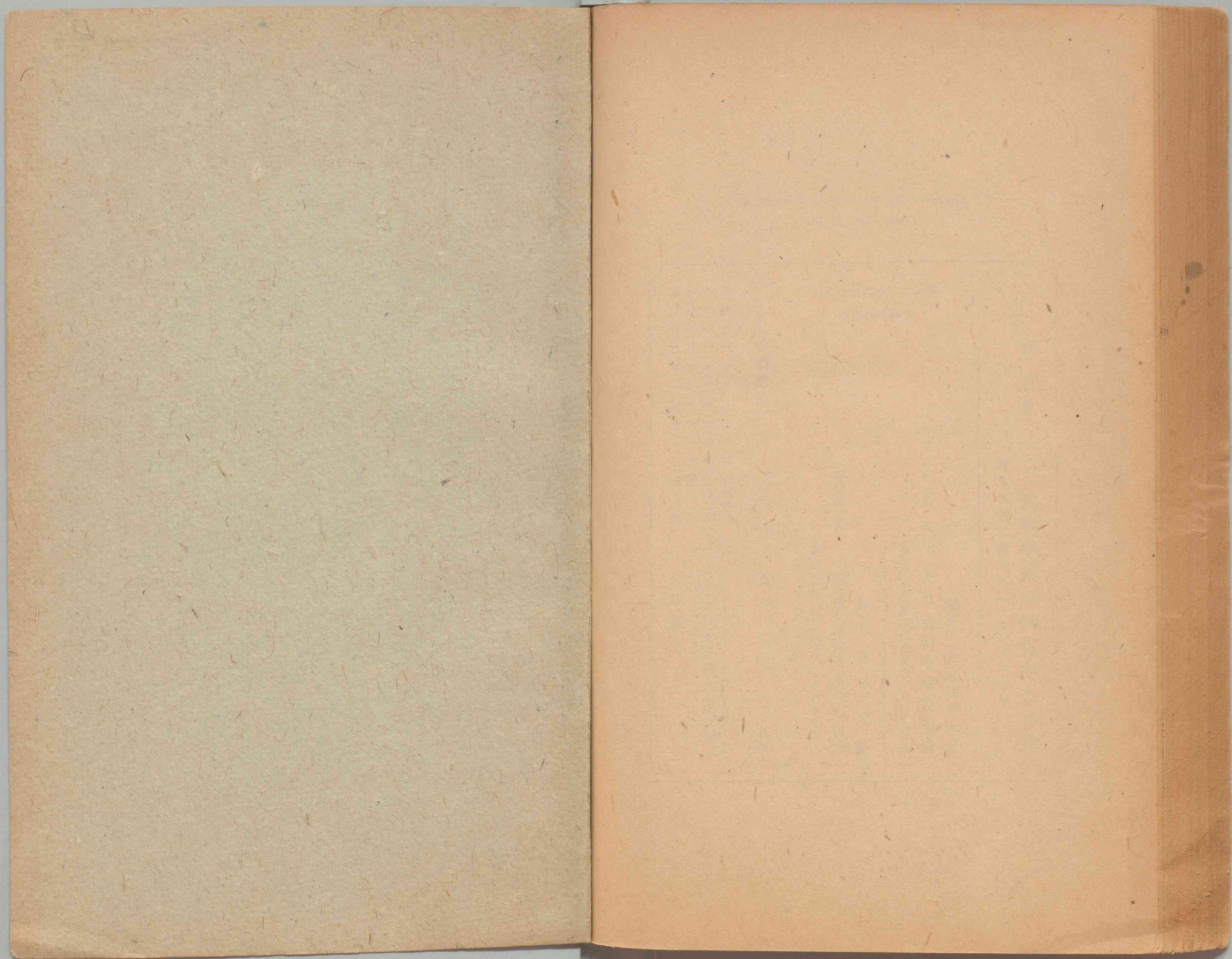
東京都半込區市谷加賀町一丁目十二番地  
大日本印刷株式會社

代表者 佐久間長吉郎

發行所

東京都神田區錦町一丁目十六番地  
師範學校教科書株式會社







広島大学図書

0130449647

